

税務署受付印



年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

Header information form including tax office name, address, taxpayer name, occupation, and phone number.

令和四年分以降用

年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

Correction request details form with sections for purpose of request, reasons, and attached documents.

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

Main calculation table with columns for request amount, tax amount, and various deductions and credits.

赤字の場合は0と書いてください

黒字の場合、百円未満の端数は切り捨ててください

（署税理士）（電話番号）

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

Form for the tax refund payment location, including options for bank transfer or public fund account.

※ 個人番号（マイナンバー）の記載がない場合は、公金受取口座を登録・利用することができません。

Final administrative form with fields for date, confirmation, and serial number.

書 き 方

- 1 この請求書は、国税通則法第23条のほか所得税法第152条から第153条の6までに規定する更正の請求をする場合（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第21条において、所得税法第152条から第153条の6までを準用する場合を含みます。以下同じです。）に提出するものです。
- 2 更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年です。
- 3 更正の請求の理由が、①一定期間の取引に関する事実に基づくものである場合は、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる事実を証する書類を、②①以外のものである場合は、その事実を証する書類を添付しなければなりません。
- 4 この請求書の各欄は、次により記載してください。
 なお、(4)及び(5)の記載については、下の記載例を参照してください。
 - (1) 「個人番号」欄には、更正の請求をする方の個人番号（マイナンバー）を記載します。
 なお、請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - (2) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「令和〇〇年分確定申告」、「令和〇〇年分決定通知」などと記載します。
 - (3) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条から第153条の6までに規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。
 - (4) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (5) 「添付した書類」欄には、更正の請求書に添付した書類名を記載します。

- (6) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（以下「確定申告の手引き」という。）などを参照してください。
- (7) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
 - ① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、
 - ② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、
 - ③ 登録されている公金受取口座への振込みを希望される場合は、「公金受取口座を利用する」欄の□にチェックを、
 記載してください。
 なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座（納税管理人を指定している場合等を除き、ご本人名義の口座に限り。）への振込みをご利用ください。
 （注1）ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。
 （注2）「公金受取口座を利用する」欄にチェックした場合、銀行等の名称、預金の種類、口座番号及び貯金総合通帳の記号番号の記載は不要です。
 なお、預貯金口座が記載されている場合は、記載された内容に基づき振込みの手続を行います。
- (8) 「公金受取口座への登録に同意する」欄には、記載した預貯金口座を公金受取口座として登録する場合に□にチェックを入れます。
 公金受取口座の利用に当たっては、確定申告の手引きをご覧ください。
- 5 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、更正の請求書に添付してください。
 - (1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
 - (2) 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】
 - (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 - (4) 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書
- 6 更正の請求書の提出に当たっては、請求をするご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄及び「添付した書類」欄の記載例】

○ 事業所得の金額について誤りがあった場合	
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	事業所得の必要経費（地代家賃：事務所の賃借料）について12月分（200,000円）の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。
添付した書類	決算書（又は収支内訳書）、帳簿書類（地代家賃部分）、事務所の賃借料（12月分）を支払った領収書
○ 医療費控除について控除額に誤りがあった場合	
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	令和×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院（△△市××××）へ支払った医療費（〇〇〇円）について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。
添付した書類	令和×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書（〇〇〇円）
○ 社会保険料控除について控除額に誤りがあった場合	
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	令和×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。
添付した書類	令和×年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
○ 扶養控除について控除額に誤りがあった場合	
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	特定扶養親族に該当する子（国税太郎、平成×年×月×日生）について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。
※ 控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要はありません。	
○ 住宅借入金等特別控除について控除額に誤りがあった場合	
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。
添付した書類	（特定増収策等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

税務署受付印



純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

(復興特別所得税の還付の請求はできません。)

納税地 (住所等)	(〒 -)	職業
フリガナ氏名		電話番号
個人番号		

税務署長 _____
 _____年____月____日提出

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還付請求金額 (下の還付請求金額の計算書の㉒の金額)	円
--------------------------------------	---

純損失の金額の生じた年分	年分	還付の請求が、事業の廃止、相当期間の休止、事業の全部又は重要部分の譲渡、相続によるものである場合は右の欄に記入してください。	請求の事由(該当する文字を○で囲んでください。) 事業の { 廃止 休止 譲渡 } 相続	左の事実の生じた年月日 ．． ．． ．． ．． ．．	この純損失の金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無 有・無
純損失の金額を繰り戻す年分 (純損失の金額の生じた年の前年分を書きます。)	年分				

還付請求金額の計算書 ()

○申告書と一緒に提出してください。
 (電話番号) 署 税 理 士

金 額				金 額			
円				円			
A 純損失の金額 年分の金額	総所得	変動所得 ①		B Aに繰り戻す前年分金額	総所得	変動所得 ④	
		その他 ②				その他 ⑤	
		山林所得 ③				山林所得 ⑥	
C 課税所得金額 前年分の金額	D Cに対する税額	総所得 ⑦		E 繰戻し後の課税所得金額	F Eに対する税額	総所得 ⑩	
		山林所得 ⑧				山林所得 ⑬	
		退職所得 ⑨				退職所得 ⑭	
		⑦に対する税額 ⑪				⑬に対する税額 ⑮	
		⑧に対する税額 ⑫				⑭に対する税額 ⑯	
		⑨に対する税額 ⑬				⑮に対する税額 ⑰	
		計 (100円未満の端数は切り捨ててください。) ⑬				計 (100円未満の端数は切り捨ててください。) ⑰	
	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 ⑭			純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (⑬-⑰)と⑱のいずれか少ない方の金額 ⑲			

千円未満の端数は切り捨ててください。

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____	貯金口座の記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)

税務署整理欄	通信日付印の年月日	確認	整理番号	一連番号
	年 月 日		0	
	番号確認	身元確認	確認書類	
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()		

書 き 方

- 1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。

(注) 復興特別所得税の還付の請求はできません。

- 2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。

※ 請求書を提出する際には、①個人番号（マイナンバー）の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

- 3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。

- (1) 「年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「年分の純損失の金額」欄

空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きません。

ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄

純損失の金額の内訳を書きます。

この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。

ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥欄の各欄

「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。

なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。

- (2) 「前年分の税額」⑦～⑪欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄

純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額（分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額）及びそれに対する算出税額の内訳を前

年分の確定申告書の控えなどから転記します。

ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄

純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額（※）を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

※ 分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。

また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額になります。

なお、税額控除額のうち、外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額が含まれている場合は、外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額及び源泉徴収税額を差し引く前の所得税額から所得税に係る外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額（復興特別所得税の額から控除される金額は含みません。）を差し引いた金額になります。

- (3) 「繰戻し額控除後の税額」⑮～⑲欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑮～⑰欄の各欄

「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。

なお、その差し引き方については、一定の順序がありますから、詳しくは税務署にお尋ねください。

ロ 「F Eに対する税額」⑱～⑳欄の各欄

「⑮」～「⑰」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。

なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから、税務署にお尋ねください。

- (4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、書いてください。

なお、還付される税金の受取りにには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

税務署受付印



所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書

_____ 税務署長

_____年 _____月 _____日 提出

納税地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 -)		
	(TEL - -)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	(〒 -)		
	(TEL - -)		
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
職業		フリガナ 屋号	

納税地を次のとおり異動又は変更したので申し出ます。

1 納税地 (〒 -)

住所・居所
事業所等の
区分 住所・居所・事業所等

(1) 異動・変更前の納税地 _____

(2) 異動・変更後の納税地 _____ 上記の「納税地」のとおり

2 振替納税に関する事項 (※管轄税務署が変更になる場合で、振替納税をご利用中の方のみご記入ください。)

振替納税を引き続き希望する。 はい ・ いいえ

3 その他参考事項

関与税理士

(TEL - -)

税務署 整理欄	整理番号	関係部門 連絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日	確認					
	年 月 日						

書 き 方

- 1 納税地の異動又は変更は確定申告書を提出することでできますが、確定申告書を提出する前に、納税地の異動又は変更をしたい方は、この申出書を異動・変更後の納税地を所轄する税務署長に提出してください。
- 2 振替納税をご利用の方で、引き続き振替納税を希望される方は、「2 振替納税に関する事項」の「はい」を○で囲んでください。○で囲まなかった方が、振替納税をご利用になるためには、新たに振替納税の手続が必要となります。



所得税・消費税の納税管理人の解任届出書

税務署長

____年 ____月 ____日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 -) (TEL - -)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)		
フリガナ			
氏名		生 年 月 日	年 月 日生
個人番号			
職業		フリガナ	
		屋号	

____年 ____月 ____日に届け出た納税管理人を解任したので届けます。

1 解任した納税管理人

〒 _____

住 所 _____

(居 所) _____

フリガナ _____

氏 名 _____

2 納税者の納税地

現在の納税地 _____

選任していた
ときの納税地 _____

3 納税管理人を解任した理由

4 その他参考事項

関与税理士 (TEL - -)

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
				確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()			

書 き 方

- 1 この届出書は、先に選任していた納税管理人を解任した場合に提出するものです。
- 2 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。
- 3 この届出書は、次により記載し、次の税務署長に提出してください。

「1 解任した納税管理人」欄には、解任した納税管理人が法人の場合は、「住所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には、法人名及び代表者等氏名を、それぞれ記載します。

「2 納税者の納税地」欄は、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と同一のときは、「現在の納税地」欄にその納税地を書いてその所轄税務署長に提出してください。

また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄及び「現在の納税地」欄にそれぞれの納税地を記載してそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出してください。

- ※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

(年分)

氏 名 _____

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。
 変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20%以上である場合に適用できます（詳しくは『変動所得・臨時所得の説明書』を参照してください。）。
 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩（申告書第三表（分離課税用）は⑭）までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

1 変動所得・臨時所得の金額

変 種 目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (A) - (B) - (C)
動	円	円	円	円
所				
得	本年分の変動所得の合計額			①
	①のうち雑所得に係る金額			②

臨 種 目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (A) - (B) - (C)
時	円	円	円	円
所				
得	本年分の臨時所得の合計額			③
	③のうち雑所得に係る金額			④

- 1 変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などを書きます。
- 2 臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などを書きます。

2 平均課税の税額の計算等

変平均所得の額の計算	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合	前々年分の変動所得の金額	⑤	円	← 前々年分又は前年分の申告で平均課税の適用を受けたかどうかにかかわらず、各年分の変動所得の金額を書いてください。
		前年分の変動所得の金額	⑥		
		変動所得の平均額 (⑤ + ⑥) × 1/2	⑦		← (⑤ + ⑥) × 1/2 の金額が赤字の場合には、①の金額を転記してください。 なお、(⑤ + ⑥) × 1/2 の金額が①の金額を超える場合は、この算式を使用せずに、⑦の欄を空欄のままとし、⑧の欄に③の金額をそのまま転記してください。
(2) (1)以外の場合	本年分の変動所得の金額 (上の①の金額)	⑦			
平均課税対象金額		(③ + ⑦)	⑧		
課税される所得金額			⑨		← 申告書第一表の「その他」欄の⑮に転記してください。
調整所得金額の計算・特別算	(1) ⑨の金額が⑧の金額を超える場合	調整所得金額 (⑨ - (⑧ × 1/5))	⑩	(1,000円未満の端数切捨て)	← 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩(申告書第三表(分離課税用)は⑭)の金額を転記してください。
		特別所得金額 (⑨ - ⑩)	⑪		
	(2) (1)以外の場合	調整所得金額 (⑨ × 1/5)	⑩	(1,000円未満の端数切捨て)	
		特別所得金額 (⑨ - ⑩)	⑪		
税額の計算	調整所得金額⑩に対する税額		⑫		← 確定申告の手引きの税金の計算の課税される所得金額に対する税額で求めた税額を書いてください。
	平均税率		⑬	%	← (⑫ / ⑩) × 100 (小数点以下切捨て) を書いてください。
	特別所得金額⑪に対する税額 (⑪ × ⑬)		⑭	円	← 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩(申告書第三表(分離課税用)は⑭)に転記してください。
	税額の計 (⑫ + ⑭)		⑮		

○ 次の該当する欄を書いてください。

変動臨時所得金額	(1) ④に金額のある場合 (上の④の金額)	⑯	円	← 申告書第一表の「その他」欄の⑯に転記してください。 また、上の①の金額が0円の方は、その「区分」欄に「3」を書いてください。それ以外の方は、「区分」欄は書きません。
	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合 (上の③の金額)	⑯		← 申告書第一表の「その他」欄の⑯に転記してください。
	(3) (1),(2)に該当しない方で②に金額のある場合 (上の②の金額)	⑯		← また、上の②の金額が0円の方は、その「区分」欄に「2」を書いてください。それ以外の方は、「区分」欄は書きません。
	(4) (1),(2),(3)以外の場合…申告書第一表の「その他」欄の⑯は書きません。			

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

（ 年分 ）

氏 名 _____

提出用

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、農業を営む方が、次の①及び②の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ① 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
- ② 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛

- (注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
- 2 免税対象飼育牛とは、上の①及び②の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額（税抜）が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額等」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の④までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

	①	②	③	④
農業所得	円	円	円	円
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	円			
① - ②				(青色申告者は青色申告特別控除後の金額)

- 1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）。
 - 2 ②欄には、上の①及び②の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「①収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のそのを超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。
 - 3 ③欄の金額を申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額等」欄の農業に転記してください。青色申告者で③欄の金額が黒字の場合は、「所得金額等」欄に青色申告特別控除後の金額を記入してください。③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。
- ※ この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業(事業)所得の金額(②欄の「所得金額」欄の金額)については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	④	円	← 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩の金額を書いてください。
配当控除	⑤		← 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑫の金額を書いてください。
投資税額等控除	⑥		← 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑬の金額を書いてください。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑦		← 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑭の金額を書いてください。
政党等寄附金等特別控除	⑧		← 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑮～⑰の金額を書いてください。
住宅耐震改修特別控除等	⑨		← 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑱～⑳の金額を書いてください。
差引所得税額 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)	⑩	(赤字のときは0)	
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	⑪		← 「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に書きした収入金額を書いてください。
⑪ × 5 %	⑫		
⑩ + ⑫	⑬		← 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩に転記してください。 なお、外国税額控除等を受ける方は税務署にお尋ねください。

○この計算書を使った方は、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩の金額の頭部に「⑬」と書いてください。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

（ 年分 ）

氏 名 _____

控
用

この計算書は、農業を営む方が、次の①及び②の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ① 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
- ② 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛

- (注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
- 2 免税対象飼育牛とは、上の①及び②の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額（税抜）が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額等」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

		① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 <small>(白色申告者のみ記入)</small>	所得金額(①-②-③)
		円	円	円	円
農 業 所 得	①				
	①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	②			
	① - ②	③			<small>(青色申告者は青色申告特別控除後の金額)</small>

- 1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）。
 - 2 ②欄には、上の①及び②の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「①収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のそのを超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。
 - 3 ③欄の金額を申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額等」欄の農業に転記してください。青色申告者で③欄の金額が黒字の場合は、「所得金額等」欄に青色申告特別控除後の金額を記入してください。③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。
- ※ この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業(事業)所得の金額(②欄の「所得金額」欄の金額)については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額	④	円	← { 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩の金額を書いてください。
配 当 控 除	⑤		← { 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑪の金額を書いてください。
投 資 税 額 等 控 除	⑥		← { 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑫の金額を書いてください。
(特 定 増 改 築 等) 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除	⑦		← { 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑬の金額を書いてください。
政 党 等 寄 附 金 等 特 別 控 除	⑧		← { 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑭～⑯の金額を書いてください。
住 宅 耐 震 改 修 特 別 控 除 等	⑨		← { 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑰～⑱の金額を書いてください。
差 引 所 得 税 額 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)	⑩	<small>(赤字のときは0)</small>	
免 税 対 象 飼 育 牛 以 外 の 特 定 の 肉 用 牛 の 売 却 に よ る 収 入 金 額 等	⑪		← { 「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に内書きした収入金額を書いてください。
⑪ × 5 %	⑫		
⑩ + ⑫	⑬		← { 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩に転記してください。 なお、外国税額控除等を受ける方は税務署にお尋ねください。

○この用紙は 控用 です。申告には、必ず 提出用 を使ってください。

○この計算書を使った方は、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩の金額の頭部に「⑩」と書いてください。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

所得の内訳書 (書き方については、控用の内訳書の裏面を読んでもください。)

住所 _____

氏名 _____

(_____ 年分)

提出用

所得の種類	所得の種類	所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号	所得の基となる資産の数	収入金額 <small>(課税収入) (課税除外収入)</small>	源泉徴収税額	支払確定年月又は支払を受けた年月
				円内	円	年 月
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				

国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類はこの裏面又は添付書類台紙に貼ってください。

添付書類
(国民年金保険料の支払証明書など)

所得の内訳書 (書き方については、控用の内訳書の裏面を読んでもください。)

住所 _____

氏名 _____

(_____ 年分)

所得の種類	種目	所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号	所得の基となる資産の数量	収入金額 <small>(課税額の前額)</small> <small>(源泉徴収額を引く)</small>	源泉徴収税額	支払確定年月又は支払を受けた年月
				円内	円	年 月
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				

控用

○この用紙は「控用」です。申告には、必ず「提出用」を使ってください。

書 き 方

○ この所得の内訳書は、申告書第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に書ききれない所得がある場合に使用します。

原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬については、同じ支払者から支払を受けた分については、1年分を一括して書いても差し支えありません。

(1) 「**所得の種類**」欄……この用紙に内訳を書く所得の種類を、次の(2)を参考として、例えば、営業等、不動産、利子、配当、給与、雑、退職などを書いてください。また、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を○で囲んでください。なお、所得の種類が同じものは、できるだけ欄がとびとびにならないように揃えて書いてください。

※ 特定口座に受け入れられた利子及び配当については、所得の種類を区分せず、まとめて「利子・配当」と記載しても差し支えありません。

(2) 「**種目**」欄……所得の種類の内容を、例えば次のように書いてください。

(所得の種類) (種 目)

営 業 等……原稿料、印税、弁護士や医師、税理士、公認会計士、映画・演劇の俳優、映画監督、職業野球選手、競馬の騎手、競輪選手、外交員の報酬など

不 動 産……地代、家賃、貸間代、小作料、土地・家屋の権利金、船舶、航空機の貸付料など

利 子……公社債の利子など

配 当……株式の配当、出資の配当、剰余金の分配など

給 与……給料、俸給、賞与、歳費など

雑……国民年金、厚生年金、恩給、原稿料、印税、講演料、貸金の利子（貸金業者のものを除く。）など

退 職……退職金、一時恩給など

(3) 「**所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号**」欄……所得の基因となる資産の所在地や給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号などを、次のように書いてください。

(所得の種類) (所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号)

営 業 等……診療報酬の支払をした基金、原稿料を支払った出版社、弁護士報酬などを支払った会社などの氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号など

不 動 産……貸地、貸家などの所在地など

利 子……利子などの支払者の名称、所在地・法人番号、電話番号など

配 当……株式などを発行している会社の名称、所在地・法人番号、電話番号など

給 与……給料などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号など

雑……原稿料や印税などを支払った出版社などの氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号など

退 職……退職金などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号など

(4) 「**所得の基因となる資産の数量**」欄……不動産所得、利子所得、配当所得についてだけ書いてください。書き方は、不動産所得については、貸地の面積、貸家の戸数など、利子所得については、元本の金額、口数など、配当所得については、株式の銘柄ごとの株式数などを書いてください。

(5) 「**源泉徴収税額**」欄……配当、給与、原稿料、退職金などの所得について、その支払を受ける際に源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を書いてください。

※ まだ配当、給与などの支払を受けていない場合で、その未払となっている所得についての所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額があるときは、その金額を「源泉徴収税額」欄に内書きしてください。

(6) 「**支払確定年月又は支払を受けた年月**」欄……無記名株式等の配当などについては、支払を受けた年月を書き、記名株式等の配当などについては、決算確定の年月のようにその支払を受けるべき金額が確定した年月を書いてください。なお、原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬で同じ支払者から支払を受けた1年分を一括して書いたものについては書き入れる必要はありません。

確定申告は自宅から e-Tax で！

スマホやパソコンで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax により確定申告ができます。

作成コーナー



損益の通算の計算書 （書き方については、裏面を読んでください。）

（ 年分 ）

氏 名

この計算書は、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く（以下「損益の通算」といいます。）際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します（申告書第四表（損失申告用）を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。）。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

1 経常所得の損益の通算

A	経 常 所 得	①	円
---	---------	---	---

・ 申告書第一表の「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩の金額の合計額を書きます（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

2 譲渡・一時所得の損益の通算

所 得 の 種 類		④ 差 引 金 額	③ 通 算 後	⑤ 特 別 控 除 額	⑥ 譲 渡 ・ 一 時 所 得 の 通 算 後		
B	譲 渡 期	短 期 総 合	円	⑦	円	円	
		長 分 離 (特定損失額)	△				
	一 時	短 期 総 合		算	⑧	円	円
		一 時		②	(赤字のときは0)	⑨	円

- 「④差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額を書きます。
「④差引金額」の「分離(特定損失額)」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額（以下「特定損失額」といいます。）について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます（詳しくは、税務署にお尋ねください）。
※ 譲渡資産の取得費（既に必要経費などに算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。
- 「一時」の②は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額（赤字のときは0）を書きます。
- 「譲渡」の「⑤特別控除額」の⑦及び⑧は、次により書いてください。
i 「⑥通算後」の⑦と⑧の合計額が50万円までの場合……それぞれの⑦と⑧の金額（赤字のときは0）を書きます。
ii 「⑥通算後」の⑦と⑧の合計額が50万円を超える場合……⑦・⑧の順に、それぞれの⑦と⑧の金額を書きます。ただし、⑦と⑧の合計額は50万円が限度となります。
- 「一時」の「⑤特別控除額」の⑨には、「一時」の②が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

3 損益の通算

所 得 の 種 類		④ 通 算 前	③ 第 1 次 通 算 後	⑤ 第 2 次 通 算 後	⑥ 第 3 次 通 算 後	⑩ 所 得 金 額
B	譲 渡 期	短 期 総 合	1 次 通 算	2 次 通 算	3 次 通 算	⑪
		長 分 離 (特定損失額)	△			⑫
	一 時	短 期 総 合		通 算	通 算	⑬
		一 時	①			⑭
C	山 林	→	⑦	算		⑮
D	退 職	→	⑧	⑨ (赤字のときは0)	算	⑯
所得金額の合計額（⑪から⑯までの合計額）						⑰

- 「④通算前」の①、③から⑥は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 譲渡・一時所得の損益の通算」より転記します。
- 「山林」の⑦及び「退職」の⑧は、山林所得（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）及び退職所得（赤字のときは0）を書きます。

○ 申告書への転記については、裏面を読んでください。

損益の通算の計算書の書き方

1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄

- (1) 「㉔通算後」の「譲渡」の各欄
「㉔差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「㉔差引金額」の金額をそのまま転記します。）。
- ・ 「㉔差引金額」が赤字と黒字の場合…「㉔差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。
- (2) 「㉕譲渡・一時所得の通算後」の各欄
「㉕通算後（※）」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。
- ※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「㉕通算後」の金額から「㉖特別控除額」を差し引いた金額になります。

2 「3 損益の通算」の各欄

- (1) 「㉖第1次通算後」の各欄
- イ 「㉔通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「㉔通算前」の金額をそのまま転記します。
 - ロ 「㉔通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。
 - ハ 「㉔通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。
- (2) 「㉗第2次通算後」の各欄
- イ 「㉖第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「㉖第1次通算後」の金額をそのまま転記します。
 - ロ 「㉖第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。
 - ハ 「㉖第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。
- (3) 「㉘第3次通算後」の各欄
- イ 「㉗第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。
 - ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「㉗第2次通算後」の金額をそのまま転記します。
- (4) 「㉙所得金額」の各欄
- イ 「㉘第3次通算後」の㉙と㉚の金額の合計額が黒字の場合…「㉙所得金額」の㉙には、㉙と㉚の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「㉘第3次通算後」の金額を転記します。
 - ロ イ以外の場合…「㉙所得金額」に「㉘第3次通算後」の金額を転記します。

3 申告書への転記

- (1) 申告書第一表
- イ 「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩
申告書第一表の「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩には、損益の通算前の金額を書きます（『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』参照）。
 - ロ 「収入金額等」欄の㉗、㉘及び「所得金額等」欄の⑩
 - i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合
③の金額を申告書第一表の「収入金額等」欄の㉗に、⑤の金額を「収入金額等」欄の㉘に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額等」欄の⑩にそれぞれ転記します。

ii i 以外の場合

- ⑨の金額を申告書第一表の「収入金額等」欄の㉘に、⑩の金額を「収入金額等」欄の㉙に、⑩と⑪の金額の合計額を「所得金額等」欄の⑩にそれぞれ転記します。
- ハ 「収入金額等」欄の㉗及び「所得金額等」欄の⑩
- ⑩の金額を申告書第一表の「収入金額等」欄の㉗に、⑩と⑪と⑫の金額の合計額を「所得金額等」欄の⑩にそれぞれ転記します。
- (2) 申告書第三表（分離課税用）
- 「所得金額等」欄の㉚及び㉛
 - ⑮の金額を申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㉚に、⑯の金額を「所得金額」欄の㉛にそれぞれ転記します。

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、裏面を参照してください。)

(この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告をする場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、『先物取引に係る雑所得等の説明書』を参照してください。)

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → 事業所得用
譲渡所得用
雑所得用

(年分)

氏名 _____

		①	②	③	合計 (①から③までの計)	
取引の内容	種類				/	
	決済年月日	・ ・	・ ・	・ ・		
	数量	枚	枚	枚		
	決済の方法					
収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額	①				
	譲渡による収入金額(※)	②				
	その他の収入	③				
	計 (①+③)又は(②+③)	④				
必要経費等	手数料等	⑤				
	②に係る取得費	⑥				
	その他		⑦			
			⑧			
			⑨			
小計 (⑦から⑨までの計)	⑩					
計 (⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩)	⑪					
所得金額 (④-⑪)		⑫				

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の④(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの(A収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の㉗(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの㉗)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の㉗(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの㉗)に「0」と書いてください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。
 ◎ ①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。
 ◎ ①から③の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。
 ◎ ⑦本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、④本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『____年分の所得税及び復興特別所得税の____申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)』も併せて作成してください。

「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」の記載例

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。
 (令和〇〇年分) 事業所得用 譲渡所得用 雑所得用

氏名 国税 太郎

		(A)	(B)	(C)	合計 (AからCまでの計)
取引の内容	種類	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	決済年月日	××・××・××	〇〇・〇〇・〇〇	△△・△△・△△	
	数量	40 枚	10 枚	30 枚	
	決済の方法	仕切	仕切	仕切	
収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額 ①	2,620,000 円	△ 300,000 円	90,000 円	2,410,000 円
	譲渡による収入金額(※) ②				
	その他の収入 ③				
	計(①+③)又は(②+③) ④	2,620,000	△ 300,000	90,000	2,410,000
必要経費等	手数料等 ⑤	166,000	83,000	240,000	489,000
	②に係る取得費 ⑥				
	その他の経費 ⑦	16,600	8,300	24,000	48,900
	計(⑦から⑨)までの計 ⑩	16,600	8,300	24,000	48,900
	計(⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩) ⑪	182,600	91,300	264,000	537,900
所得金額(④-⑪) ⑫	2,437,400	△ 391,300	△ 174,000	1,872,100	

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の⑤(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの△収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑦)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑦)に「0」と書いてください。

(※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。
 ◎ ①、④及び⑩欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。
 ◎ ①から③の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。
 ◎ ⑦本年の⑩欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、④本年の⑩欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、「〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の〇〇申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」も併せて作成してください。

- ◎ 事業所得用又は雑所得用としてこの明細書を作成する場合は次によります。
 - ①から③の各欄は、差金等決済ごとに記載してください。
 - 「種類」欄には、先物取引の内容に応じて、次のように記載してください。
 - 商品先物取引等
差金等決済を行った商品取引所及び商品名について、東商バージガソリン、堂島とうもろこし、NYMEX原油のように記載してください。
 - 金融商品先物取引等
差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、大阪ミニ225、大阪TOPIX、大阪長国OP-c、大阪日経225OP-p、大阪NYダウ、大阪金(標準)、為替証拠金米ドル/円、円3か月金利、円3か月金利OP、CME日経225先物(円建て)のように記載してください。
 - カバードワラントの取得
カバードワラントの差金等決済を行った金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び商品名を記載してください。
 - 「決済年月日」欄には、先物取引の差金等決済をした年月日を記載してください。
 - 「数量」欄には、差金等決済をした先物取引の数量を記載してください。
 - 「決済の方法」欄には、先物取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載してください。
 - 「差金等決済に係る利益又は損失の額」①欄には、先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載してください。なお、損失が生じた場合には、赤書き(△印)してください。
 - 「手数料等」⑤欄には、手数料等の額を記載してください。
(注)事業所得・雑所得用としてこの明細書を作成する場合には、②欄及び⑥欄への記載は必要ありません。
- ◎ カバードワラントの譲渡所得用としてこの明細書を作成する場合は、上記の事業所得又は雑所得用の記載方法に準じて記載するほか、次によります。
 - 「譲渡による収入金額」②欄には、カバードワラントの譲渡による収入金額を記載してください。
 - 「手数料等」⑤欄には、その譲渡のための手数料等の額を記載してください。
 - 「②に係る取得費」⑥欄には、その譲渡に係る購入価額、その購入のための手数料等の額を記載してください。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 _____

氏名 _____

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円 ㊦	円 ㊧	円 ㊨

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
2 の 合 計			㊰	㊱

医療費の合計	A	(㊦+㊰) 円	B	(㊧+㊱) 円
--------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで補てんされる金額		
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
㊲ × 0.05	(赤字のときは0円)	
㊲と10万円のいずれか少ない方の金額		
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円)	

A
B
C
D
E
F
G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊳の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※ 1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※ 2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限りです。

※ 3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(1) 「医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

※ 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

(2) 「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3) 「(2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引けません。

保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「1 医療費通知に記載された事項」に記入したものについては、記入しないでください。)

(1) 「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4) 「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5) 「(4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円
5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円
○△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限り)などがあ場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

添付又は提示が必要な書類

● この「医療費控除の明細書」(添付)

● 医療費通知(原本※)「1 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限りです。(添付)

※ 令和4年1月1日以後に令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は、原本に代えて電子証明書等に添付する電磁的記録印刷書面(電子証明等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。)を添付することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

● 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称(医療機関名等)を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

○ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

医師が発行した「おむつ使用証明書」

○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

温泉療養証明書

○ 指定運動療法施設の利用料金

運動療法実施証明書

○ ストマ用装具の購入費用

ストマ用装具使用証明書

○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】(次 葉)

氏 名 _____

「2 医療費(上記1以外)の明細」欄に記入しきれない場合に、この次葉に記入します。

2 医療費(上記1以外)の明細(つづき)

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
小		計		

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

住 所 _____ 氏 名 _____

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特定健康診査 <input type="checkbox"/> がん検診 <input type="checkbox"/> ()
(2) 発行者名 <small>(保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)</small>	

※取組に要した費用（人間ドックなど）は、控除対象となりません。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額 円	(4) (3)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額 円
合	計	A	B

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 控除額の計算

支払った金額	(合計) 円	A		
保険金などで補てんされる金額		B		
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	C		
医療費控除額 (C - 12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)	D		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> { 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記し、「区分」の□に「1」と記入します。 } </div>

重要なお知らせ

令和3年分の確定申告から「健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の添付又は提示は必要なくなり、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付のみが必要となりました。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、当該書類はご自宅等で保管してください。

セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、租税特別措置法第41条の17（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例）の適用を受ける場合に使用します。**この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。**

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費及び令和4年以降に購入された医薬品でスイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する一定の医薬品の購入費をいいます。

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

- (1) 「取組内容」欄
取組を行ったことを明らかにする書類(※)を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。
※ 下記の「5年間保管が必要な書類」をご確認ください。
- (2) 「発行者名」欄
取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

- (1) 「薬局などの支払先の名称」欄
医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。
領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。
- (2) 「医薬品の名称」欄
購入した医薬品の名称を記入します。
複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。
- (3) 「支払った金額」欄
医薬品の購入金額を記入します。
複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。
- (4) 「(3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄
生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

領収書の表示例	
国 税 薬 局	
売/門店 TF: 03-****-**** 東京都千代田区霞が関*****	
■ 領収書 ■	
XXXX年4月1日(土) 12:00	
★ゼイムEX	¥1,213
スツウヤク60	¥780
ハンドソープ	¥298
★カクテイ胃腸薬MN	¥661

小計 4点	¥3,222
合 計	¥3,777
内消費税	¥293
お預り	¥4,000
お 釣 り	¥778

★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

記入例

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税薬局	ゼイムEX、カクテイ胃腸薬MN	2,164 円	円
□□ドラッグストア	○○○○、○○○、○○○○○、○○○	13,753	
//	○○○、○○○、○○○○、○○○○		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

5年間保管が必要な書類

● 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限り、例えば次の書類です。

- インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
- 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- 職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されている必要があります。)
- 特定健康診査の領収書又は結果通知表
(「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)
- 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表
(「勤務先(会社等)名称」又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)

※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

● 特定一般用医薬品等の領収書

**家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例
の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書**
(裏面の2の(3)に当てはまる方は、この計算書を使用してください。)

(年分)

氏 名 _____

事業所得	総 収 入 金 額 ①	①	円	各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額（青色申告特別控除額は含みません。）を書きます。
	特例適用前の必要経費の額	②		
雑所得	総 収 入 金 額 (公的年金等に係るものを除きます。)	③		
給 与 所 得 の 収 入 金 額		④		
55 万 円 - ② - ④		⑤	(赤字のときは0)	・青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。
55 万 円 - ③ - ④		⑥	(赤字のときは0)	
特例適用後の必要経費の額	③がない場合	①と⑥とのいずれか少ない方の金額	⑦	・白色申告の場合は、収支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。
	③が⑤より少ないか同額の場合			
③が⑤より多い場合	②の金額	⑧		
雑所得	③と⑤とのいずれか少ない方の金額	⑨		

(注) 事業所得の中に、営業等所得のほかに農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。
雑所得の中に、業務に係る雑所得のほかにその他の雑所得がある場合には、⑨の金額を業務に係る雑所得の収入金額から控除し、控除しきれなかったときは、その他の雑所得の収入金額から控除します。その他の雑所得が赤字の場合は0円になります。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ

次の1に掲げる方（以下「家内労働者等」といいます。）の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の2に掲げる金額となります。

1 特例の対象となる方

特例の対象となる方は、次のいずれにも当てはまる方です。

- (1) 事業所得又は雑所得を有する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方
- (2) 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額と給与所得の収入金額との合計額が55万円に満たない方

(注) 1 「家内労働者」とは、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体、販売又はこれらの請負を業とする人から、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含みます。）について委託を受けて、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体に従事する方であって、その業務について同居の親族以外の人を使用しないことを常態とする方をいいます。

- 2 事業所得が赤字となる方及び公的年金等の雑所得以外の雑所得が赤字となる方で公的年金等の雑所得のある方は、税務署におたずねください。

2 必要経費算入額

1に当てはまる方の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の区分に応じて次のとおりです。

- (1) 事業所得がある場合で、業務に係る雑所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……事業所得の総収入金額（各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含みます。以下同じ。）と55万円のいずれか少ない方の金額
- (2) 業務に係る雑所得がある場合で、事業所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……業務に係る雑所得の総収入金額と55万円のいずれか少ない方の金額
- (3) 事業所得と業務に係る雑所得のいずれもある場合、又は給与所得の収入金額がある場合……**表面**の計算書により計算した金額

● 特例の適用を受けるための手続

i 2の(1)に当てはまる場合は、次の場合に応じそれぞれ次によります。

イ 青色申告の場合……青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

ロ 白色申告の場合……収支内訳書の「所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

ii 2の(2)に当てはまる場合は、業務に係る雑所得の総収入金額から2の(2)により計算した金額を控除した残額を申告書第一表の「所得金額等」欄の業務に書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

iii 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

iv 2の(3)に当てはまる場合は、表面の計算書により必要経費の額を計算し、計算書は申告書と一緒に提出してください。

令和 〇4 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

FA4024

1 住所及び氏名

住所	郵便番号	-
	電話番号	()
フリガナ		
氏名		

整理番号

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	フリガナ
氏名	氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	㉗ 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	(平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日)
契約日	㉘ 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
補助金等控除前の取得対価の額	㉙ <input type="text"/>	㉚ <input type="text"/>
交付を受ける補助金等の額	㉛ <input type="text"/>	㉜ <input type="text"/>
取得対価の額 (㉙ - ㉛) (㉚ - ㉜)	㉝ <input type="text"/>	㉞ <input type="text"/>
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書き込みます。	㉟ <input type="text"/>	㊱ <input type="text"/>
うち居住用部分の(床)面積	㊲ <input type="text"/>	㊳ <input type="text"/>

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㉠ 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
契約日	㉡ 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㉢ <input type="text"/>
交付を受ける補助金等の額	㉣ <input type="text"/>
増改築等の費用の額 (㉢ - ㉣)	㉤ <input type="text"/>
㉤のうち居住用部分の金額	㉥ <input type="text"/>
増改築等をした家屋の総床面積	㉦ <input type="text"/>

不動産番号 家屋 土地

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㉧ 家屋	㉨ 土地等	㉩ 合計	㉪ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㉫ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(㉫ × ㉧) × ㉬	㉭ (㉫ × ㉧の㉬)	㉮ (㉨ × ㉬の㉬)	㉯ (㉭ + ㉮) 又は (㉨の㉬ + ㉪の㉬)	㉰ (㉫ × ㉪の㉬)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	㉱ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉱ - ㉬)	㉲ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% 税率が10%の場合に㉱、㉲に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

あり

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉳ 住宅のみ	㉴ 土地等のみ	㉵ 住宅及び土地等	㉶ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㉷ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の㉸の割合	㉹ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高(付表)の㉹の金額	㉺ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
㉺と㉻のいずれか少ない方の金額	㉼ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
居住用割合	㉽ <input type="text"/>	㉾ <input type="text"/>	<input type="text"/>	㉿ <input type="text"/>
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㉼ × ㉿)	㊀ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉳の㉵ + ㉴の㉵ + ㉵の㉵ + ㉶の㉵)	㊁ <input type="text"/>			㊂ <input type="text"/>

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の⑫欄から⑮欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときは特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。	⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑬ 断熱改修工事等の費用の額	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑮ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
⑯ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	⑰ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮)	⑱ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑱又は⑱×㉿の㉿)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (⑱と⑲のいずれか少ない方の金額で最高200万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等)に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	⑲ <input type="text"/>

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。 番号 ⑳

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%-10% 同一年中取得	家屋:1 増改築等:2	㉑ ㉿又は㉿の金額 10%に係る部分のみ	㉒ ㉿の㉿又は ㉿の㉿の金額 10%に係る部分のみ	重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の㉓の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例	㉓ <input type="text"/>
---	---------------	-------------	----------------------	---------------------------	--	------	---------	------------------------

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。 要しない

整理欄 登家 登土 契家 契土 残 確 証 認定 付 仮 A B C

住民 台帳番号 一連番号

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。㉓住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

一面 提出用 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

令和04年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

氏名

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の①の金額を転記します。				①	円		
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)
1	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	$\text{①} \times 0.01 =$	② (最高40万円) 円	8	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……④() ⑧の金額() $\times 0.02$ $+ (\text{③} - \text{⑧}) \times 0.01 =$	② (最高12万5千円) 円
2	令和4年中に居住の用に供した場合 新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	$\text{①} \times 0.007 =$	② (最高21万円) 円				② (最高12万5千円) 円
	中古住宅又は増改築に該当するとき	$\text{①} \times 0.007 =$	② (最高14万円) 円				② (最高12万5千円) 円
2	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{①} \times 0.01 =$	② (最高40万円) 円	9	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……④() ⑧の金額() $\times 0.02$ $+ (\text{③} - \text{⑧}) \times 0.01 =$	② (最高12万円) 円
	平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{①} \times 0.01 =$	② (最高20万円) 円				② (最高12万5千円) 円
3	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合 平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{①} \times 0.004 =$	② (最高8万円) 円	9	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……④() ⑧の金額() $\times 0.02$ $+ (\text{③} - \text{⑧}) \times 0.01 =$	② (最高12万円) 円	
4	認定住宅等が認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当するとき	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	$\text{①} \times 0.01 =$ ② (最高50万円) 円	10	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……④() ⑧の金額() $\times 0.02$ $+ (\text{③} - \text{⑧}) \times 0.01 =$	② (最高12万円) 円
		令和4年中に居住の用に供した場合 新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	$\text{①} \times 0.007 =$ ② (最高35万円) 円				② (最高12万5千円) 円
		中古住宅に該当するとき	$\text{①} \times 0.007 =$ ② (最高21万円) 円				② (最高12万5千円) 円
5	認定住宅等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{①} \times 0.01 =$ ② (最高50万円) 円	11	令和4年中に居住の用に供した場合 新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	$\text{①} \times 0.009 =$ ② (最高45万円) 円	② (最高60万円) 円
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{①} \times 0.01 =$ ② (最高30万円) 円				② (最高27万円) 円
		平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{①} \times 0.01 =$ ② (最高30万円) 円				② (最高60万円) 円
6	認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき(※4)	令和4年中に居住の用に供した場合 新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	$\text{①} \times 0.007 =$ ② (最高31万5千円) 円	12	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき $\text{①} \times 0.012 =$ ② (最高60万円) 円	② (最高36万円) 円
		中古住宅に該当するとき	$\text{①} \times 0.007 =$ ② (最高21万円) 円				② (最高36万円) 円
7	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※4)	令和4年中に居住の用に供した場合 新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	$\text{①} \times 0.007 =$ ② (最高28万円) 円	12	平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{①} \times 0.012 =$ ② (最高60万円) 円	② (最高21万円) 円
		中古住宅に該当するとき	$\text{①} \times 0.007 =$ ② (最高21万円) 円				② (最高21万円) 円

二面は一面と一緒に提出してください。

- ※1 ②の金額を一面の②欄に転記します。
- ※2 ②欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 (特例)特別特例取得及び(特別)特定取得については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- ※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「1」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※5 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の②欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の③欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(②の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	③	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(②の金額)の合計額を記載します。	③	円

※ ③欄の金額を一面の③欄に転記します。

○ 不動産番号が第一面に書ききれない場合

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

※ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

1 住所及び氏名

住所	郵便番号	-	
	電話番号	()	
フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	

(共有者の氏名)

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	㉗ 平成 令和 . .	(平成 令和 . .)
契約日 契約区分	㉘ 平成 令和 . .	
補助金等控除前の 取得対価の額	㉙	㉚
交付を受ける 補助金等の額	㉜	㉝
取得対価の額 (㉙ - ㉜) (㉚ - ㉝)	㉛	㉞
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	㉟	㊱
うち居住用部分 の(床)面積	㊲	㊳

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㉘ 平成 令和 . .
契約日	㉜ 平成 令和 . .
補助金等控除前の 増改築等の費用の額	㉚
交付を受ける 補助金等の額	㉝
増改築等の費用の額 (㉚ - ㉝)	㉞
㉚のうち居住用部分の金額	㉟
増改築等をした 家屋の総床面積	㊱

不動産番号	家屋			土地		
-------	----	--	--	----	--	--

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㉑ 家屋	㉒ 土地等	㉓ 合計	㉔ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① /	/		/
(㉙, ㉜, ㉞) × ①	② (㉙ × ㉑の①)	③ (㉜ × ㉒の①)	㉕ (㉓の②+㉔の③)又は(㉒の②+㉑の③)	㉖ (㉜ × ㉔の①)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	③			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉕ - ③)	④			

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% 税率が10%の場合に㉙,㉚に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額) 円

あり

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉑ 住宅のみ	㉒ 土地等のみ	㉓ 住宅及び土地等	㉔ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑤			
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の㉑の割合	⑥			
住宅借入金等の年末残高(付表)の㉑の金額	⑦			
④と⑦のいずれか少ない方の金額	⑧			
居住用割合	⑨ ㉑ ÷ ⑧	㉚ ÷ ㉛		㉞ ÷ ㉟
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(⑧ × ⑨)	⑩			
住宅借入金等の年末残高の合計額(㉑の⑩+㉒の⑩+㉓の⑩+㉔の⑩)				⑪

※ ⑪の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑪」欄に転記します。

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の⑫欄から⑮欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときは特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控除の裏面を参照してください。	⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑬ 断熱改修工事等の費用の額	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑮ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
⑯ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	⑰ 特定の増改築等工事の費用の合計額(⑫+⑬+⑭+⑮)	⑱ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(⑬又は⑬×㉑の①)	⑲ 特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(⑬と⑱のいずれか少ない方の金額で最高200万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。 円

番号 ⑳ 〇〇

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%-10%同一年中取得	家屋:1 増改築等:2	㉑ ㉚又は①の金額 10%に係る部分のみ	㉒ ㉛又は②の金額 10%に係る部分のみ	重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の㉑の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	㉓	〇〇

令和04年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の①の金額を転記します。				①	円			
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(3から12のいずれかを選択する場合を除きます。)	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	①×0.01= ②	8	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……④() ⑧の金額()×0.02 + (④-⑧)×0.01=	②	
2		新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	①×0.007= ②	00		住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……④() ⑧の金額()×0.02 + (④-⑧)×0.01=	②	
00		中古住宅又は増改築に該当するとき	①×0.007= ②	00		②		
00		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	①×0.01= ②	00		②		
00	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	①×0.01= ②	00	9	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……④() ⑧の金額()×0.02 + (④-⑧)×0.01=	②	
00	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	①×0.01= ②	00	00		住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……④() ⑧の金額()×0.02 + (④-⑧)×0.01=	②	
00	平成25年中に居住の用に供した場合	①×0.01= ②	00	00	10	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……④() ⑧の金額()×0.02 + (④-⑧)×0.01=	②
3	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	①×0.004= ②	00	00	00		住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……④() ⑧の金額()×0.02 + (④-⑧)×0.01=	②
4	認定住宅等が認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当するとき	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	①×0.01= ②	11	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	①×0.012= ②	
5		新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	①×0.007= ②	00		令和4年中に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	①×0.009= ②
00		中古住宅に該当するとき	①×0.007= ②	00		中古住宅又は増改築に該当するとき	①×0.009= ②	
00		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	①×0.01= ②	00		平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	①×0.012= ②	
00	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	①×0.01= ②	00	00	00	平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	①×0.012= ②	
6	認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき(※4)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	①×0.007= ②	12	00	00	00	
00	中古住宅に該当するとき	①×0.007= ②	00	00	00	00	00	
7	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※4)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	①×0.007= ②	00	00	00	00	
00	中古住宅に該当するとき	①×0.007= ②	00	00	00	00	00	

二面
住

- ※1 ②の金額を一面の②欄に転記します。
- ※2 ②欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 (特例)特別特例取得及び(特別)特定取得については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- ※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「1」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※5 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の②欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の③欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(②の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	③	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(②の金額)の合計額を記載します。	③	円

※ ③欄の金額を一面の③欄に転記します。

○ 不動産番号が第一面に書ききれない場合

(1) [] (3) []
 (2) [] (4) []

※(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

令和 〇 4 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

1 住所及び氏名

住所	郵便番号	-	整理番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	電話番号	()	(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。						
フリガナ			フリガナ			フリガナ			
氏名			氏名			氏名			

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	㉗ 平成 令和 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>	(平成 令和 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>
契約日	㉘ 平成 令和 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>	
補助金等控除前の取得対価の額	㉙ <input type="text"/>	㉚ <input type="text"/>
交付を受ける補助金等の額	㉛ <input type="text"/>	㉜ <input type="text"/>
取得対価の額 (㉙ - ㉛)	㉝ <input type="text"/>	㉞ <input type="text"/>
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	㉟ <input type="text"/>	㊱ <input type="text"/>
うち居住用部分の(床)面積	㊲ <input type="text"/>	㊳ <input type="text"/>

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㉗ 平成 令和 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>
契約日	㉘ 平成 令和 <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/>
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㉙ <input type="text"/>
交付を受ける補助金等の額	㉛ <input type="text"/>
増改築等の費用の額 (㉙ - ㉛)	㉞ <input type="text"/>
㉞のうち居住用部分の金額	㉟ <input type="text"/>
増改築等をした家屋の総床面積	㊲ <input type="text"/>

不動産番号 家屋 土地

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㉑ 家屋	㉒ 土地等	㉓ 合計	㉔ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㉕ <input type="text"/>	㉖ <input type="text"/>	㉗ (㉕+㉖)	㉘ <input type="text"/>
(㉕, ㉖, ㉘) × ㉙	㉚ <input type="text"/>	㉛ <input type="text"/>	㉜ (㉚+㉛)	㉝ (㉘ × ㉙)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	㉞ <input type="text"/>	㉟ <input type="text"/>	㊱ <input type="text"/>	㊲ <input type="text"/>
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉚ - ㉞)	㊳ <input type="text"/>	㊴ <input type="text"/>	㊵ <input type="text"/>	㊶ <input type="text"/>

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% 税率が10%の場合に㉗, ㉘に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

なし あり

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉑ 住宅のみ	㉒ 土地等のみ	㉓ 住宅及び土地等	㉔ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㉕ <input type="text"/>	㉖ <input type="text"/>	㉗ <input type="text"/>	㉘ <input type="text"/>
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の㉙の割合	㉚ <input type="text"/>	㉛ <input type="text"/>	㉜ <input type="text"/>	㉝ <input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高(付表)の㉞の金額	㉟ <input type="text"/>	㊱ <input type="text"/>	㊲ <input type="text"/>	㊳ <input type="text"/>
㉕と㉟のいずれか少ない方の金額	㊴ <input type="text"/>	㊵ <input type="text"/>	㊶ <input type="text"/>	㊷ <input type="text"/>
居住用割合	㊸ <input type="text"/>	㊹ <input type="text"/>	㊺ <input type="text"/>	㊻ <input type="text"/>
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊴ × ㊸)	㊼ <input type="text"/>	㊽ <input type="text"/>	㊾ <input type="text"/>	㊿ <input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊼+㊽+㊾+㊿)	㋀ <input type="text"/>			㋁ <input type="text"/>

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の⑫欄から⑮欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超え、かつ特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。	⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 <input type="text"/>	⑬ 断熱改修工事等の費用の額 <input type="text"/>	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 <input type="text"/>	⑮ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額 <input type="text"/>
⑯ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額 <input type="text"/>	⑰ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮) <input type="text"/>	⑱ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑰又は⑰×㉑) <input type="text"/>	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (⑱と㉒のいずれか少ない方の金額で最高20万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。 番号 ⑳

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%-10%取得 <input type="checkbox"/>	家屋:1 増改築等:2 <input type="checkbox"/>	㉑ ㉒又は㉓の金額 10%に係る部分のみ <input type="text"/>	㉔ <input type="text"/>	重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の㉑の金額を転記してください。	重複適用 <input type="checkbox"/>	重複適用の特例 <input type="checkbox"/>	㉒ <input type="text"/>	㉓ <input type="text"/>	㉔ <input type="text"/>
---	-----------------------------------	--------------------------------------	---	------------------------	--	-------------------------------	----------------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。 要しない

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。㉑住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

一面 控用 ○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

令和04年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の①の金額を転記します。				①	円		
番号	居住の用に供した日等		算式等	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(3から12のいずれかを選択する場合を除きます。)	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	①×0.01=	8	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……④() ⑧の金額()×0.02 + (④-⑧)×0.01=	(最高40万円) 円
		新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	①×0.007=				(最高21万円) 円
		中古住宅又は増改築に該当するとき	①×0.007=				(最高14万円) 円
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	①×0.01=				(最高40万円) 円
2	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(3から12のいずれかを選択する場合を除きます。)	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき	①×0.01=	9	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……④() ⑧の金額()×0.02 + (④-⑧)×0.01=	(最高20万円) 円
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	①×0.01=				(最高20万円) 円
		住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当しないとき	①×0.01=				(最高20万円) 円
		平成25年中に居住の用に供した場合	①×0.01=				(最高20万円) 円
3	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき	①×0.004=	10	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……④() ⑧の金額()×0.02 + (④-⑧)×0.01=	(最高8万円) 円
		住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当しないとき	①×0.004=				(最高8万円) 円
4	認定住宅等が認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当するとき	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき	①×0.01=	11	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき ①×0.012=	(最高50万円) 円
		新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	①×0.007=				(最高35万円) 円
		中古住宅に該当するとき	①×0.007=				(最高21万円) 円
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	①×0.01=				(最高50万円) 円
5	認定住宅等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当しないとき	①×0.01=	12	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき ①×0.009=	(最高30万円) 円
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	①×0.01=				(最高30万円) 円
		住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当しないとき	①×0.01=				(最高30万円) 円
		平成25年中に居住の用に供した場合	①×0.01=				(最高30万円) 円
6	認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき(※4)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	①×0.007=	12	令和4年中に居住の用に供した場合	①×0.012=	(最高31万5千円) 円
		中古住宅に該当するとき	①×0.007=				(最高21万円) 円
7	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※4)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	①×0.007=	12	平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	①×0.012=	(最高28万円) 円
		中古住宅に該当するとき	①×0.007=				(最高21万円) 円

二面

控用

○この用紙は

控用

です。申告には、必ず

提出用

を使ってください。

- ※1 ②0欄の金額を一面の②0欄に転記します。
- ※2 ②0欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 (特例)特別特例取得及び(特別)特定取得については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- ※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「1」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※5 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の②0欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の②3欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(②0の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	②3	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(②0の金額)の合計額を記載します。	②3	円

※ ②3欄の金額を一面の②3欄に転記します。

○ 不動産番号が第一面に書ききれない場合

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

※(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1～8に留意して記載してください。併せて、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算・手続の詳細や令和3年以前に入居した方については、居住した年分の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご確認ください。

なお、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等をした部分に係る事項」欄

(1) 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「〔平成〇〇.〇〇.〇〇〕_{令和}」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

(2) ①「契約日・契約区分」の区分□は、住宅の新築に係る契約の場合は「1」を、新築住宅の購入に係る契約の場合は「2」を、買取再販住宅の購入に係る契約の場合は「3」を、中古住宅の購入に係る契約の場合は「4」を記入します。

(3) 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合、⑤欄、⑥欄又は⑦欄にその金額を書いてください。
 ※ 補助金等とは、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結した場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、⑤欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

また、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額と、「土地等」に係る補助金等の額とに区分した金額をそれぞれ⑤欄又は⑦欄に転記してください。

i 「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \text{⑤欄の金額(円)}}{\text{⑤欄の金額(円)} + \text{⑦欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \end{array} \Rightarrow \text{⑤欄へ転記}$$

ii 「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \text{⑦欄の金額(円)}}{\text{⑤欄の金額(円)} + \text{⑦欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \end{array} \Rightarrow \text{⑦欄へ転記}$$

(4) 「不動産番号」欄には、登記事項証明書の不動産番号を記入してください。

2 「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄

③欄は、住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下これを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受けた場合に書いてください。

なお、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合で、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てたときや家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでなく、かつ、共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額とに区分した金額をそれぞれ④の③欄又は⑥の③欄に転記してください。

i 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」に関し特例} \quad \text{「家屋及び土地等」に関し} \quad \frac{\text{⑤欄の金額(円)}}{\text{⑤欄の金額(円)} + \text{⑦欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \text{の適用を受けた金額} + \text{特例の適用を受けた金額} \times \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \end{array} \Rightarrow \text{④の③欄へ転記}$$

ii 「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」に関し特例} \quad \text{「家屋及び土地等」に関し} \quad \frac{\text{⑦欄の金額(円)}}{\text{⑤欄の金額(円)} + \text{⑦欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \text{の適用を受けた金額} + \text{特例の適用を受けた金額} \times \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \end{array} \Rightarrow \text{⑥の③欄へ転記}$$

3 「5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」欄

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等について、該当する文字を○で囲んでください。

なお、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%であるときには、「8%」及び「10%」の両方の文字を○で囲んでください。

4 「6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延」欄

令和2年9月30日までに住宅の新築に係る契約をした方、又は、令和2年11月30日までに新築住宅や中古住宅の購入に係る契約若しくは増改築等に係る契約をした方が、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年12月31日までに当該家屋を居住の用に供することができず、令和3年中に居住の用に供した場合は、「あり」に○をしてください。

5 「7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ⑤欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

(2) ⑨欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、⑤の⑨欄と⑥の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合の差が10%以内（⑨欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合（例えば、92.5%など）により比較します。）である場合には、それぞれ②欄の面積は「④×⑤の⑨」又は「④×⑦の⑨」とし、⑥の⑨欄は、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ⑥の⑨欄の記入に当たって、⑤の⑨欄と⑦の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑩欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

$$i \quad \text{⑥の⑧欄の金額(円)} \times \frac{\text{④の④欄又は⑦の④欄の金額(円)}}{\text{⑤の④欄の金額(円)}} \times \frac{\text{⑤の⑨欄又は⑦の⑨欄の割合(\%)}}{\text{⑧の⑨欄の割合(\%)}} = (\text{円})$$

$$ii \quad \text{⑥の⑧欄の金額(円)} \times \frac{\text{⑥の④欄の金額(円)}}{\text{⑤の④欄の金額(円)}} \times \text{⑥の⑨欄の割合(\%)} = (\text{円})$$

(4) ⑪欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日		⑪欄の最高限度額						
		二面番号1・4・11 (令和4年入居(特例)特別特例取得に該当)	二面番号2・3	二面番号6 (ZEH水準省エネ住宅)	二面番号7 (省エネ基準適合住宅)	二面番号5 (認定住宅の特例)	二面番号8~10 (特定増改築等)	二面番号12 (住宅の再取得等に 係る控除額の特例)
令和4年中	新築・買取再販	4,000万円	3,000万円	4,500万円	4,000万円	5,000万円	/	5,000万円
	中古住宅・増改築	(5,000万円)(※1)	2,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円		3,000万円
平成26年1月1日から 令和3年12月31日まで		/	4,000万円 (2,000万円)(※2)	/	/	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円	5,000万円 (3,000万円)(※3)
	平成25年中		2,000万円			3,000万円		3,000万円
	平成20年中		2,000万円			/		/

※1 認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当する場合（二面番号4）及び住宅の再取得等に係る控除額の特例に該当する場合（二面番号11）

※2 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が(特別)特定取得に該当しない場合

※3 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

6 二面への転記

一面⑭欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。

- (1) ⑫欄の金額がある場合は、二面番号8の⑭欄へ転記
- (2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、二面番号9の⑭欄へ転記
- (3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、二面番号10の⑭欄へ転記

7 「9（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算し、⑳欄に転記します。なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

- (1) 同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%である場合
「8%・10%同一年中取得」の欄に○をした上で、該当する番号を記載します。また、㉑欄には㉒欄又は㉓欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額について、㉔欄には④の④欄又は④の①欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額についてそれぞれ記載します。
- (2) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉕欄に記載します。
- (3) (2)以外の重複適用を受ける場合
「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉕欄に記載します。

8 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
㉖(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等（詳しくは、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご確認ください。）を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
㉗(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等のいずれも記載します。

用語の説明	<p>◆（特別）特定取得</p> <p>▶特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等をいいます。</p> <p>▶特別特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等をいいます。</p>	<p>◆（特例）特別特例取得</p> <p>▶特別特例取得とは、特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の区分に応じそれぞれ次の期間内に締結されているものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新築（認定住宅を含む。）の場合 …令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間 ●新築住宅（認定住宅を含む。）・中古住宅の購入、増改築の場合 …令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間 <p>▶特例特別特例取得とは、特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等をいいます。</p>
-------	--	--

(附表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(年分)

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④ 合 計 等	
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額) ①	/			円
		各共有者の共有持分 ②	—	—	—	
		各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(①×②) ③		円	円	円
	土地等	土地等の取得対価の額 ④	/			円
		各共有者の共有持分 ⑤	—	—	—	
		各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤) ⑥		円	円	円
		各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(③+⑥) ⑦				
取得した資産に係る借入金		各共有者の自己資金負担額 ⑧			(A+B+C)	円
		各共有者の単独債務による当初借入金額 ⑨			(A+B+C)	
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑩				
		連帯債務による当初借入金額 ⑪	/			円
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑫	/			

※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の⑤(増改築等の場合は3の②)及び2の⑦の金額をそれぞれ転記します。

※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。))に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)

※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。))と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。))とが異なる場合には、次により調整が必要となります。

- ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
- ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦-⑧-⑨) ⑬	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円	/
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑬÷⑪) ⑭		%		%		%	%
※小数点以下第2位まで書きます。							100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑫×⑭) ⑮		円		円		円	/
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩+⑮) ⑯							/

※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。

※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

政党等寄附金特別控除額の計算明細書

(年分)

氏 名 _____

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、本年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

1 寄附金の区分等

寄附金の 区分等	政党等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40 %		⑤	

政党等寄附金の額の合計額を書いてください。
(政党等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金 額
		円

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

2 政党等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 30 %	⑨	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25 %	⑪	(100円未満の端数切捨て)
政党等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉔の金額を転記してください。

申告書第一表の③の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑤～⑥欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書いてください。

政党等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附（政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の収支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの（以下「政党等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるといことはできません。

1 対象となる政治団体

- ① 政党（本部、支部とも含みます。）
- ② 政治資金団体

2 政党等寄附金特別控除額の計算

政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

- ① (本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30%
- ② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額

(注) 1 上記①の算式中の「本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 具体的な控除額の計算は、表面の『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

政党等寄附金特別控除を受ける方は、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』（表面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

また、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面）を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

※ 確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(年分)

氏 名 _____

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、本年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

1 寄附金の区分等

寄附金の 区分等	認定NPO法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40%		⑤	

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(認定NPO法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金 額
	. .	円
	. .	
	. .	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の②の金額を転記してください。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫	(赤字のときは0)
認定NPO法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑬	

申告書第一表の⑩の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑳～㉔欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるといえることはできません。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第4項に規定するNPO法人を含みます。）をいいます。

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定等の有効期間内に支出したものに限ります。）をいいます。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

① （本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%

② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額

注1 上記①の算式中の「本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合には「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。

4 具体的な控除額の計算は、表面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（表面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

① この『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』

② 寄附金を受領した認定NPO法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面）

(1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

(2) その寄附金の額

(3) その寄附金がその認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨

(4) その寄附金を受領したその認定NPO法人等の名称

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書 (令和4年分以降用)

(年分)

氏 名 _____

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

1 寄附金の区分等

寄附金の 区 分 等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40%		⑤	

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄 附 先 の 名 称	寄 附 年 月 日	金 額
	. .	円
	. .	
	. .	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の②の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書第一表の③の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑮～⑰欄)に転記してください。

ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の3で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるとはできません。

1 公益社団法人等寄附金

①から⑥の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、一定の要件を満たすもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。

① 公益社団法人及び公益財団法人、私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人、社会福祉法人、更生保護法人

② 国立大学法人、③ 公立大学法人、④ 独立行政法人国立高等専門学校機構

⑤ 独立行政法人日本学生支援機構、⑥ 大学共同利用機関法人

注1 上記②から④の法人に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実である一定のもの又は学生若しくは不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成若しくは研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

2 上記⑤の法人に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

3 上記⑥の法人に対する寄附金については、学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

①（本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%

② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額

注1 上記①の算式中の「本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。

3 具体的な控除額の計算は、表面の『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（表面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書きます。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 公益社団法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

この『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』のほかに、次の区分に応じた書類（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面）を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

1の①に該当する場合	1の②～⑥に該当する場合
(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付されたその法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限りません。）の写し	(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の行う学生等に対する修学の支援又は研究への助成等のための事業に充てられる寄附金である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付された次の書類 イ その法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限りません。）の写し ロ その寄附金が租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項又は第4項の要件を満たすことを文部科学大臣等により確認されたものであることを証する書類（その寄附金を支出する日の属する年の1月1日に発行されたものに限りません。）の写し

認定住宅等新築等特別税額控除額の計算明細書

(令和4年分以降用)

(年分)

氏 名

提出用

この明細書は、認定住宅等の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅等の取得をして居住の用に供した方が、認定住宅等新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅等新築等特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「認定住宅等新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 認定住宅等に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居 住 開 始 年 月 日	①	年 月 日	
総 床 面 積	②	㎡	
②のうち居住用部分の床面積	③		
床面積1㎡当たりの標準的な なかり増し費用の額	④	45,300	円
あなたの共有持分 ※ 共有の場合のみ書いてください。	⑤	/	

「登記事項証明書」の床面積（区分所有建物の場合は、区分所有する部分の床面積）を書きます。

不動産番号	
-------	--

家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、⑬欄のみ記入します。

標準的ななかり増し費用の額 (④ × ②)	⑥	円
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥ 又は (⑥ × ⑤)	⑦	
居 住 用 割 合 (③ ÷ ②) ※ 小数点以下第1位まで書きます。	⑧	%
居住用部分に相当する費用の額 (⑦ × ⑧)	⑨	円
認 定 住 宅 等 限 度 額	⑩	650万円
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	円
税 額 控 除 限 度 額 (⑪ × 10%)	⑫	(100円未満の端数切捨て)
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の⑳金額)	⑬	

⑧欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

4 本年分で差し引く認定住宅等新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭	円
配 当 控 除	⑮	
投 資 税 額 等 控 除	⑯	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑰	
政党等寄附金等特別控除	⑱	
住宅耐震改修特別控除	⑲	
住宅特定改修特別税額控除	⑳	
(⑭ - ⑮ - ⑯ - ⑰ - ⑱ - ⑳)	㉑	(赤字のときは0)
認定住宅等新築等特別税額控除額 (㉑と㉒のいずれか少ない方の金額又は ⑬と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉒	
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 (㉒ - ㉓)	㉓	

申告書第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。
住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

※ 前年に居住の用に供した住宅の場合は「0」となります。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

認定住宅等新築等特別税額控除額の計算明細書
(令和4年分以降用)

(年分)

氏 名

控
用

この明細書は、認定住宅等の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅等の取得をして居住の用に供した方が、認定住宅等新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅等新築等特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「認定住宅等新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 認定住宅等に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居 住 開 始 年 月 日	①	年 月 日	
総 床 面 積	②	㎡	
②のうち居住用部分の床面積	③		
床面積1㎡当たりの標準的な なかり増し費用の額	④	45,300	円
あなたの共有持分 ※ 共有の場合のみ書いてください。	⑤	/	

「登記事項証明書」の床面積（区分所有建物の場合は、区分所有する部分の床面積）を書きます。

不動産番号	
-------	--

家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、⑬欄のみ記入します。

標準的ななかり増し費用の額 (④ × ②)	⑥	円
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥ 又は (⑥ × ⑤)	⑦	
居 住 用 割 合 (③ ÷ ②) ※ 小数点以下第1位まで書きます。	⑧	%
居住用部分に相当する費用の額 (⑦ × ⑧)	⑨	円
認定住宅等限度額	⑩	650万円
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	円
税 額 控 除 限 度 額 (⑪ × 10%)	⑫	(100円未満の端数切捨て)
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の⑬の金額)	⑬	

⑧欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

4 本年分で差し引く認定住宅等新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭	円
配 当 控 除	⑮	
投 資 税 額 等 控 除	⑯	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑰	
政 党 等 寄 附 金 等 特 別 控 除	⑱	
住 宅 耐 震 改 修 特 別 控 除	⑲	
住 宅 特 定 改 修 特 別 税 額 控 除	⑳	
(⑭ - ⑮ - ⑯ - ⑰ - ⑱ - ⑲ - ⑳)	㉑	(赤字のときは0)
認定住宅等新築等特別税額控除額 (⑲と㉑のいずれか少ない方の金額又は ⑬と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉒	
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 (㉒ - ㉑)	㉓	
※ 前年に居住の用に供した住宅の場合は「0」となります。		

申告書第一表の「税金の計算」欄の⑭の金額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。
住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○ この用紙は 控 用 です。申告には、必ず 提出 用 を使ってください。

住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額

(令和4年分以降用)

(年分)

氏名 _____

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

- Ⅰ 令和4年1月1日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合
- Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を令和4年1月1日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①		円	「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	②			
(① - ②)	③			申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 なお、②の金額や認定住宅等新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
③と250万円のいずれか少ない方の金額	④			
住宅耐震改修特別控除額 (④ × 10%)	⑤		(100円未満の端数切捨て)	

※Ⅱ7の計算欄を併せてご確認ください。

不動産番号		家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。
※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。		

Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	⑥	年 月 日	
あなたの共有持分 <small>※共有の場合のみ書いてください。</small>	⑦	/	

共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	
氏 名	
フリガナ	
氏 名	

不動産番号		家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。
※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。		

2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑧から⑩のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)
 あなた又は同居親族の方について、⑧から⑩のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が50歳以上（同居親族の方の場合は65歳以上）	⑧	該当	同居親族の方が⑧から⑩のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。
障害者（⑧に該当する方を除きます。）	⑨	該当	氏名（ ）
要介護認定又は要支援認定を受けている（⑧又は⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	続柄（ ）

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑪		円	「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑫			
(⑪ - ⑫)	⑬			※50万円を超える場合に限りです。
⑬と⑬×⑦のいずれか少ない方の金額	⑭			
⑭と200万円のいずれか少ない方の金額	⑮			
(⑮ × 10%)	⑯		(100円未満の端数切捨て)	

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑰	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑱	
(⑰ - ⑱) ※ 50万円を超える場合に限りです。	⑲	
⑲と(⑲×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑳	
㉑と250万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のいずれか少ない方の金額	㉑	
(㉑ × 10%)	㉒	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉓	円
交付を受ける補助金等の合計額	㉔	
(㉓ - ㉔) ※50万円を超える場合に限りです。	㉕	
㉕と(㉕×⑦)のいずれか少ない方の金額	㉖	
㉖と250万円のいずれか少ない方の金額	㉗	
(㉗ × 10%)	㉘	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合(Ⅰ、Ⅱ3及びⅡ6と重複して適用できません。))

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉙	円
㉙に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉚	
(㉙ - ㉚) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛	
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉜	
㉜に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉝	
(㉜ - ㉝) ※50万円を超える場合に限りです。	㉞	
(㉛ + ㉞)	㉟	
㉟と(㉟×⑦)のいずれか少ない方の金額	㊱	
㊱と250万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のいずれか少ない方の金額	㊲	
(㊲ × 10%)	㊳	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合(Ⅰ、Ⅱ3及びⅡ5と重複して適用できません。))

住宅耐震改修の標準的な費用の額	㉔	円	← 「増改築等工事証明書」の「3(3)㉔ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉔ に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉕		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉔ - ㉕) ※50万円を超える場合に限りです。	㉖		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉗		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)㉔エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉗ に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉘		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉗ - ㉘) ※50万円を超える場合に限りです。	㉙		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉚		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)㉔キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉚ に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉛		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉚ - ㉛) ※50万円を超える場合に限りです。	㉜		
(㉖ + ㉙ + ㉜)	㉝		
㉝と(㉝×㉑)のいずれか少ない方の金額	㉞		
㉞と500万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のいずれか少ない方の金額	㉟		
(㉟ × 10%)	㊱	(100円未満の端数切捨て)	

7 その他の工事等に係る事項

(Ⅰ、Ⅱの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるⅠ、Ⅱの改修工事がある場合)

住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額 (工事の費用に補助金等の交付を受ける場合、その補助金等の額を控除した後の金額が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額を控除した後の金額に㉑を乗じた後の金額)	㊲	円	← { ㉖+㉙+(㉓+㉔)、㉞又は㉟ } の額を書きます。
㊲のうち工事限度額を超える部分の額	㊳		← [(㉖-㉙) + (㉔-㉕) + { (㉓-㉔) + (㉔-㉕)、(㉞-㉟) 又は (㉟-㉟) }] の額を書きます。
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額 (改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)	㊴		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)㉔ア ①、②、③、④、⑧又は㉔の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」欄の金額(改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)を書きます。
㊴ に関し交付を受ける補助金等の合計額 (改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)	㊵		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額(改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)を書きます。
(㊴ - ㊵)	㊶		
㊲と㊳及び㊶の合計額のいずれか少ない方の金額	㊷		
1,000万円 - (㊲ - ㊳) (0円未満となる場合は0円)	㊸		
㊷と㊸のいずれか少ない方の金額	㊹		
(㊹ × 5%)	㊺	(100円未満の端数切捨て)	

8 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (㉖+㉙+(㉓+㉔)+㉞+㉟)	㊻	円	← 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 ㊺又は認定住宅等新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
------------------------------------	---	---	--

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例により復興指定会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みません。以下同じです。）に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

（ 年分 ）

氏 名 _____

1 寄附金控除額の計算

寄附金の区分等	適用対象額 (最高8百万円※)	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
控除額の計算	所得金額の合計額	④	
	④ × 40%	⑤	
	③と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥	
	寄附金控除額 (⑥ - 2千円)	⑦	(赤字のときは0)
取得費の調整対象額の計算	⑤ - ②	⑧	(赤字のときは0)
	①と⑧のいずれか少ない方の金額	⑨	
	取得費の調整対象額 (⑨ - 2千円)	⑩	(赤字のときは0)

「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。
 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。
 ※適用対象額は、最高8百万円(令和2年12月31日までは、1千万円)です。なお、裏面の1の④に掲げる株式のうち令和3年3月31日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、1千万円を限度とします。

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。

(注) 申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額と同額になります。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。
 (注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
 ・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額
 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額(特別控除前の金額)
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑫の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。

控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定新規株式の銘柄		①	②	③	合計 (①+②+③)	
		円	円	円		
適用対象額(注1)		⑪	円	円	円	
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑫	(③の⑪/合計の⑪) %	(④の⑪/合計の⑪) %	(⑤の⑪/合計の⑪) %	100.00 %
	⑨ × ⑫	⑬	(⑨×⑫) 円	(⑨×⑫) 円	(⑨×⑫) 円	(⑨) 円
	2千円控除の内訳(注2)	⑭				2,000
	取得費の調整対象額 (⑬ - ⑭)	⑮	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	—

(注) 1 ⑪欄には、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。

2 ⑭欄は、⑫から④の合計額が2,000円となるように記入してください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

税務署整理欄	
資産課税部門	

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の①から⑥に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（以下「特定新規株式」といいます。）又は令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる⑦に掲げる復興指定会社により発行される株式（以下「復興株式」といいます。）を払込み（その発行に際してするものに限ります。以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式又は復興株式（その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（800万円（令和2年12月31日までは1,000万円）を限度とします。なお、①の④に掲げる株式のうち令和3年3月31日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、1,000万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）は適用されません。

1 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から⑥の株式会社をいい、特定新規株式とは①から⑥の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

また、⑦の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。

- ① 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。）・・・その株式会社により発行される株式
- ② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成30年3月31日までに同項の規定による指定を受けたもの・・・その株式会社により発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行されるもの
- ③ 内国法人のうち設立の日以後5年を経過していない株式会社（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小事業者に該当する会社であること等、一定の株式会社に限ります。）・・・その株式会社により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの又は一定の第一種少額電子募集取扱業務者が行う電磁募集取扱業務により取得されるもの
- ④ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から令和7年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式
- ⑤ 国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社・・・その株式会社により平成27年7月15日から令和6年3月31日までの間に発行されるもの
- ⑥ 内国法人のうち地域再生法第16条に規定する事業を行う株式会社・・・その株式会社により発行される株式で平成30年6月1日から令和6年3月31日までの間に発行されるもの

なお、同会社のうち、平成28年4月1日から平成30年5月31日までの間に認定地方公共団体の確認を受けた株式会社により、当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行される株式についても対象となります。

- ⑦ 令和3年改正前の東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社（復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一定の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といいます。）で令和3年3月31日までに指定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行されるもの

2 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）により、適用対象額を計算します。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。

具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

3 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の⑧から⑩で取得費の調整対象額を計算してください。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の⑫から⑮で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）を参照してください。

4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

- ③ ①の①から⑥の株式会社又は⑦の復興指定会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書

（注）①の①については都道府県知事が、②、⑥及び⑦については認定地方公共団体の長が、④については沖縄県知事が、⑤については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。

- ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書
- ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書
- ⑥ 投資契約書の写し

※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(年分)

氏 名 _____

国 庫 補 助 金 等 の 名 称		
国 庫 補 助 金 等 を 交 付 し た 者		国 / 地方公共団体 / その他 ()
交 付 の 目 的		
交 付 を 受 け た 年 月 日		年 月 日
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべきもの として交付を受けた資産の価額		円
国庫補助金等の交付に代わるべきもの として資産の交付を受けた事由		
交付を受けた国庫補助金等 をもって取得または改良 をした固定資産に関する明細	種類	
	細目	
国 庫 補 助 金 等 の 返 還 を 要 し な い こ と が 確 定 し た 日		年 月 日
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国 庫 補 助 金 等 の 交 付 の 条 件		
国 庫 補 助 金 等 を も っ て 取 得 又は改良等をする固定資産について、 取得または改良予定年月日		年 月 日
取 得 に 要 す る 金 額 の 見 込 額		円
内 訳		円
		円
		円
		円
そ の 他 参 考 事 項		

「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」の書き方

この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条に規定する国庫補助金等の総収入金額不算入の特例を受ける場合に使用します。

- 1 「国庫補助金等を交付した者」の欄は、「国」、「地方公共団体」又は「その他」のいずれかを○で囲み、（ ）内にはその者の名称等を記載します。
- 2 交付を受けた国庫補助金等をもって取得又は改良した固定資産がその年の前年以前の各年において取得又は改良した減価償却資産である場合には、「交付を受けた国庫補助金等の額又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額」欄には、下記の算式により計算した金額を記載します。
《算式》
$$\text{国庫補助金等の額} \times \frac{\text{減価償却資産の取得又は改良に要した金額} - \text{国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日の減価償却資産の減価償却累計額}}{\text{減価償却資産の取得又は改良に要した金額}}$$
- 3 「交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良等をした固定資産に関する明細」欄には、固定資産の種類や細目を記載します。
- 4 交付を受けた国庫補助金等の返還を要しないことが、その交付を受けた年の 12 月 31 日までに確定した方は、「交付を受けた年の 12 月 31 日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合」欄以下は記載する必要がありません。
- 5 「取得に要する金額の見込額」欄には、取得に要する見込額の全額を記載し、取得に要する金額が部分ごとに分けられる場合には、その部分ごとに「内訳」欄に内容及び金額を記載します。
- 6 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 7 根拠条文
所法第 42 条、第 43 条

参考事項

所法第 42 条又は第 43 条の適用を受けた固定資産の減価償却費の計算及び譲渡所得等の計算は、次によることとなりますので、ご注意ください。

- 1 交付された国庫補助金等の返還を要しないことが確定している場合
固定資産の取得又は改良に要した金額から、交付された国庫補助金等の金額（交付を受けた国庫補助金等をもって取得又は改良した固定資産がその年の前年以前の各年において取得又は改良した減価償却資産である場合には、上記 2 で計算した金額）を控除した金額をもって、その固定資産の取得価額又は改良費の額とします。
なお、交付を受けた国庫補助金等をもって取得又は改良した固定資産がその年の前年以前の各年において取得又は改良した減価償却資産である場合には、交付された国庫補助金等の金額から上記 2 で計算した金額を控除した金額に相当する金額は、その減価償却資産の取得又は改良の日からその国庫補助金等の返還を要しないこととなった日までの期間に係るその償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されなかったものとみなされます。
また、国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の取得価額は、ないものとします。
- 2 交付された国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合
固定資産の取得価額等を算出するに当たって、交付された国庫補助金等の金額を加算又は減算する必要はありません。

外国税額控除に関する明細書（居住者用） （令和2年分以降用）

（ 年分）

氏 名 _____

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相 手 国 での 課 税 標 準	左 に 係 る 外 国 所 得 税 額
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
計							円	円 ①

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外 国 所 得 税 額
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) _____ 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) _____ 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) _____ 円
計								円 ②

①の金額が②の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

① 円 - ② 円 = ③ 円 → 5の「⑬」欄に転記します。

①の金額が②の金額より少ない場合

② 円 - ① 円 = ④ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき③の金額	④ ① - ②
年分（3年前）	円	円	円 ⑤
年分（2年前）			円 ⑥
年分（前年）			円 ⑦
計		円 ⑧	
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本 年 発 生 額	⑨に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する金額（⑩ - ⑨）	
円 ⑩	円 ⑪	円 ⑫	

⑤、⑥、⑦の金額を4の「⑫前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円
復興特別所得税額	②	
所得総額	③	
調整国外所得金額	④	
所得税の控除限度額 (①× $\frac{④}{③}$)	⑤	
復興特別所得税の控除限度額 (②× $\frac{④}{③}$)	⑥	

2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、控用の裏面を読んでください）。

「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、控用の裏面を読んでください）。

2の⑧の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。

4の「⑤」欄及び5の「⑦」欄に転記します。

4の「⑥」欄及び5の「⑧」欄に転記します。

4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算								
控除限度額	所得税	③	円	控除余裕額	所得税	⑧	円	
	復興特別所得税	④			道府県民税	⑨		
	道府県民税	⑤			市町村民税	⑩		
	市町村民税	⑥			計	⑪		
	計	⑦			控除限度超過額	⑫		
外国所得税額	⑧							
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等								
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の控除限度額等
		⑬前年繰越額及び本年発生額	⑭本年使用額	⑮翌年繰越額(⑬-⑭)	⑯前年繰越額及び本年発生額	⑰本年使用額	⑱翌年繰越額(⑯-⑰)	
年分 (3年前)	所得税				⑲			円 翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
年分 (2年前)	所得税				⑲			円 翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
年分 (前年)	所得税				⑲			円 翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
合計	所得税		⑲			⑳		円
	道府県民税							
	市町村民税							
	計		㉑			㉒		
本年分	所得税	㉓	㉔		㉕			円
	道府県民税	㉖						
	市町村民税	㉗						
	計	㉘	㉙		㉚	㉛		

5 外国税額控除等額の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	⑦	円	所法第95条第1項による控除税額 (⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑭	円
復興特別所得税の控除限度額 (3の⑥の金額)	⑧		復興財確法第14条第1項による控除税額 (⑩がより小さい場合に⑩-⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑮	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額(※)	⑨		所法第95条第2項による控除税額 (4の①の金額)	⑯	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額(※)	⑩		所法第95条第3項による控除税額 (4の②の金額)	⑰	
所得税の控除可能額 (⑦の金額又は⑧とのいずれか少ない方の金額)	⑪		外国税額控除の金額 (⑭+⑮+⑯又は⑰)	⑱	
復興特別所得税の控除可能額 (⑧の金額又は⑩とのいずれか少ない方の金額)	⑫		分配時調整外国税相当額控除可能額(※)	⑲	
外国所得税額 (1の㉑の金額)	⑬		外国税額控除等の金額 (⑱+⑲)	⑳	

(※)分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(⑯～⑲欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、控用の裏面を読んでください。

外国税額控除に関する明細書（居住者用） （令和2年分以降用）

（ 年分）

氏 名 _____

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相 手 国 での 課 税 標 準	左 に 係 る 外 国 所 得 税 額
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) 円	(外貨) 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) 円	(外貨) 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) 円	(外貨) 円
計							円	円 ①

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外 国 所 得 税 額
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) 円
計								円 ②

①の金額が②の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

円 - 円 = 円 → 5の「⑬」欄に転記します。

①の金額が②の金額より少ない場合

円 - 円 = 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき③の金額	④ ① - ②
年分（3年前）	円	円	円 ⑤
年分（2年前）			円 ⑥
年分（前年）			円 ⑦
計		円 ⑧	
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本 年 発 生 額	⑨に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する金額（⑩ - ⑨）	
円 ⑩	円 ⑨	円 ⑪	

⑤、⑥、⑦の金額を4の「⑫前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

控 用

○この用紙は

控 用

です。申告には、必ず

提出用

を使ってください。

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円
復興特別所得税額	②	
所得総額	③	
調整国外所得金額	④	
所得税の控除限度額 (①× $\frac{④}{③}$)	⑤	
復興特別所得税の控除限度額 (②× $\frac{④}{③}$)	⑥	

2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、控用の裏面を読んでください）。

「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、控用の裏面を読んでください）。

2の⑧の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。

4の「⑤」欄及び5の「⑦」欄に転記します。

4の「⑥」欄及び5の「⑧」欄に転記します。

4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算							
控除限度額	所得税	③	円	控除余裕額	所得税	⑧	円
	復興特別所得税	④			道府県民税	⑨	
	道府県民税	⑤			市町村民税	⑩	
	市町村民税	⑥			計	⑪	
	計	⑦			控除限度超過額	⑫	
外国所得税額	⑧						

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等								
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の控除限度額等
		⑬前年繰越額及び本年発生額	⑭本年使用額	⑮翌年繰越額(⑬-⑭)	⑯前年繰越額及び本年発生額	⑰本年使用額	⑱翌年繰越額(⑯-⑰)	
年分 (3年前)	所得税				⑲			円 翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
年分 (2年前)	所得税				⑲			円 翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
年分 (前年)	所得税				⑲			円 翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
合計	所得税		⑲			⑳		円
	道府県民税							
	市町村民税							
	計		㉑			㉒		
本年分	所得税	㉓	㉔		㉕			円
	道府県民税	㉖						
	市町村民税	㉗						
	計	㉘	㉙		㉚	㉛		

5 外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	⑦	円	所法第95条第1項による控除税額 (⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑭	円
復興特別所得税の控除限度額 (3の⑥の金額)	⑧		復興財確法第14条第1項による控除税額 (⑩が⑧より小さい場合に⑩-⑧と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑮	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額(※)	⑨		所法第95条第2項による控除税額 (4の①の金額)	⑯	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額(※)	⑩		所法第95条第3項による控除税額 (4の②の金額)	⑰	
所得税の控除可能額 (⑦の金額又は⑧とのいずれか少ない方の金額)	⑪		外国税額控除の金額 (⑭+⑮+⑯又は⑰)	⑱	
復興特別所得税の控除可能額 (⑧の金額又は⑩とのいずれか少ない方の金額)	⑫		分配時調整外国税相当額控除可能額(※)	⑲	
外国所得税額 (1の㉑の金額)	⑬		外国税額控除等の金額 (⑱+⑲)	⑳	

(※)分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(⑭～⑲欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、控用の裏面を読んでください。

書 き 方

- 1 この明細書は、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が確定申告において所得税法第95条又は所得税法第165条の6及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第14条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第41条又は第42条に掲げる書類を添付してください。

外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ（居住者用）」、「外国税額控除を受けられる方へ（非居住者用）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）をご覧ください。

なお、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額（非居住者にあつては、恒久的施設帰属所得につき課される外国所得税額に限られます。以下同じです。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第41条第1項第1号及び第3号に掲げる書類を基礎として記載します。

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。

(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。

(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

(2) 「2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1の①の金額がある場合）に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

ロ 「④ ⑦から控除すべき⑩の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「⑩」欄の金額（最も古い年分の⑦の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の⑦の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（⑩の金額）を繰り越された控除限度超過額として、4の「⑥」、「⑧」、「⑨」欄にそれぞれ転記します。

ハ 「⑩」欄の金額のうち、「⑧」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

(3) 「3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。

なお、2の㊦の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ロ 「②」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を記載します。

ハ 「③」欄への記載については、以下のとおりです。

(イ) 居住者は、次の㊸と㊹の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得の金額については特別控除前の金額）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。

㊸ 事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）

㊹ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。

なお、2の㊦の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

(ロ) 非居住者は、所得税法 165 条第 1 項の規定により準じて計算する所得税法第 70 条第 1 項若しくは第 2 項（純損失の繰越控除）又は所得税法第 71 条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合、其年分の所得税法第 161 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げる国内源泉所得に係る所得金額を記載します。

なお、2の㊦の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ニ 「④」欄への記載については、以下のとおりです。

(イ) 居住者は、純損失若しくは雑損失の繰越控除又は上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除若しくは先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額（非永住者（年の中途において非居住者から非永住者となった場合を含みます。）については、非永住者期間内に生じた国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。）を記載します。ただし、その国外所得金額がロの「所得総額③」を超えるときは、「所得総額③」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは次の所得の金額の合計額（その合計額が0を下回る場合には、0）をいい、2の㊦の金額がある場合には、その金額も含まれます。それぞれの国外源泉所得について、その所得の金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載してこの明細書に添付してください。

㊸ 所得税法第 95 条第 4 項第 1 号に規定する国外源泉所得

※ 国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第 221 条の 4 第 1 項の規定の適用があるときは、この適用後の金額となります。この場合、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書』をこの明細書に添付してください。

㊹ 所得税法第 95 条第 4 項第 2 号から第 17 号までに規定する国外源泉所得（同項第 2 号から第 14 号まで、第 16 号及び第 17 号に掲げる国外源泉所得については、同項第 1 号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。）

ロ 非居住者は、所得税法第 165 条第 1 項の規定により準じて計算する所得税法第 70 条第 1 項若しくは第 2 項（純損失の繰越控除）又は所得税法第 71 条（雑損失の繰越控除）の規定を適用石内で計算した場合の、その年分の国外所得金額を記載します。ただし、その国外所得金額がロの「恒久的施設帰属所得金額②」を超えるときは、「恒久的施設帰属所得金額②」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは、恒久的施設帰属所得に係る所得金額のうち国外源泉所得に係る金額をいい、2 の㊦の金額がある場合には、その金額も含まれます。国外所得金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

ホ 「㊥」欄には、「所得税額①」に「所得総額③」のうち占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

ヘ 「㊦」欄には、「復興特別所得税額②」に「所得総額③」のうち占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第 95 条第 2 項又は同法第 165 条の 6 第 2 項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは所得税法第 95 条第 3 項又は同法第 165 条の 6 第 3 項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（㊦×12%又は6%）」又は「市町村民税（㊦×18%又は24%）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を㊦の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※ 申告年分の翌年の1月1日において日本国内に住所を有しない場合は、0と記載します。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（㊧～㊭）には、「外国所得税額⑩」の金額が「控除限度額」の「計㊮」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㊮」欄には、「外国所得税額⑩」の金額が「控除限度額」の「計㊮」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。

ホ 「控除余裕額」の「㊯本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㊮」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。

ヘ 「控除限度超過額」の「㊰本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊮」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

ト 「所得税の控除限度額等」の欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、その発生した年分の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」

欄の金額を転記します。

(5) 「5 外国税額控除額等の計算」欄

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄の「区分」の□には、次の区分に応じそれぞれ次の数字を記入します。

イ 外国税額控除のみ適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第1項による控除税額⑮」欄に金額がある場合は「1」を記載します。

ロ 外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第1項による控除税額⑮」欄に金額がある場合又は「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄に金額がある場合は「3」を記載します。

書 き 方 (国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用)

1 この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 95 条の 2 の規定（以下「国外転出時課税に係る外国税額控除」といいます。）の適用を受ける方（所法第 153 条の 6 の規定による更正の請求を行う方を含みます。）が、所法第 95 条第 10 項の規定により確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付すべきものです。

このほか、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、その適用に係る外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が所法第 95 条の 2 第 1 項に規定する外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条（同令第 43 条の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に掲げる書類を添付してください。

(1) 国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方

次のイ又はロに該当する方が適用を受けることができます。

イ 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。）をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方で、所法第 137 条の 2 第 1 項（第 2 項の規定により適用する場合を含みます。）の規定による納税の猶予を受けている方

ロ 国外転出をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けるべき方で、その国外転出の時までに国税通則法第 117 条第 2 項の規定による納税管理人の届出をしている方

(2) 適用要件

次のイ及びロの要件を満たす場合に適用を受けることができます。

イ 納税猶予に係る期限まで（上記(1)イの方の場合）又は国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限まで（上記(1)ロの方の場合）に、所得税法施行令第 226 条の 2 第 1 項に規定する対象資産（以下「対象資産」といいます。）の同項に規定する譲渡等（以下「譲渡等」といいます。）をした場合において、当該譲渡等により生じる所得（所法第 164 条第 1 項各号に定める国内源泉所得に該当するものを除きます。2 の(1)において同じです。）に対して課される外国所得税（日本以外の国又は地域の居住者等として課されるものに限り、2 の(1)において同じです。）を納付することとなること。

ロ イの外国所得税に関する法令において、その外国所得税額の計算に当たって所法第 60 条の 2 の規定の適用を受けたことを考慮しないものとされていること。

2 この明細書の次の欄は、それぞれ次により記載してください。

(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について記載するほか、国外転出をした後に納付すべきことが確定した外国所得税額のうち対象資産の譲渡等により生じる所得に対して課されるものについて記載します。

具体的には、当該外国所得税の課税期間の所得に対して課される外国所得税額から、当該対象資産の譲渡等により生じる所得がないものとした場合における当該課税期間の所得に対して課される外国所得税額を控除した金額（以下「対象資産外国所得税額」といいます。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。

ただし、次の場合には、それぞれ次に定める金額を「左に係る外国所得税額」の各欄に記載することとし、対象資産外国所得税額をその記載した金額の上段に括弧書きで記載してください。

(イ) 当該外国所得税が当該対象資産の相続（限定承認に係るものに限り、）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限り、）により生じる所得に課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第 137 条の 2 第 1 項に規定する納税猶予分の所得税額（当初の納税猶予分の所得税額。ただし、既に同条第 5 項の規定の適用があった

金額の合計額を除きます。) を超えるとき 当該納税猶予分の所得税額

(㉒) 当該外国所得税が当該対象資産の譲渡等(所法第60条の2第4項に規定する譲渡若しくは決済又は贈与による移転をいいます。)により課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第137条の2第5項に規定する政令で定めるところにより計算した金額(※「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」に従って計算した場合の⑦の金額)を超えるととき 当該計算した金額

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。

(㉓) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日(減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日)を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。

(㉔) 「減額された外国所得税額」欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合(1の⑩の金額がある場合)に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

ロ 「④ ①から控除すべき⑩の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「⑩」欄の金額(最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。)を書き、その控除後の残額(⑤の金額)を繰り越された控除限度超過額として、5の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。

ハ 「⑩」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

(3) 「3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「①」欄には、申告書第一表又は更正請求書の「再差引所得税額(基準所得税額)」欄の金額を転記します。

なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ロ 「②」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を記載します。

ハ 「③」欄には、次の㉕と⑬の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得の金額については特別控除前の金額)の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)を加算した金額)を記載します。

㉕ 事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)

⑬ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に

係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。

なお、2の⑤の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ニ 「④」欄には、純損失若しくは雑損失の繰越控除又は上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除若しくは先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合の本年分の国外所得金額（非永住者（年の中途において非居住者から非永住者となった場合を含みます。）については、非永住者期間内に生じた国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。）を記載します。ただし、国外所得金額が上記の「所得総額③」の金額を超えるときは、「所得総額③」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは次の所得の金額の合計額（合計額が0を下回る場合には、0となります。）をいい、2の⑤の金額がある場合には、その金額も含まれます。それぞれの国外源泉所得について、その所得の金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

④ 所法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得

※ 国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、この適用後の金額となります。この場合、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書』をこの明細書に添付してください。

⑤ 所法第95条第4項第2号から第17号までに規定する国外源泉所得（同項第2号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる国外源泉所得については、同項第1号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。）

⑥ 対象資産外国所得税額を課されることとなった対象資産の譲渡等に係る所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用により生じたものとみなされた所得

ホ 「⑤」欄には、「所得税額①」に「所得総額③」のうち占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

ヘ 「⑥」欄には、「復興特別所得税額②」に「所得総額③」のうち占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（㊦×12%又は6%）」又は「市町村民税（㊦×18%又は24%）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を㊦の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※ 申告年分の翌年の1月1日において、日本国内に住所を有しない場合は、0と記載してください。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（㊧～㊨）には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計㊩」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㊩」欄には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計㊩」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄に記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

- ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。
- ホ 「控除余裕額」の「㊸本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㊹」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。
- また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。
- へ 「控除限度超過額」の「㊹本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊺」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。
- なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。
- ト 「所得税の控除限度額等」の欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、その発生した年分の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄の金額を転記します。

(5) 「5 外国税額控除額等の計算」欄

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄の「区分」の□には、次の区分に応じそれぞれ次の数字を記載します。

- イ 外国税額控除のみ適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第1項による控除税額㊻」欄に金額がある場合は「1」を記載します。
- ロ 外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第1項による控除税額㊻」欄に金額がある場合又は「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄に金額がある場合は「3」を記載します。

外国税額控除に関する明細書（非居住者用） （令和2年分以降用）

（ 年分）

氏 名 _____

1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相 手 国 での 課 税 標 準	左 に 係 る 外 国 所 得 税 額
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) _____ 円	(外貨) _____ 円
計							円	円 ①

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外 国 所 得 税 額
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) _____ 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) _____ 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) _____ 円
計								円 ②

①の金額が②の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

① 円 - ② 円 = ③ 円 → 5の「⑬」欄に転記します。

①の金額が②の金額より少ない場合

② 円 - ① 円 = ④ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき③の金額	④ ① - ②
年分（3年前）	円	円	円 ⑤
年分（2年前）			円 ⑥
年分（前年）			円 ⑦
計		円 ⑧	
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本 年 発 生 額	⑨に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する金額（⑩ - ⑨）	
円 ⑩	円 ⑪	円 ⑫	

⑤、⑥、⑦の金額を4の「⑫前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円
復興特別所得税額	②	
所得総額	③	
調整国外所得金額	④	
所得税の控除限度額 (①× $\frac{④}{③}$)	⑤	
復興特別所得税の控除限度額 (②× $\frac{④}{③}$)	⑥	

2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、控用の裏面を読んでください）。

「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、控用の裏面を読んでください）。

2の⑧の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。

4の「⑤」欄及び5の「⑦」欄に転記します。

4の「⑥」欄及び5の「⑧」欄に転記します。

4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算							
控除限度額	所得税	③	円	控除余裕額	所得税	⑧	円
	復興特別所得税	④			道府県民税	⑨	
	道府県民税	⑤			市町村民税	⑩	
	市町村民税	⑥			計	⑪	
	計	⑦			控除限度超過額	⑫	
外国所得税額	⑧						

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等								
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の控除限度額等
		⑬前年繰越額及び本年発生額	⑭本年使用額	⑮翌年繰越額(⑬-⑭)	⑯前年繰越額及び本年発生額	⑰本年使用額	⑱翌年繰越額(⑯-⑰)	
年分 (3年前)	所得税				⑲			翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
年分 (2年前)	所得税							翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
年分 (前年)	所得税				⑲			翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
合計	所得税		⑲			⑳		
	道府県民税							
	市町村民税							
	計		㉑			㉒		
本年分	所得税	㉓	㉔		㉕			
	道府県民税	㉖						
	市町村民税	㉗						
	計	㉘	㉙			㉚		

5 外国税額控除等額の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	①	円	所法第165条の6第1項による控除税額 (⑪と⑫とのいずれか少ない方の金額)	⑬	円
復興特別所得税の控除限度額 (3の⑥の金額)	②		復興財確法第14条第2項による控除税額 (⑬が⑭より小さい場合に⑬-⑭)と⑮とのいずれか少ない方の金額)	⑭	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額(※)	③		所法第165条の6第2項による控除税額 (4の①の金額)	⑮	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額(※)	④		所法第165条の6第3項による控除税額 (4の②の金額)	⑯	
所得税の控除可能額 (①の金額又は②とのいずれか少ない方の金額)	⑤		外国税額控除の金額 (⑬+⑭+⑮又は⑯)	⑰	
復興特別所得税の控除可能額 (②の金額又は④とのいずれか少ない方の金額)	⑥		分配時調整外国税相当額控除可能額(※)	⑱	
外国所得税額 (1の㉑の金額)	⑦		外国税額控除等の金額 (⑰+⑱)	⑲	

(※)分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(⑱~⑲欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、控用の裏面を読んでください。

外国税額控除に関する明細書（非居住者用） （令和2年分以降用）

（ 年分）

氏 名 _____

1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相 手 国 での 課 税 標 準	左 に 係 る 外 国 所 得 税 額
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) 円	(外貨) 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) 円	(外貨) 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) 円	(外貨) 円
計							円	円 ①

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外 国 所 得 税 額
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) 円
計								円 ②

①の金額が②の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

① 円 - ② 円 = ③ 円 → 5の「⑬」欄に転記します。

①の金額が②の金額より少ない場合

② 円 - ① 円 = ④ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき③の金額	④ ① - ②
年分（3年前）	円	円	円 ⑤
年分（2年前）			円 ⑥
年分（前年）			円 ⑦
計		円 ⑧	
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本 年 発 生 額	⑨に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する金額（⑩ - ⑨）	
円 ⑩	円 ⑪	円 ⑫	

⑤、⑥、⑦の金額を4の「⑫前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

⑫の金額の計算上、総収入金額に算入します。

控 用

○この用紙は

控 用

です。申告には、必ず

提出用

を使つてください。

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円
復興特別所得税額	②	
所得総額	③	
調整国外所得金額	④	
所得税の控除限度額 (①× $\frac{④}{③}$)	⑤	
復興特別所得税の控除限度額 (②× $\frac{④}{③}$)	⑥	

2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、控用の裏面を読んでください）。

「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、控用の裏面を読んでください）。

2の⑧の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。

4の「⑤」欄及び5の「⑦」欄に転記します。

4の「⑥」欄及び5の「⑧」欄に転記します。

4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算							
控除限度額	所得税	③	円	控除余裕額	所得税	⑧	円
	復興特別所得税	④			道府県民税	⑨	
	道府県民税	⑤			市町村民税	⑩	
	市町村民税	⑥			計	⑪	
	計	⑦			控除限度超過額	⑫	
外国所得税額	⑧						

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等								
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の控除限度額等
		⑬前年繰越額及び本年発生額	⑭本年使用額	⑮翌年繰越額(⑬-⑭)	⑯前年繰越額及び本年発生額	⑰本年使用額	⑱翌年繰越額(⑯-⑰)	
年分 (3年前)	所得税				⑲			翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
年分 (2年前)	所得税							翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
年分 (前年)	所得税				⑲			翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
合計	所得税		⑲			⑳		
	道府県民税							
	市町村民税							
	計		㉑			㉒		
本年分	所得税	㉓	㉔		㉕			
	道府県民税	㉖						
	市町村民税	㉗						
	計	㉘	㉙			㉚		

5 外国税額控除等額の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	①	円	所法第165条の6第1項による控除税額 (⑪と⑫とのいずれか少ない方の金額)	⑬	円
復興特別所得税の控除限度額 (3の⑥の金額)	②		復興財確法第14条第2項による控除税額 (⑬がより小さい場合に⑭-⑮)と⑯とのいずれか少ない方の金額)	⑭	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額(※)	③		所法第165条の6第2項による控除税額 (4の①の金額)	⑮	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額(※)	④		所法第165条の6第3項による控除税額 (4の②の金額)	⑯	
所得税の控除可能額 (①の金額又は②とのいずれか少ない方の金額)	⑤		外国税額控除の金額 (⑬+⑭+⑮又は⑯)	⑰	
復興特別所得税の控除可能額 (②の金額又は④とのいずれか少ない方の金額)	⑥		分配時調整外国税相当額控除可能額(※)	⑱	
外国所得税額 (1の㉑の金額)	⑦		外国税額控除等の金額 (⑰+⑱)	⑲	

(※)分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(⑬~⑲欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、控用の裏面を読んでください。

書 き 方

- 1 この明細書は、恒久的施設を有する非居住者が確定申告において所得税法第 165 条の 6 及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第 14 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条に掲げる書類を添付してください。

非居住者に係る外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ（非居住者用）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）をご覧ください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額（恒久的施設帰属所得につき課される外国所得税額に限られます。以下同じです。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。

(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。

(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

(2) 「2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1の①の金額がある場合）に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

ロ 「④ ①から控除すべき①の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「①」欄の金額（最も古い年分の①の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の①の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（②の金額）を繰り越された控除限度超過額として、4の「③」、「④」、「⑤」欄にそれぞれ転記します。

ハ 「①」欄の金額のうち、「④」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

(3) 「3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。

なお、2の④の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算し

ます。

ロ 「②」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を記載します。

ハ 「③」欄には、所得税法第165条第1項の規定により準じて計算する所得税法第70条第1項若しくは第2項（純損失の繰越控除）又は所得税法第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の所得税法第161条第1項第1号及び第4号に掲げる国内源泉所得に係る所得金額を記載します。

なお、2の㊦の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ニ 「④」欄には、所得税法第165条第1項の規定により準じて計算する所得税法第70条第1項若しくは第2項（純損失の繰越控除）又は所得税法第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額を記載します。ただし、その国外所得金額がハの「所得総額③」を超えるときは、「所得総額③」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは、恒久的施設帰属所得に係る所得金額のうち国外源泉所得に係る金額をいい、2の㊦の金額がある場合には、その金額も含まれます。国外所得金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

ホ 「⑤」欄には、「所得税額①」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

ヘ 「⑥」欄には、「復興特別所得税額②」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第165条の6第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（㊥×12%又は6%）」又は「市町村民税（㊥×18%又は24%）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を㊥の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※ 申告年分の翌年の1月1日において日本国内に住所を有しない場合は、0と記載します。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（㊸～㊻）には、「外国所得税額㊼」の金額が「控除限度額」の「計㊽」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㊾」欄には、「外国所得税額㊼」の金額が「控除限度額」の「計㊽」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。

ホ 「控除余裕額」の「㊿本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㊾」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。

ヘ 「控除限度超過額」の「㊿本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊽」の金額がある場

合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

ト 「所得税の控除限度額等」欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、その発生した年分の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄の金額を転記します。

(5) 「5 外国税額控除額等の計算」欄

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄の「区分」の□には、次の区分に応じそれぞれ次の数字を記入します。

イ 外国税額控除のみ適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第2項による控除税額⑮」欄に金額がある場合には、「1」を記載します。

ロ 外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第2項による控除税額⑮」欄に金額がある場合又は「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄に金額がある場合には、「3」を記載します。

分配時調整外国税相当額控除に関する明細書 (令和4年分以降用)

(年分)

氏 名 _____

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項

金融商品取引業者等の「名称」、「法人番号又は所在地」	種類	配当等の額	源泉徴収税額 〔①〕	上場株式配当等控除額 〔②〕	控除所得税相当額 〔③〕	控除外国所得税相当額等 〔②-③〕	源泉徴収税額相当額 〔①+③〕
	特定 未成年者	円	円	円	円	円	円
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
合計額		(A)				(B)	(C)

2 上記1以外の配当等に係る事項

支払者又は支払の取扱者の「名称」、「法人番号又は所在地」	種別等	配当等の額	源泉徴収税額 〔④〕	通知外国税相当額 〔⑤〕	通知所得税相当額 〔⑥〕	支払確定又は支払年月日	源泉徴収税額相当額 〔④+⑥〕
		円	円	円	円	・ ・	円
						・ ・	
						・ ・	
						・ ・	
合計額		(D)		(E)			(F)

3 控除額等の計算

(1) 対象となる配当等の額（収入金額） （1の(A) + 2の(D)）	円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書第二表「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の「収入金額」欄に(1)の金額を、「源泉徴収税額」欄に(2)の金額を転記します。 ・ 「給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等」欄には、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書のとおり」と記入します。 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、裏面の書き方の2(3)を参照してください。 ・ 外国税額控除の適用を受ける場合には、(7)、(9)及び(10)の金額を、「外国税額控除に関する明細書」欄の5の⑨欄、⑩欄及び⑪欄にそれぞれ転記します。 ・ 外国税額控除の適用を受けない場合には、(10)の金額を、申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄に転記します。このとき、(8)の金額がある場合は、「外国税額控除等」欄の区分の口に「2」を記入します。
(2) 源泉徴収税額相当額 （1の(C) + 2の(F)）		
(3) 分配時調整外国税相当額控除額 （1の(B) + 2の(E)）		
(4) 再差引所得税額（基準所得税額） （申告書⑬欄の金額）		
(5) 復興特別所得税額 （申告書⑭欄の金額）		
(6) 所法第93条第1項の規定による控除額 ※ ((3)と(4)のうち、いずれか少ない方の金額)		
(7) 分配時調整外国税相当額控除後の所得税額 ((4)-(6))		
(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額 ((3)が(6)より大きい場合に ((3)-(6)) と(5)のいずれか少ない方の金額)		
(9) 分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額 ((5)-(8))		
(10) 分配時調整外国税相当額控除可能額 ((6)及び(8)の合計額)		

分配時調整外国税相当額控除に関する明細書 (令和4年分以降用)

(年分)

氏 名 _____

1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項

金融商品取引業者等の「名称」、「法人番号又は所在地」	種類	配当等の額	源泉徴収税額 〔①〕	上場株式配当等控除額 〔②〕	控除所得税相当額 〔③〕	控除外国所得税相当額等 〔②-③〕	源泉徴収税額相当額 〔①+③〕
	特定 未成年者	円	円	円	円	円	円
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
合計額	/	(A)	/	/	/	(B)	(C)

2 上記1以外の配当等に係る事項

支払者又は支払の取扱者の「名称」、「法人番号又は所在地」	種別等	配当等の額	源泉徴収税額 〔④〕	通知外国税相当額 〔⑤〕	通知所得税相当額 〔⑥〕	支払確定又は支払年月日	源泉徴収税額相当額 〔④+⑥〕
		円	円	円	円	. .	円
						. .	
						. .	
						. .	
合計額	/	(D)	/	(E)	/	/	(F)

3 控除額等の計算

(1) 対象となる配当等の額（収入金額） （1の(A) + 2の(D)）	円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書第二表「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の「収入金額」欄に(1)の金額を、「源泉徴収税額」欄に(2)の金額を転記します。 ・ 「給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等」欄には、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書のとおり」と記入します。
(2) 源泉徴収税額相当額 （1の(C) + 2の(F)）		
(3) 分配時調整外国税相当額控除額 （1の(B) + 2の(E)）		
(4) 再差引所得税額（基準所得税額） （申告書⑬欄の金額）		
(5) 復興特別所得税額 （申告書⑭欄の金額）		
(6) 所法第93条第1項の規定による控除額 ※ ((3)と(4)のうち、いずれか少ない方の金額)		
(7) 分配時調整外国税相当額控除後の所得税額 ((4)-(6))		
(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額 ((3)が(6)より大きい場合に ((3)-(6)) と(5)のいずれか少ない方の金額)		
(9) 分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額 ((5)-(8))		
(10) 分配時調整外国税相当額控除可能額 ((6)及び(8)の合計額)		

※ 申告分離課税の所得がある場合には、裏面の書き方の2(3)を参照してください。

・ 外国税額控除の適用を受ける場合には、(7)、(9)及び(10)の金額を、「外国税額控除に関する明細書」欄の5の⑨欄、⑩欄及び⑪欄にそれぞれ転記します。

・ 外国税額控除の適用を受けない場合には、(10)の金額を、申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄に転記します。このとき、(8)の金額がある場合は、「外国税額控除等」欄の区分の口に「2」を記入します。

控 用

○この用紙は

控 用

です。申告には、必ず

提 出 用

を使ってください。

書 き 方

- 1 この明細書は、確定申告において所得税法第93条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第13条の2に規定する分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第40条の10の2に掲げる分配時調整外国税相当額を証する書類（租税特別措置法第8条の5第1項第2号から第7号までに掲げる利子等又は配当等のみに係るものを除きます。）を添付してください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項」欄

この欄は、金融商品取引業者等から交付を受けた租税特別措置法施行規則第18条の13の5第1項に規定する特定口座年間取引報告書（以下「特定口座年間取引報告書」といいます。）又は同規則第18条の15の11第一項に規定する未成年者口座年間取引報告書（以下「未成年者口座年間取引報告書」といいます。）を基礎として記載します。なお、特定口座年間取引報告書及び未成年者口座年間取引報告書は、申告書に添付する必要はありません。

(2) 「2 上記1以外の配当等に係る事項」欄

この欄は、所規第40条の10の2に掲げる分配時調整外国税相当額を証する書類（租税特別措置法第8条の5第1項第2号から第7号までに掲げる利子等又は配当等のみに係るもので、分配時調整外国税相当額控除の適用を受けるものに係るものを含みます。）を基礎として記載します。

(3) 「3 控除額等の計算」欄

イ 「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄には、申告分離課税の所得がある場合は、次の①から③の場合に応じて、それぞれ次により記載します。

① 申告書第一表の「税金の計算」欄の32から40及び42の金額（以下「税額控除額等」といいます。）がない場合 申告書第三表の「税金の計算」欄の85、89、91、92の金額の合計額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額

② 税額控除額等がある場合で、その税額控除額等が申告書第三表の「税金の計算」欄の91の金額を超えない場合 税額控除額等を申告書第三表の「税金の計算」欄の85、86、87、88、90、89、91、92の順に差し引き、その残額のうち申告書第三表の「税金の計算」欄の85、89、91、92の金額に相当する金額の合計額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額

③ 税額控除額等がある場合で、その税額控除額等が申告書第三表の「税金の計算」欄の93の金額を超える場合 「0」

ロ 「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄には、上記イ①から③の場合に応じて「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」を記載した場合は、それぞれ次により記載します。

(イ) 上記イ①の場合 申告書第三表の「税金の計算」欄の85、89、91、92の金額の合計額に2.1%を乗じて計算した金額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額から「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄の金額を控除した残額のうち、いずれか少ない方の金額

(ロ) 上記イ②の場合 税額控除額等を申告書第三表の「税金の計算」欄の85、86、87、88、90、89、91、92の順に差し引いた残額のうち申告書第三表の「税金の計算」欄の85、89、91、92の金額に相当する金額の合計額に2.1%を乗じて計算した金額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額から「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄の金額を控除した残額のうち、いずれか少ない方の金額

(ハ) 上記イ③の場合 「0」

一般試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書
(令和4年分以降用)

(年分)

氏名 _____

試験研究費の額		①	円	税額	⑦=0の場合又は事業を開始した日の属する年である場合	⑩	0.085
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額		②	控除割合の計算	⑥>10%かつ令和5年分以前の場合の控除増率 〔(⑥ - $\frac{10}{100}$) × 0.5〕 (0.1を超える場合は0.1)	⑪	
	①のうち一般試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額		③		⑨>9.4%かつ令和5年分以前の場合 $\frac{10.145}{100} + (\textcircled{9} - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	⑫	
	控除対象試験研究費の額(②+③)		④		⑩及び⑫以外の場合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - \textcircled{9}) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	⑬	
					税額控除割合 ((⑩、⑫又は⑬)+⑩、⑫又は⑬)×⑪ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	⑭	
平均売上金額		⑤		税額控除限度額 (④×⑭)	⑮		円
				調整前事業所得税額	⑯		
試験研究費割合 (①÷⑤)		⑥		本年税額基準額の計算	令和5年分以前の場合 ⑥>10%の場合の特例加算割合 〔(⑥ - $\frac{10}{100}$) × 2〕 (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	⑰	
					⑳≥2%かつ①>㉑の場合の特例加算割合(0.05)	⑱	
税額控除割合の計算	比較試験研究費の額		⑦	本年税額基準額 (⑯×(0.25+⑰+⑱))	⑲		
	増減試験研究費の額 (①-⑦)		⑧		本年税額控除可能額 ⑮と⑲のうち少ない金額	⑳	
	増減試験研究費割合 (⑧÷⑦)		⑨		調整前事業所得税額超過構成額	㉑	
					所得税額の特別控除額 (⑳-㉑)	㉒	

基準年比売上金額減少割合及び基準年試験研究費の額の計算

本年分の売上金額	㉓		基準年比売上金額減少割合 (㉕÷㉔) (㉔=0の場合は0)	㉖	
令和元年分の売上金額 (基準売上金額)	㉔				
基準年比売上金額減少額 (㉔-㉓)	㉕		令和元年分の試験研究費の額 (基準年試験研究費の額)	㉗	

一般試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書（令和4年分以降用）

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項に規定する試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「③」欄には、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用しない特別試験研究費の額（『特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄と同じ金額）を記載してください。
- (3) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑩」欄の金額を記載します。
- (5) 「⑭」欄は、令和4年分及び令和5年分については「0.1又は」を消し、令和6年分以降については「又は0.14」を消します。
- (6) 「⑯」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (7) 「⑱」欄には、⑳ \geq 2%かつ㉑ $>$ ㉒の場合に「0.05」を記載します。
- (8) 「㉔」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「㉓」、「㉔」欄の売上金額とは、棚卸資産（所得税法第2条第1項第16号）の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額とします。
- (10) 「㉔」欄には、事業を開始した日の属する年分が令和元年である場合には、令和元年分の売上金額に12を乗じて、これを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。
- (11) 「㉒」欄には、事業を開始した日の属する年分が令和元年である場合には、令和元年分の試験研究費の額に12を乗じて、これを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条第1項、第2項及び第3項

中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書
(令和4年分以降用)

(年分)

氏名 _____

試験研究費の額	①	円	中小事業者税額控除限度額 (④×(⑫又は0.12))	⑬	円	
控除対象試験研究費の額	②		調整前事業所得税額	⑭		
①のうち中小事業者の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	③		令和5年税分以前基準額の計算 本年税額基準額 (⑭×((⑮、(0.25+⑯)又は0.25)+⑰))	⑦>9.4%の場合	⑮	0.35
控除対象試験研究費の額 (②+③)	④			⑨>10%の場合の特例加算割合 〔(⑨- $\frac{10}{100}$)×2〕 (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	⑯	
増減試験研究費の額の計算	⑤		本年税額基準額 (⑭×((⑮、(0.25+⑯)又は0.25)+⑰))	⑳≥2%かつ①>㉑の場合の特例加算割合(0.05)	㉑	
比較試験研究費の額	⑥				㉑	
増減試験研究費の額 (①-⑤)	⑥		本年税額控除可能額 (⑬と⑱のうち少ない金額)	㉑		
増減試験研究費割合 (⑥÷⑤)	⑦				㉑	
試験研究費割合の計算	⑧	円	調整前事業所得税額超過構成額	㉑		
平均売上金額	⑧				㉑	
試験研究費割合の計算	⑨		所得税額の特別控除額 (⑱-㉑)	㉑		
割増前税額控除割合 〔 $\frac{12}{100} + (\frac{7}{100} - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$ 〕 (0.12未満の場合、⑤=0の場合又は事業を開始した日の属する年である場合は0.12)	⑩				㉑	
⑨>10%の場合の控除割増率 〔(⑨- $\frac{10}{100}$)×0.5〕 (0.1を超える場合は0.1)	⑪					
税額控除割合 (⑩+⑩×⑪) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	⑫					

基準年比売上金額減少割合及び基準年試験研究費の額の計算

本年分の売上金額	㉒		基準年比売上金額減少割合 (㉒÷㉓) (㉓=0の場合は0)	㉓	
令和元年分の売上金額 (基準売上金額)	㉓			㉓	
基準年比売上金額減少額 (㉒-㉓)	㉔		令和元年分の試験研究費の額 (基準年試験研究費の額)	㉔	

中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(令和4年分以降用)

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第4項に規定する中小事業者の試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、措法第10条第1項の適用を受ける年分又は事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「税額控除割合の計算⑤～⑫」欄は、令和4年分から令和5年分の各年分の場合にのみ記載します。

なお、開業1年目については、「⑫」欄は「0.12」、「⑮」欄は「0.25」となりますので、「⑬」欄の「（又は0.12）」を消し、「⑱」欄の「（0.25+⑯）又は0.25」を消します。

(2) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(3) 「③」欄には、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用しない特別試験研究費の額（『特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄と同じ金額）を記載してください。

(4) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑩」欄の金額を記載します。

なお、0の場合は、「⑩」欄に「0.12」を記載します。

(5) 「⑧」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。

(6) 「⑭」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(7) 「⑰」欄には、⑳ \geq 2%かつ㉑>㉒の場合に「0.05」を記載します。

(8) 「⑳」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄のBの金額を記載します。

(9) 「㉑」、「㉒」欄の売上金額とは、棚卸資産（所得税法第2条第1項第16号）の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額とします。

(10) 「㉓」欄には、事業を開始した日の属する年分が令和元年である場合には、令和元年分の売上金額に12を乗じて、これを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。

(11) 「㉔」欄には、事業を開始した日の属する年分が令和元年である場合には、令和元年分の試験研究費の額に12を乗じて、これを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条第4項、第5項及び第6項

特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏名 _____

特別試験研究費の額 (⑭の計)	①	円	調整前事業所得税額	⑦	円
控除対象済特別試験研究費の額	②		本年税額基準額 $(⑦ \times \frac{10}{100})$	⑧	
差引対象特別試験研究費の額 (①-②)	③		本年税額控除可能額 (⑥と⑧のうち少ない金額)	⑨	
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (③と⑮のうち少ない金額)	④		調整前事業所得税額超過構成額	⑩	
③のうち税額控除割合が25%である試験 研究に係る特別試験研究費の額 (③-④)と⑮のうち少ない金額)	⑤		所得税額の特別控除額 (⑨-⑩)	⑪	
特別研究税額控除限度額 $(④ \times \frac{30}{100} + ⑤ \times \frac{25}{100} + (③ - ④ - ⑤) \times \frac{20}{100})$	⑥				

特別試験研究費の額の明細

措法第10条第7項 旧措法第10条第6項 各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
⑫	⑬	⑭
第1号・第2号・第3号		円
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
計		
⑭の計のうち⑫が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額		⑮
⑭の計のうち⑫が第2号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額		⑯

特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第7項又は令和3年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第6項に規定する特別試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、『試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄、もしくは、『中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄の金額を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (3) 「⑨」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑦」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条第7項、旧措法第10条第6項、令和3年改正法附則第25条

試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額及び
比較試験研究費の額の計算に関する明細書

(年分)

氏名 _____

I 平均売上金額の計算に関する明細書			
年 分	売 上 金 額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改 定 売 上 金 額 (②×③)
①	②	③	④
売上調整年分	年分	円	円
	年分		
	年分		
本年			
計			
平均売上金額 (④の計) ÷ (1 + 売上調整年分数)		⑤	円

II 比較試験研究費の額の計算に関する明細書

年 分	試 験 研 究 費 の 額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改 定 試 験 研 究 費 の 額 (⑦×⑧)
⑥	⑦	⑧	⑨
調整対象年分	年分	円	円
	年分		
	年分		
計			
比較試験研究費の額 (⑨の計) ÷ (調整対象年分数)		⑩	円

**試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額及び
比較試験研究費の額の計算に関する明細書**

1 記載要領

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項又は第4項若しくは令和3年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項又は第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

(1) 「①」及び「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の前日3年以内に開始した各年分を記載します。

(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。

(3) 「③」及び「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。

(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条、旧措法第10条

中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏名 _____

租税特別措置法第10条の3第1項各号の該当号		①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
資産区分	種 類	②					
	機 械 装 置 等 の 名 称	③					
	取 得 年 月 日	④	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	⑥		円	円	円	円
改 定 取 得 価 額 (⑥又は⑥× $\frac{75}{100}$)	⑦						
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
本年分	取 得 価 額 の 合 計 額 (⑦の合計)	⑧					円
	税 額 控 除 限 度 額 (⑧× $\frac{7}{100}$)	⑨					
	調 整 前 事 業 所 得 税 額	⑩					
	本 年 税 額 基 準 額 (⑩× $\frac{20}{100}$)	⑪					
	本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫					
	調 整 前 事 業 所 得 税 額 超 過 構 成 額	⑬					
	本 年 税 額 控 除 額 (⑫-⑬)	⑭					
				前年繰越			
				分			
					差引本年税額基準額残額 (⑪-⑫)	⑮	
					繰越税額控除限度超過額 (⑫の「 年分」(前年分))	⑯	
					同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
					調整前事業所得税額超過構成額	⑱	
					本年繰越税額控除額 (⑰-⑱)	⑲	
					所得税額の特別控除額 (⑭+⑲)	⑳	
翌年繰越税額控除限度超過額の計算							
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額		本年控除可能額		翌年繰越額 (㉑-㉒)		
	⑳		㉑		㉒		
年分 (前年分)		円	(⑰の金額)	円			
本年分	(⑨の金額)		(⑫の金額)		外		円
合 計							
機 械 装 置 等 の 概 要							

中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第3項、第4項に規定する中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の3」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
- (2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に $\frac{75}{100}$ を乗じて計算した金額を記載し、同項第1号から第3号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額を転記します。
- (5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (6) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑮」欄には、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。
ただし、措法第10条の5の2第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を当該額から控除した後の額を記載します。
- (8) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑨」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「⑲」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- (10) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の3

特別修繕準備金に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

1 準備金の積立限度額の計算等

資産の種類及び名称		①					合計	
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		②		
翌年繰越額の計算	前年末における特別修繕準備金の額	③	円	円	円	円	円	
	本年取崩額	特別修繕費を支出した場合による取崩額	④					
		同上以外の場合による取崩額	⑤					
		計 (④+⑤)	⑥					
	減算	③のうち前年末までに収入金額に算入された金額	⑦					
		本年中において収入金額に算入すべき金額 (②+⑤-⑥)	⑧					
		計 (⑦+⑧)	⑨					
	差引特別修繕準備金 (③-⑥-⑨)		⑩					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等取崩しによる場合の取崩額 (⑩と⑨のいずれか少ない方の金額)		⑪					
	本年積立額		⑫					
	積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	⑬					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額		⑭						
$\frac{⑭-⑩}{4}$ (赤字のときは0)		⑮						
$\frac{\text{業務を行った期間の月数}}{\text{積立期間の月数}}$		⑯	—	—	—	—		
$⑮ \times ⑯$		⑰	円	円	円	円		
積立限度額 (⑮と⑰のいずれか少ない方の金額)		⑱						
積立限度超過額 (⑫-⑱)		⑲					円	
本年末における特別修繕準備金の額 (⑩+⑫-⑲) (⑪に記載がある場合は、⑩-⑪)		⑳						

2 総収入金額に算入する額の計算

積立期間終了日の属する年の翌々年末における差引特別修繕準備金	㉑	円	円	円	円	円
年初現在の準備金額	㉒					
本年の総収入金額に算入する額	特別修繕費を支出した場合	㉓				
	積立期間終了から2年経過後5年間均等取崩しによる場合 (㉑ \times $\frac{1}{5}$)	㉔				
	㉓及び㉔以外の場合	㉕				
本年分の必要経費に算入する額		㉖				
翌年繰越額 (㉒-㉓-㉔-㉕+㉖)		㉗				

3 平成23年12月改正法附則の規定による総収入金額に算入する額の計算

本年の総収入金額に算入する額の計算	平成25年1月1日における特別修繕準備金の金額	㉘	円	翌年への繰越額の計算	前年末における特別修繕準備金の金額	㉙	円
	$\frac{1}{4}$ 又は $\frac{1}{10}$	㉚	—		本年の総収入金額に算入する額 (㉙)	㉙	
	4年等均等取崩金額 (㉘ \times ㉚)	㉛	円				
	同上以外の場合に総収入金額に算入する額	㉜					
	本年の総収入金額に算入する額 (㉛+㉜)と㉙のうち少ない金額	㉝					

特別修繕準備金に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第21条の規定による特定船舶に係る特別修繕準備金、令和2年改正前の租税特別措置法（以下「令和2年改正前旧措法」といいます。）第20条の3の規定による特定船舶に係る特別修繕準備金、平成23年12月改正前の租税特別措置法（以下「平成23年12月改正前旧措法」といいます。）第20条の4の規定による特別修繕準備金又は平成23年12月改正法附則第50条第2項から第5項までの規定による個人の準備金に関する経過措置の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、これらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、船舶について1隻ごと、炉、ガスホルダー又は貯油槽については1基ごとに、その名称を記載します。
- (2) 「②」欄には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、本年の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。
- (3) 平成25年1月1日において平成23年12月改正前旧措法第20条の4第3項に規定する特別修繕準備金の金額を有する方が成25年分以後において平成23年12月改正法附則第50条第2項から第5項までの規定による個人の準備金に関する経過措置の適用を受ける場合には、①及び②並びに「3 平成23年12月改正法附則の規定による総収入金額に算入する額の計算」の各欄を記載し、③から⑦までの各欄は記載を要しません。
- (4) 「③」欄には、前年末における特別修繕準備金の金額を記載します。
- (5) 「⑫」欄には、本年中において特別修繕準備金勘定へ繰り入れた金額を記載します。
- (6) 「⑬」欄は、①当該資産につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には、「類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額」を消し、②当該資産（船舶に限ります。）につき本年末までに特別修繕を行ってことがなく、かつ、当該資産の類似船舶につき本年末までに特別修繕を行ってことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」及び「又は税務署長の認定した額」を消し、③①及び②以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は」を消します。
- (7) 「⑭」欄は、次により記載します。
 - ㉞ 「積立期間の月数」には租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第13条《特定船舶に係る特別修繕準備金》（平成26年改正前の措令及び平成23年12月改正前の措令（以下「旧措令」といいます。）第12条の2に係る部分を含みます。）及び平成26年改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧措規」といいます。）第7条《特別修繕準備金》（平成23年12月改正前の租税特別措置法施行規則（以下「平成23年12月改正前旧措規」といいます。）第7条の2に係る部分を含みます。）において資産別に定められている月数を記載します。
 - ㉟ 「業務を行った期間の月数」には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、その完了の日から本年末までの月数を記載します。
 - ㊱ 「積立期間の月数」及び「業務を行った期間の月数」の月数は、1月未満の端数が生じた場合には1月として計算します。
- (8) 「⑮」欄は、各年の末日において、前年分から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として措令第13条第10項（旧措令第12条の2第10項に係る部分を含みます。）で定める日の属する年の12月31日の翌日から2年を経過したものがある場合には、当該経過した日の属する年の12月31日におけるこの明細書の「⑭」欄の金額を記載します。
- (9) 「⑯」欄は、平成23年12月改正法附則第50条第2項に規定する中小企業者に該当する場合には「 $\frac{1}{4}$ 」又は「 $\frac{1}{10}$ 」を消し、その他の場合には「又は $\frac{1}{10}$ 」を消します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第21条、令和2年改正前旧措法第20条の3、平成23年12月改正前旧措法第20条の4、措令第13条、旧措令第12条の2、旧措規第7条、平成23年12月改正前旧措規第7条の2、平成23年12月所法等改正法附則第50条

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏名 _____

促進区域	①					
承認地域経済牽引事業の内容	②					
資産 区分	種類	③				
	構造、設備の種類又は区分	④				
	細目	⑤				
	取得年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	⑦	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	⑧		円	円	円	円
所得税額の特別控除額の計算						
取得価額等の合計額 (⑧の合計)	⑨		円	調整前事業所得税額	⑬	円
⑨のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	⑩			本年税額基準額 $(⑬ \times \frac{20}{100})$	⑭	
⑩のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	⑪			本年税額控除可能額 (⑩と⑭のうち少ない額)	⑮	
税額控除限度額 $(⑩ - ⑪) \times \frac{4}{100} + ⑪ \times \frac{5}{100} + (⑨ - ⑩) \times \frac{2}{100}$	⑫			調整前事業所得税額 超過構成額	⑯	
				所得税額の特別控除額 (⑮ - ⑯)	⑰	
機 械 設 備 等 の 概 要						

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4第3項及び令和元年改正前の租税特別措置法第10条の4第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「③」欄から「⑤」欄には、特定事業用機械等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。
- (2) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑫」欄は、平成31年3月31日以前に特定事業用機械等を取得又は製作若しくは建設をした場合には、「 $\text{⑩} \times \frac{4}{100} + (\text{⑨} - \text{⑩}) \times \frac{2}{100}$ 」で計算した金額を記載します。
- (4) 「⑬」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii} \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所法93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法165の5の3)、非居住者に係る外国税額控除(所法165条の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑯」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑪」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の4、旧措法第10条の4、令和元年改正法附則30

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏名 _____

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日		①	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
計画の区分及び事業実施地域		②	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資 産 区 分	種 類	③					
	構 造 又 は 区 分	④					
	細 目	⑤					
	取 得 年 月 日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	⑦	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 価 額		⑧	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取得価額の合計額 (⑧ の 合 計)		⑨	円	本年税額基準額 (⑫ × 20 / 100)		⑬	円
同上のうち移転型計画に係る額		⑩		本年税額控除可能額 (⑩と⑬のうち少ない金額)		⑭	
税 額 控 除 限 度 額 ((⑨-⑩) × 4/100 + ⑩ × 7/100)		⑪		調整前事業所得税額 超 過 構 成 額		⑮	
調 整 前 事 業 所 得 税 額		⑫		所得税額の特別控除額 (⑭ - ⑮)		⑯	
建 物 等 の 概 要							

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4の2第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4の2」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「②」欄は、次の区分に応じて該当するものを○で囲みます。

- ・「拡充型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が拡充型計画（地域再生法第17条の2第1項第2号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合
- ・「移転型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合

(2) 「③」欄から「⑤」欄には、特定建物等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。

(3) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建設）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「⑫」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所法93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法165の5の3)、非居住者に係る外国税額控除(所法165の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄のBの金額を記載します。

(6) 「建物等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の4の2

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏名

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項											
認定年月日 (変更の認定年月日)		事業実施地域		平成30年改正法附則第64条第2項の規定の適用の有無		有・無					
地方事業所基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算											
基準雇用者数 (付表「⑤の1」)		①	(マイナスの場合は0)人		特 例 対 象 年 分 の 場 合	特定新規雇用者基礎数 (③と付表「⑥」のうち少ない数)		⑱	人		
地方事業所基準雇用者数 (付表「⑤の2」)		②	(マイナスの場合は0)			対象移転型特定新規雇用者数 (⑱と付表「⑦」のうち少ない数)		⑳			
調整地方事業所基準雇用者数 (①と②のうち少ない数)		③				非新規基準雇用者数 (付表「⑫」)		㉑			
調整前事業所得税額		④	円			対象移転型非新規基準雇用者数 (付表「⑬」)		㉒			
特 例 対 象 年 分 の 場 合	適用年の開始の前日における雇用者の数 (付表「③の1」-付表「④の1」)	⑤	人			以 外 の 年 分 の 場 合	税額控除限度額 30万円×⑱+20万円×(㉑+㉒+㉓)			㉓	円
	基準雇用者割合 (①÷⑤)	⑥					本年税額基準額 (④× $\frac{20}{100}$)			㉔	
	給与等支給額 (付表「⑩」)	⑦	円				本年税額控除可能額 (㉓と㉔のうち少ない金額)			㉕	
	比較給与等支給額 (付表「㉑」)	⑧					本年税額控除可能額 (⑬又は㉕)			㉖	
特定新規雇用者基礎数 (③と付表「⑥」のうち少ない数)		⑨	人			合	調整前事業所得税額超過構成額			㉗	
対象移転型特定新規雇用者数 (⑨と付表「⑦」のうち少ない数)		⑩					本年税額基準額 (④× $\frac{20}{100}$)			㉔	
対象非特定新規雇用者数及び 非新規基準雇用者数の合計 (付表「⑩」+付表「⑫」)		⑪			本年税額控除可能額 (㉖-㉗)		㉘				
対象移転型非特定新規雇用者数及び 対象移転型非新規基準雇用者数の合計 (付表「⑪」+付表「⑬」)		⑫			所得額の特別控除額 (㉘+㉙)		㉙				
場 合	税額控除限度額 (⑥≥0.08若しくは⑥≥0.1 又は⑤=0の場合 (60万円×⑨+50万円×⑩))	⑬	円		の 場 合						
	0.05≤⑥<0.08の場合 (30万円×(⑨+⑩)+20万円×(⑪+ ⑫×1.5))	⑭									
	⑥<0.05又は⑥<0.1の場合 (30万円×⑨+20万円×⑩))	⑮									
税額控除限度額の計算 (⑬、⑭又は⑮) (⑦<⑧の場合は0)		⑯									
本年税額基準額 (④× $\frac{20}{100}$)		⑰									
本年税額控除可能額 (⑯と⑰のうち少ない金額)		⑱									
地方事業所特別基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算											
基準年		年		人	本 年 税 額 控 除 額 の 計 算	地方事業所特別税額控除限度額 (30万円又は40万円)×(㉚-㉛の内書) + (20万円又は30万円)×(㉜の内書)		㉚	円		
地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 の 基 礎 と な る 地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数	適 用 年	年	⑳			内	差引本年税額基準額残額 (⑰又は㉔)-㉖)			㉛	
		年	㉑			内	本年税額控除可能額 (㉚と㉛のうち少ない金額)			㉜	
		年	㉒			内	調整前事業所得税額超過構成額			㉝	
地方事業所特別基準雇用者数 (㉑+㉒+㉓)		㉓	(マイナスの場合は0) 内		本年税額控除額 (㉜-㉝)		㉞				
所得額の特別控除額 (㉞+㉟)								㉟			

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第1項及び第2項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

なお、明細書上の「付表」とは、『**基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）**』のことをいいます。

1 記載要領

- (1) 「③」欄には、「①」欄がゼロである場合には、記載を要しません。
- (2) 「⑫」欄は、平成30年改正法附則（以下「附則」といいます。）第64条第2項の規定の適用を受ける場合には「③ \geq 0.08若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは③ \geq 0.1」を消して計算します。
- (3) 「⑭」欄は、附則第64条第2項の規定の適用を受ける場合には「③ $<$ 0.05又は」を消し、その他の場合には「又は③ $<$ 0.1」を消して計算します。
- (4) 「⑮」欄は、附則第64条第2項の規定の適用を受ける場合には、「⑫又は⑭」として記載します。
- (5) 「⑯」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (6) 「㉔」欄は、附則第64条第2項の規定の適用を受ける場合には、「㉔と㉕」とあるのは、「㉔と（㉗－『地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」）」として記載します。
- (7) 「基準年」欄は、措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける又は受けた年を記載します。
- (8) 「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数」の各欄は、措法10条の5第3項第14号に規定する計画の認定を受けた日の属する年以後の各年ごとに、付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載します。その記載した数のうち、措法10条の5第2項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第3項第2号に規定する特定業務施設に係る数を当該各欄の内書に記載します。

この場合において、前年以前のこの明細書の写し又はその計算に関する明細を適宜の用紙に記載して添付してください。

- (9) 「㉓」欄は、措法第10条の4の2第3項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除》の適用を受ける場合、「㉗－㉘」とあるのは、「㉗－㉘－『地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」）」として記載します。
- (10) 「㉗」欄及び「㉘」欄には、それぞれ『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「⑭」欄及び「⑮」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5

特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏名 _____

事業種目	①					
資産 区分	種類	②				
	設備等の種類又は区分	③				
	細目	④				
	取得年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	指定事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	⑦	円	円	円	円	円
所得税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額 (⑦ の合計)	⑧	円	前年繰越分	差引本年税額 基準額残額 (⑪ - ⑫)	⑮	円
税額控除限度額 (⑧ × 10 / 100)	⑨			繰越税額控除限度 超過額 (⑳の「 年分」)	⑯	
調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越 税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
本年税額基準額 (⑩ × 20 / 100)	⑪			調整前事業所得税額 超過構成額	⑱	
本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰ - ⑱)	⑲	
所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 (⑭ + ⑲)	⑳	
本年税額控除額 (⑫ - ⑬)	⑭					
翌年繰越税額控除限度超過額の計算						
年分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額		本年控除可能額		翌年繰越額 (㉑ - ㉒)	
	⑳		㉑		㉒	
年分 (前年分)		円	(⑰の金額)	円		
本年分	(⑨の金額)		(⑫の金額)		外	円
合計						
機械設備等の概要						

特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 5 の 3 第 3 項又は第 4 項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10 の 5 の 3」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、特定経営力向上設備等の耐用年数省令別表第一に定める種類、設備等の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第 33 条第 3 項第 1 号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第 33 条第 3 項第 2 号に掲げる所得に係る部分の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、分配時調整外国税相当額控除（所法 93）、外国税額控除（所法 95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (4) 「⑪」欄には、「⑩」欄の金額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額を記載します。

ただし、措法第 10 条の 3 第 3 項及び措法第 10 条の 5 の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑬」欄の金額並びに『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」欄の金額を控除した後の額を記載します。

- (5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑯」欄の B の金額を記載します。

- (6) 「⑮」欄は、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。

ただし、措法第 10 条の 3 第 3 項及び第 4 項並びに措法第 10 条の 5 の 2 第 3 項及び第 4 項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑬」欄の金額並びに『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」欄の金額及び「⑮」欄の金額を控除した後の額を記載します。

- (7) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑮」欄の B の金額を記載します。

- (8) 「㉓」欄の外書には、措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第 10 条の 4 などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額 B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて記載します。

- (9) 「機械設備等の概要」欄には、その設備が特定経営力向上設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第 10 条の 5 の 3

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏 名 _____

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称		①					
事 業 名		②					
資 産 区 分	種 類	③					
	設 備 の 名 称	④					
区 分	取 得 年 月 日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	指定事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
本 年 分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円	前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (⑪-⑫)	⑮	円
	税 額 控 除 限 度 額 (⑧×7/100)	⑨			繰越税額控除限度超過額 (⑮の「年分」)	⑯	
	調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
	本年税額基準額 (⑩×20/100)	⑪			所得税額超過構成額	⑱	
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰-⑱)	⑲	
	所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 (⑭+⑲)	⑳	
	本年税額控除額 (⑫-⑬)	⑭					
翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算							
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額等		翌年繰越額 (⑳-㉑)			
	㉑	㉒		㉓			
年分 (前年分)	円	円		/			
本 年 分	(⑨の金額)	(⑫の金額)		外 円			
合 計	/		/				
設 備 の 概 要							

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が令和3年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「旧措法10の5の2」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、令和3年改正前の租税特別措置法施行令第5条の6の2又は令和3年改正前の租税特別措置法施行規則第5条の10に規定する事業名を記載します。
- (2) 「③」欄及び「④」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類、構造の名称を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑪」欄は、「⑩」欄の金額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額を記載します。
ただし、措法第10条の3第3項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑬」欄の金額を控除した後の金額を記載します。
- (6) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑭」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑮」欄は、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した金額を記載します。
ただし、措法第10条の3第3項及び第4項の規定の適用を受ける場合は、『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑯」欄の金額及び「⑰」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は、『特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑱」欄の金額を、当該額から控除した後の額を記載します。
- (8) 「⑲」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「㉑」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- (10) 「設備の概要」欄には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の2、令和3年改正法附則第28条

国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の

所得税額の特別控除に関する明細書

(令和4年分以降用)

(年分)

氏名 _____

国内新規雇用者に対する給与等支給額 (23のA) - (23のB)		①	(マイナスのときは0) 円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (附表13)	⑬	円				
調整雇用者給与等支給額 (23のA) - (23のB)		②	(マイナスのときは0)	雇用者給与等支給増加額 (①と④のうち少ない金額) - ⑬	⑭	(マイナスのときは0)				
調整比較雇用者給与等支給額 (24)		③		税 額 控 除 限 度 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	⑫ ≥ 0.2 又は ⑨ = ⑪ > 0 の場合 (⑭ × $\frac{20}{100}$)	⑮				
調整雇用者給与等支給増加額 (② - ③)		④	(マイナスのときは0)							
新 規 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算	新規雇用者給与等支給額 (25のA) - (25のB) + (25のC)	⑤					同 上 以 外 の 場 合 (⑭ × $\frac{15}{100}$)	⑯		
	新規雇用者比較給与等支給額 (26)	⑥								
	新規雇用者給与等支給増加額 (⑤ - ⑥)	⑦	(マイナスのときは0)	税 額 控 除 限 度 額 (⑮又は⑯) (⑧ < 0.02 の場合は0)	⑰					
	新規雇用者給与等支給増加割合 (⑦ ÷ ⑥) (⑥ = 0 の場合は0)	⑧								
教 育 訓 練 費 計 算	教育訓練費の額	⑨	円	の 計 算	調 整 前 事 業 所 得 税 額	⑱				
	比較教育訓練費の額 (26)	⑩					本 年 税 額 基 準 額 (⑱ × $\frac{20}{100}$)	⑲		
	教育訓練費増加額 (⑨ - ⑩)	⑪	(マイナスのときは0)						本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑰と⑲のうち少ない金額)	⑳
	教育訓練費増加割合 (⑪ ÷ ⑩) (⑩ = 0 の場合は0)	⑫								
				所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 (㉑ - ⑲)	㉒					
国内新規雇用者に対する給与等の支給額、調整雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の明細										
			給 与 等 の 支 給 額	Aの給与等に充てるため他の者 から支払を受ける金額	Bのうち雇用安定助成金額					
			A	B	C					
国内雇用者に対する給与等の支給額		㉓								
同上のうち国内新規雇用者に係る金額		㉔								
同上のうち一般被保険者に係る金額		㉕								
調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算										
適用年の前年分	⑳	年 分	$\frac{12}{㉖の月数}$	㉗	$\frac{12}{12}$					
			給 与 等 の 支 給 額	Aの給与等に充てるため他の者 から支払を受ける金額	Bのうち雇用安定助成金額					
			A	B	C					
国内雇用者に対する給与等の支給額		㉘								
同上のうち国内新規雇用者に係る金額		㉙								
同上のうち一般被保険者に係る金額		㉚								
調整比較雇用者給与等支給額 ((㉓のA) - (㉓のB)) × ㉗		㉛			(マイナスのときは0)					
新規雇用者比較給与等支給額 ((㉔のA) - (㉔のB) + (㉔のC)) × ㉗		㉜			(マイナスのときは0)					
比較教育訓練費の額の計算										
適用年の前年分	㉛	教育訓練費の額	$\frac{12}{㉞の月数}$	比較教育訓練費の額 (㉜ × ㉞)						
	㉛	㉜	㉞	㉟						
年 分		円	$\frac{12}{12}$	円						

**国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の
所得税額の特別控除に関する明細書**
(令和4年分以降用)

この明細書は、青色申告者が令和4年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の4第1項に規定する給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「㉓」欄には、『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）』の「㉒」欄の額を記載します。
- (2) 「㉔」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (3) 「㉕」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「㉑」欄のBの額を記載します。
- (4) 「㉖」欄は、各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合に記載します。その他の場合は、「㉗」欄の金額を「㉘」欄に転記します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の4第1項

中小事業者の給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和4年分以降用)

(年分)

氏名 _____

雇用者給与等支給額 (25)		①	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (付表25)		⑫	円		
比較雇用者給与等支給額 (22)		②		差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (③と⑦のうち少ない金額) - ⑫		⑬	(マイナスのときは0)		
雇用者給与等支給増加額 (①-②)		③	(マイナスのときは0)	所得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	中小 事 業 者 の 税 額 の 計 算	⑭	④ ≥ 0.025 の場合において、⑩ ≥ 0.1 若しくは⑧=⑩ > 0 のとき又は経営力向上要件を満たすとき $(⑬ \times \frac{25}{100})$		
雇用者給与等支給増加割合 (③ \div ②) (②=0の場合は0)		④					同上以外の場合 $(⑬ \times \frac{15}{100})$ (④ < 0.015 の場合は0)	⑮	
調 整 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算	調整雇用者給与等支給額 (26)	⑤				控 除 額 の 計 算	特別 控 除 額 の 計 算	⑯	中小事業者税額控除限度額 (⑮又は⑮)
	調整比較雇用者給与等支給額 (23)	⑥							調整前事業所得税額
	調整雇用者給与等支給増加額 (⑤-⑥) (⑤=0の場合は0)	⑦	(マイナスのときは0)	本年税額基準額 $(⑰ \times \frac{20}{100})$	⑱				
教 育 訓 練 費 計 増 加 割 合 算	教育訓練費の額	⑧	円	計 算	特別 控 除 額 の 計 算	⑲	本年税額控除可能額 (⑩と⑱のうち少ない金額)		
	比較教育訓練費の額 (27)	⑨					調整前事業所得税額 超過構成額	⑳	
	教育訓練費増加額 (⑧-⑨)	⑩	(マイナスのときは0)				所得税額の特別控除額 (⑱-⑳)	㉑	
	教育訓練費増加割合 (⑩ \div ⑨) (⑨=0の場合は0)	⑪							
雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 調 整 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算									
国内雇用者に対する給与等の支給額	⑫の給与等に充てるため他の者から支払を受ける額	⑬のうち雇用安定助成金	雇用者給与等支給額 (⑫-⑬+⑭)	調整雇用者給与等支給額 (⑫-⑬)					
⑫	⑬	⑭	⑮	⑯					
円	円	円	(マイナスのときは0) 円	(マイナスのときは0) 円					
比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 調 整 比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算									
適用年の前年分	国内雇用者に対する給与等の支給額	⑮の給与等に充てるため他の者から支払を受ける額	⑯のうち雇用安定助成金	$\frac{12}{\text{⑰の月数}}$					
⑰	⑱	⑲	⑳	㉑					
年分	円	円	円	$\frac{12}{\text{月数}}$					
比較雇用者給与等支給額 (⑱-⑲+⑳) \times ㉑				㉒	(マイナスのときは0) 円				
調整比較雇用者給与等支給額 (⑱-⑲) \times ㉑				㉓	(マイナスのときは0)				
比 較 教 育 訓 練 費 の 額 の 計 算									
適用年の前年分	教育訓練費の額	$\frac{12}{\text{⑳の月数}}$	比較教育訓練費の額 (㉒ \times ㉓)						
㉔	㉕	㉖	㉗						
年分	円	円	$\frac{12}{\text{月数}}$	円					

中小事業者の給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (令和4年分以降用)

この明細書は、青色申告者が令和4年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の4第2項に規定する中小事業者の給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

※ 中小事業者とは、常時使用する従業員の数が千人以下の個人をいいます。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「㉔」欄には、『**雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）**』の「㉕」欄の額を記載します。

(2) 「㉖」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii}（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(3) 「㉗」欄には、『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「㉘」欄のBの金額を記載します。

(4) 「㉙」欄は、事業を開始した日の属する年がある場合に記載します。その他の場合は、「㉚」欄の金額を「㉛」欄に転記します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の4第2項

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表）

（令和4年分以降用）

（ 年分）

氏 名

旧措法第10条の5の4第1項の規定の適用を受ける場合						
調整雇用者給与等支給額	①	円	控 除 対 象 調 整 数 の 計 算	対象移転型特定新規雇用者総数	⑥	人
適用年の12月31日における雇用者の数	②	人		対象移転型非特定新規雇用者数	⑦	
調整地方事業所基準雇用者数	③			対象移転型非新規基準雇用者数	⑧	
				控除対象調整数 (⑥ - ⑦ - ⑧)	⑨	(マイナスのときは0)
特定新規雇用者基礎数	④		控 除 対 象 者 数 (③ と (④ + ⑤ + ⑨) のうち少ない数)		⑩	
				雇用者給与等支給増加重複基準額 ((① ÷ ②) × ⑩)	⑪	円
対象非特定新規雇用者数	⑤			雇用者給与等支給増加重複控除額 (⑪ × $\frac{20}{100}$)	⑫	
旧措法第10条の5の4第2項の規定の適用を受ける場合						
調整雇用者給与等支給額	⑬	円	控 除 対 象 調 整 数 の 計 算	移転型地方事業所基準雇用者数	⑱	人
				対象移転型特定新規雇用者数	⑲	
適用年の12月31日における雇用者の数	⑭	人		対象移転型非特定新規雇用者数	⑳	
調整地方事業所基準雇用者数	⑮			対象移転型非新規基準雇用者数	㉑	
			控除対象調整数 (⑱ - ⑲ - ⑳ - ㉑)	㉒	(マイナスのときは0)	
特定新規雇用者基礎数	⑯		控 除 対 象 者 数 (⑮ と (⑯ + ⑰ + ㉒) のうち少ない数)		㉓	
				雇用者給与等支給増加重複基準額 ((⑬ ÷ ⑭) × ㉓)	㉔	円
対象非特定新規雇用者数及び 非新規基準雇用者数の合計	⑰			雇用者給与等支給増加重複控除額 (㉔ × $\frac{20}{100}$)	㉕	

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表）

この明細書（付表）は、青色申告者が令和4年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の4第1項《給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除》又は同条第2項《中小事業者の給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄に、旧措法第10条の5の4第1項の適用を受ける場合には『国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「②」欄の金額を記載します。
- (2) 「②」欄、「⑤」欄、「⑥」欄、「⑦」欄、「⑧」欄、「⑭」欄、「⑰」欄、「⑱」欄、「㉓」欄及び「㉔」欄にはそれぞれ『基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）』の「①の1」欄、「⑩」欄、「②の3」欄と「⑤の3」欄のうち少ない数、「⑪」欄、「⑬」欄、「①の1」欄、「⑩」欄と「⑫」欄の合計、「⑤の3」欄、「⑪」欄及び「⑬」欄の数を記載します。
- (3) 「③」欄、「④」欄、「⑮」欄、「⑯」欄及び「⑲」欄にはそれぞれ『地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄、「⑨」欄又は「⑲」欄、「③」欄、「⑨」欄又は「⑲」欄及び「⑩」欄又は「㉓」欄の数を記載します。
- (4) 「⑬」欄に、旧措法第10条の5の4第2項の適用を受ける場合には『中小事業者の給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (5) 「控除対象調整数の計算」の各欄は、旧措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「⑦」欄、「⑧」欄及び「⑲」欄から「㉔」欄までの各欄は、旧措法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の4

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

(年分)

氏名 _____

調整前事業所得税額超過額の計算						
本年税額控除可能額	①	(③のA)	円	所得税の額から控除される特別控除額 (①と③のうち少ない金額)	④	円
本年分の調整前事業所得税額	②					
本年税額基準額 ②× $\frac{90}{100}$	③			調整前事業所得税額超過額 (①-④)	⑤	
調整前事業所得税額超過構成額の明細						
措法第10条の6 第1項各号の該当号	年 分			本年税額控除可能額	調整前事業所得税額超過構成額	
				A	B	
第1号又は第2号	本年分		⑥	円	円	
第3号	本年分		⑦			
令3旧第4号	本年分		⑧			
第4号	前年繰越分	年分	⑨			
	本年分		⑩			
第5号	本年分		⑪			
第6号	本年分		⑫			
第7号	本年分		⑬			
			⑭			
第8号	前年繰越分	年分	⑮			
	本年分		⑯			
令3旧第9号	前年繰越分	年分	⑰			
	本年分		⑱			
第9号	本年分		⑲			
第10号	本年分		⑳			
第11号	本年分		㉑			
第12号	本年分		㉒			
			㉓			
			㉔			
令2旧第13号	本年分		㉕			
第13号						
震災特例法第10条 第3項若しくは第4項、 第10条の2第3項若しくは 第4項又は第10条の2の2 第3項若しくは第4項	前年繰越分	年分	㉖			
		年分	㉗			
		年分	㉘			
		年分	㉙			
		計	㉚			
	本年分		㉛			
震災特例法第10条の3第1項、 第10条の3の2第1項 又は第10条の3の3第1項	本年分		㉜			
合計			㉝		(⑤の金額)	

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に使用します。

この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 「調整前事業所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「調整前事業所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前事業所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。

(2) 「本年税額控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。

- ⑥ 「一般試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄（試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書）の⑲欄）又は、「中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄（令和3年分以前は⑱欄）の金額
- ⑦ 「特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額
- ⑧ 「高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
- ⑨ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
- ⑩ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
- ⑪ 「地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
- ⑫ 「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
- ⑬ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額
- ⑭ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄の金額
- ⑮ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
- ⑯ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
- ⑰ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
- ⑱ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
- ⑲ 「国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄（「給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄）の金額
- ㉒ 「中小事業者の給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄（「中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄）の金額
- ㉓ 「認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
- ㉔ 「事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
- ㉕ 「事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄の金額
- ㉖ 「事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
- ㉗ 「革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
- ㉘ 「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
- ㉙ 「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額
- ㉚ 「特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏名 _____

事業種目	①					
資産	種類	②				
	構造、用途、設備の種類又は区分	③				
区分	細目	④				
	取得年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
分	事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円
所得税額の特別控除額の計算						
⑦のうち⑥が令和4年3月31日以前であるものに係る額の合計額	⑧	円	税額控除限度額 $((⑧ + (⑨ - ⑩)) \times 15/100 + (⑩ + (⑪ - ⑫)) \times 9/100 + ⑬ \times 5/100 + ⑭ \times 3/100)$		⑭	円
⑦のうち⑥が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間であるものに係る額の合計額	⑨		調整前事業所得税額		⑮	
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額の合計額	⑩		本年税額基準額 $(⑮ \times 20/100)$		⑯	
⑦のうち⑥が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間であるものに係る額の合計額	⑪		本年税額控除可能額 (⑭と⑯のうち少ない金額)		⑰	
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額の合計額	⑫		調整前事業所得税額超過構成額		⑱	
⑦のうち⑥が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間であるものに係る額の合計額	⑬		所得税額の特別控除額 $(⑰ - ⑱)$		⑲	
機械設備等の概要						

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の5第3項及び令和4年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の5第3項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の5」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄から「④」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑮」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii} \text{（※2）}}$$

- i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
- ii…総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉑」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の5、旧措法第10条の5の5

事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏 名 _____

租税特別措置法第10条の5の6 第7項から第9項までの該当項		①	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項
事 業 種 目		②					
情報技術事業適応設備及び生産 工程効率化等設備等の明細	資 産 区 分	種 類	③				
		構造、用途、設備 の種類又は区分	④				
	細 目	⑤					
	取 得 年 月 日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した 年 月 日	⑦	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額		⑧	円	円	円	円	円
事業適応繰延 資産の明細	支 出 年 月 日	⑨	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	支 出 し た 金 額	⑩	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
調 整 前 事 業 所 得 税 額		⑪		円	事業適応繰延資産	本年税額控除可能額 (②と③のうち少ない金額)	⑬
情報技術事業適応設備	取得価額の合計額 (⑧のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)	⑫			生産工程効率化等設備	調整前事業所得税額超過構成額	⑭
	⑫のうち産業競争力の強化に著しく資する 情報技術事業適応の用に供するものに係る額	⑬				本年税額控除額 (⑬ - ⑭)	⑮
	税額控除限度額 $\left[\left(\textcircled{12} - \textcircled{13} \right) \times \frac{3}{100} + \textcircled{13} \times \frac{5}{100} \right]$	⑭				取得価額の合計額 (⑧のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)	⑯
	本年税額基準額 $\left[\textcircled{11} \times \frac{20}{100} \right]$	⑮			⑯のうちエネルギーの利用による環境への負荷の 低減に著しく資するものに係る額	⑰	
	本年税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑯			生産工程効率化等設備等税額控除限度額 $\left[\left(\textcircled{19} - \textcircled{20} \right) \times \frac{5}{100} + \textcircled{20} \times \frac{10}{100} \right]$	⑱	
調整前事業所得税額超過構成額		⑰			設備等	本年税額基準額残額 $\left[\textcircled{11} \times \frac{20}{100} - \textcircled{19} - \textcircled{20} \right]$	⑳
本年税額控除額 (⑯ - ⑰)		⑱				本年税額控除可能額 (⑱と⑳のうち少ない金額)	㉑
事業適応繰延資産	支出した金額の合計額 (⑩の合計)	⑲			所得税額の特別控除額 (⑱ + ㉑ + ㉒)	調整前事業所得税額超過構成額	㉑
	⑲のうち産業競争力の強化に著しく資する 情報技術事業適応を実施するために利用する ソフトウェアのその利用に係る費用の額	⑳				本年税額控除額 (㉑ - ㉒)	㉒
	繰延資産税額控除限度額 $\left[\left(\textcircled{19} - \textcircled{20} \right) \times \frac{3}{100} + \textcircled{20} \times \frac{5}{100} \right]$	㉑				所得税額の特別控除額 (⑱ + ㉑ + ㉒)	㉓
	本年税額基準額残額 $\left[\textcircled{11} \times \frac{20}{100} - \textcircled{19} \right]$	㉒					
機 械 設 備 等 の 概 要							

事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 5 の 6 第 7 項～第 9 項に規定する事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10 の 5 の 6」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。
- (2) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、事業適応設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造等の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i … 事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうち所得税法第 33 条第 3 項第 1 号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii … 総合課税の譲渡所得のうち所得税法第 33 条第 3 項第 2 号に掲げる所得に係る部分の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、分配時調整外国税相当額控除（所法 93）、外国税額控除（所法 95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法 165 の 5 の 3）、非居住者に係る外国税額控除（所法 165 の 6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄の B の金額を記載します。
- (6) 「㉔」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉓」欄の B の金額を記載します。
- (7) 「㉑」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉒」欄の B の金額を記載します。
- (8) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が事業適応設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第 10 条の 5 の 6

第一表

(令和四年分以降用)

44・45・49・51又は52の記入をお忘れなく。

納管
事業
住民
資産
総合
分離
換算
信
通日付印
年月日
連号

納税地	〒	個人番号 (マイナンバー)	生年月日
現在の住所 又は 居所 事業所等	フリガナ	氏名	
令和 年 月 日 の住所	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名 世帯主との続柄
振替継続希望	種類	青色	分離
国出	損失	修正	特農の表示
特農	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯

(単位は円)

収入金額等	事業	営業等	区分	ア					
	業	農業	区分	イ					
	不動産	区分1	ウ						
	配当	区分	エ						
	給与	区分	オ						
	雑	公的年金等	カ						
		業務	区分	キ					
		その他	区分	ク					
	総合譲渡	短期	ケ						
		長期	コ						
所得金額等	事業	営業等	①						
	業	農業	②						
	不動産	③							
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	区分	⑥						
	雑	公的年金等	⑦						
		業務	⑧						
		その他	⑨						
		⑦から⑨までの計	⑩						
	総合譲渡・一時	⑪							
	合計	⑫							
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬							
	小規模企業共済等掛金控除	⑭							
	生命保険料控除	⑮							
	地震保険料控除	⑯							
	寡婦、ひとり親控除	区分	⑰～⑱				〇〇〇〇		
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳					〇〇〇〇		
	配偶者(特別)控除	区分1	⑳～㉒				〇〇〇〇		
	扶養控除	区分	㉓				〇〇〇〇		
	基礎控除	⑳					〇〇〇〇		
	⑬から㉒までの計	㉕							
	雑損控除	㉖							
	医療費控除	区分	㉗						
	寄附金控除	㉘							
	合計	㉙							

税金の計算	課税される所得金額 (12-29)又は第三表 上の30に対する税額 又は第三表の33	30						〇〇〇				
	配当控除	32										
	特定増収策等 住宅借入金等 特別控除等	区分 区分1	34					〇〇				
	政党等寄附金等特別控除	35										
	住宅耐震改修 特別控除等	区分	38									
	差引所得税額 (1-30-32-34-35-38-39-40)	41										
	災害減免額	42										
	再差引所得税額(基準所得税額)	(41-42)	43									
	復興特別所得税額 (43×2.1%)	44										
	所得税及び復興特別所得税の額 (43+44)	45										
	外国税額控除等	区分	46									
	源泉徴収税額	48										
	申告納税額 (45-46-47-48)	49										
	予定納税額 (第1期分・第2期分)	50										
	第3期分の納める税金 (49-50)	51						〇〇				
還付される税金	52					△						
修正申告	修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)	53										
	第3期分の税額の増加額	54					〇〇					
その他	公的年金等以外の 合計所得金額	55										
	配偶者の合計所得金額	56										
	専従者給与(控除)の合計額	57										
	青色申告特別控除額	58										
	雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	59										
	未納付の源泉徴収税額	60										
	本年分で差し引く繰越損失額	61										
平均課税対象金額	62											
変動・臨時所得金額	区分	63										
延届納の出	申告期限までに納付する金額	64					〇〇					
	延届納届出額	65					〇〇〇					
還付される税金の場所	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	郵便局 名等	預金 種類	普通	当座	納税準備	貯蓄				
公金受取口座登録の同意	〇	公金受取口座の利用	〇									
整理欄	区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
異動	年											
補完	月											
	日											
	L											
	確認											

税務署長
令和 年 月 日

令和 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 申告書

納税地	〒				個人番号 (マイナンバー)	※ 個人番号は複写されません					生年月日							
現在の住所 又は 居所 事業所等											フリガナ							
令和 年 月 日 の住所											氏名							
職業											屋号・雅号			世帯主の氏名				
世帯主との続柄											電話番号			自宅・勤務先・携帯				
振替継続希望		種類	青色	分離	国出	損失	修正	特農の表示	特農	整理番号								

第一表 ○この用紙は控用です。

(単位は円)

収入金額等	事業		不動産		配当		給与		雑		総合譲渡		所得金額等	所得から差し引かれる金額	その他	延届納の出	還付される税金の場所	公金受取口座登録の同意	公金受取口座の利用	
	営業等	農業	区分1	区分2	区分1	区分2	区分1	区分2	区分1	区分2	短期	長期								一時
課税される所得金額(12-29)又は第三表上の30に対する税額又は第三表の33																				
配当控除																				
政党等寄附金等特別控除																				
住宅耐震改修特別控除等																				
差引所得税額(1-29-30-33-40)																				
災害減免額																				
再差引所得税額(基準所得税額)(41-42)																				
復興特別所得税額(43×2.1%)																				
所得税及び復興特別所得税の額(43+44)																				
外国税額控除等																				
源泉徴収税額																				
申告納税額(45-46-47-48)																				
予定納税額(第1期分・第2期分)																				
第3期分の納める税金の税額(49-50)																				
還付される税金																				
修正前の第3期分の税額(還付の場合は頭に△を記載)																				
第3期分の税額の増加額																				
公的年金等以外の合計所得金額																				
配偶者の合計所得金額																				
専従者給与(控除)の合計額																				
青色申告特別控除額																				
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額																				
未納付の源泉徴収税額																				
本年分で差し引く繰越損失額																				
平均課税対象金額																				
変動・臨時所得金額																				
申告期限までに納付する金額																				
延届納出額																				

← 44・45・49・51又は52の記入をお忘れなく。

○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

○ 収受事実を確認されたい方は、収受日付印を押しますので、申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません。)
※ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。

令和 年分の **所得税及び復興特別所得税** の **申告書**

整理番号

F A 2 3 0 2

住所
 フリガナ

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
(48) 源泉徴収税額の合計額			円	円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (①)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

特例適用
条文等

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	明・大昭・平	障 特障	国外 年調	同 別居	調整
			明・大昭・平・令	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
			明・大昭・平・令	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
			明・大昭・平・令	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
			明・大昭・平・令	障 特障	国外 年調	16 別居	調整

○ 事業専従者に関する事項 (67)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			明・大昭・平		円
			明・大昭・平		円

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少数配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
退職所得のある配偶者・親族の氏名		個人番号		続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他	寡婦・ひとり親	
					明・大昭・平	円	障 特障	調整	寡婦 ひとり親	
事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日	
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など		他都道府県の事務所等			円
上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所		住所	所得税で控除対象配偶者氏名	円	給与	円	一連番号			

整理番号 申告区分 申告年月日 所得種類 申告期限

税理士署名・電話番号

第二表 (令和四年分以降用) ○第二表は、第一表と一緒に提出してください。○国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

令和 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書

整理番号



住所
 屋号
 フリガナ
 氏名

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
④⑤ 源泉徴収税額の合計額			円	円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (①)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

特例適用
 条文等

○ 配偶者や親族に関する事項 (②③)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
※ 個人番号は複写されません		配偶者	明・大昭・平	障 特障	国外 年調	同一 別居	調整
※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平・令	障 特障	国外 年調	①⑥ 別居	調整
※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平・令	障 特障	国外 年調	①⑥ 別居	調整
※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平・令	障 特障	国外 年調	①⑥ 別居	調整
※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平・令	障 特障	国外 年調	①⑥ 別居	調整

○ 事業専従者に関する事項 (⑤)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平		円
※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平		円

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	円	○	○	円	円	円
退職所得のある配偶者・親族の氏名		個人番号		続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他	寡婦・ひとり親	
		※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平	円	障 特障	調整	寡婦 ひとり親	
事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日	
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など					○
上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所			住所	国外	所得税で控除対象配偶者氏名	円				

	保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑬⑭ 社会保険料控除		円	円
	⑮ 生命保険料控除		
	新生命保険料	円	円
	旧生命保険料		
	新個人年金保険料		
	旧個人年金保険料		
	介護医療保険料		
⑯ 地震保険控除	地震保険料	円	円
	旧長期損害保険料		

本人に関する事項 (⑰～⑳)	寡婦 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	ひとり親	勤労学生 <input type="checkbox"/> 年調以外かつ専修学校等	障害者	特別障害者
----------------	--	------	--	-----	-------

○ 雑損控除に関する事項 (⑳)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
損害金額	円	円
	保険金などで補填される額	円
	差引損失額のうち災害関連支出の金額	円

○ 寄附金控除に関する事項 (㉑)

寄附先の名称等	寄附金	円
---------	-----	---

第二表 ○この用紙は控用です。

税理士署名・電話番号



住所

フリガナ

整理番号

一連番号

特例適用条文

法	条	項	号
所法	措法	震法	<input type="text"/>
所法	措法	震法	<input type="text"/>
所法	措法	震法	<input type="text"/>

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	シ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
			軽減分	ス	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		長期譲渡	一般分	セ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
			特定分	ソ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
			軽減分	タ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
			一般株式等の譲渡	チ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
			上場株式等の譲渡	ツ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
			上場株式等の配当等	テ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
			先物取引	ト	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		所得金額	分離課税	山林	ナ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
退職	ニ			<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	66	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
			軽減分	67	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		長期譲渡	一般分	68	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
			特定分	69	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
			軽減分	70	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
			一般株式等の譲渡	71	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
			上場株式等の譲渡	72	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
			上場株式等の配当等	73	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
			先物取引	74	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
			山林	75	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	退職	76	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>			
税金の計算	総合課税の合計額	(申告書第一表の⑫)	⑫	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		所得から差し引かれる金額	(申告書第一表の⑳)	⑲	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	課税される所得金額	⑫ 対応分	77	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
		66 67 対応分	78	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
		68 69 70 対応分	79	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
		71 72 対応分	80	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
		73 対応分	81	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
		74 対応分	82	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
		75 対応分	83	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
		76 対応分	84	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	

税金の計算	税額	77 対応分	85	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		78 対応分	86	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		79 対応分	87	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		80 対応分	88	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		81 対応分	89	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		82 対応分	90	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		83 対応分	91	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		84 対応分	92	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		85から92までの合計		93	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		その他	株式等	本年分の(71)・(72)から差し引く繰越損失額	94	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
配当等	本年分の(73)から差し引く繰越損失額		95	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
先物取引	本年分の(74)から差し引く繰越損失額		97	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
	翌年以後に繰り越される損失の金額		98	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額			99	<input type="text"/>
特別控除額の合計額			100	<input type="text"/>

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	101	<input type="text"/>	<input type="text"/>
------------------------	-----	----------------------	----------------------

○ 退職所得に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
一般	円	円
短期		
特定役員		

整理欄

A	B	C	申告等年月日	<input type="text"/>
D	E	F	通算	<input type="text"/>
取得期限	<input type="text"/>	<input type="text"/>	特例期間	<input type="text"/>
資産	入力	申告区分	<input type="text"/>	<input type="text"/>

令和 年分の 所得税及び復興特別所得税

申告書(分離課税用)

第三表 ○この用紙は控用です。

控

住所
〒 --
番 号 号

フリガナ
氏 名

整理番号

特 例 適 用 条 文									
法			条				項		号
所法	措法	震法	<input type="text"/>	条の	<input type="text"/>	の	<input type="text"/>	項	号
所法	措法	震法	<input type="text"/>	条の	<input type="text"/>	の	<input type="text"/>	項	号
所法	措法	震法	<input type="text"/>	条の	<input type="text"/>	の	<input type="text"/>	項	号

(単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分	シ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		軽減分	ス	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	長期譲渡	一般分	セ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		特定分	ソ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	課税	軽減分	タ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		一般株式等の譲渡	チ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		上場株式等の譲渡	ツ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		上場株式等の配当等	テ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	先物取引	ト	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	山林	ナ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
退職	ニ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
所得金額	短期譲渡	一般分	66	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		軽減分	67	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	長期譲渡	一般分	68	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		特定分	69	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	課税	軽減分	70	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		一般株式等の譲渡	71	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		上場株式等の譲渡	72	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		上場株式等の配当等	73	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	先物取引	74	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
	山林	75	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
退職	76	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>			
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の12)	12	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の2)	29	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	12 対応分	77	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
	66 67 対応分	78	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
	68 69 70 対応分	79	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
	71 72 対応分	80	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
	73 対応分	81	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
	74 対応分	82	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
	75 対応分	83	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	
	76 対応分	84	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	000	

税金の計算	税額	77 対応分	85	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		78 対応分	86	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		79 対応分	87	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		80 対応分	88	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		81 対応分	89	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		82 対応分	90	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		83 対応分	91	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		84 対応分	92	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		85から92までの合計 (申告書第一表の8)に転記)		93	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		その他	株式等	本年分の71、72から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	94	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
配当等	本年分の73から差し引く繰越損失額		95	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
先物取引	本年分の74から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額		96	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
			97	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
			98	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額		99	<input type="text"/>	<input type="text"/>
特別控除額の合計額		100	<input type="text"/>	<input type="text"/>

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	101	<input type="text"/>
------------------------	-----	----------------------

○ 退職所得に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
一般	円	円
短期		
特定役員		

現在の住所 又は 居所 事業所等	フリガナ 氏名
---------------------------	------------

整理番号 	一連番号
--	------

1 損失額又は所得金額

(令和四年分以降用)

A		経常所得 (申告書第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額)					⑥⑥	円
所得の種類		区分等	所得の生ずる場所等	④ 収入金額	⑤ 必要経費等	⑥ 差引金額 (④ - ⑤)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額
B	譲渡	短期	分離譲渡	円	円	⑨	円	⑥⑦
		長期	総合譲渡			⑩	円	⑥⑧
	一時	短期	分離譲渡	円	円	⑪		⑥⑨
		長期	総合譲渡			⑫	円	⑦⑩
C	山林		円				⑦⑪	
D	退職	一般			円	円		
		短期						⑦⑫
		特定役員						
E	譲渡	一般株式等						⑦⑬
		上場株式等						⑦⑭
		上場株式等			円	円		⑦⑮
F	先物取引						⑦⑯	
		⑰	分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額	円	⑱	上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	円	特例適用条文

2 損益の通算

所得の種類		④ 通算前		⑤ 第1次通算後		⑥ 第2次通算後		⑦ 第3次通算後		⑧ 損失額又は所得金額
		円		円		円		円		円
A	経常所得	⑥⑥		第1次	第2次	第3次				
B	譲渡	短期	総合譲渡	⑥⑧						
		長期	分離譲渡 (特定損失額)	⑥⑨	△					
	一時	短期	総合譲渡	⑦⑩						
		長期								
C	山林		→ ⑦⑪						⑧	
D	退職				→ ⑦⑫					
損失額又は所得金額の合計額									⑧⑩	

現在の住所 又は 居 所 事業所等	フリガナ 氏 名
----------------------------	-------------

整理番号

1 損失額又は所得金額

所得の種類		区分等	所得の生ずる場所等	④ 収入金額	⑤ 必要経費等	⑥ 差引金額 (④ - ⑤)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額
A 経常所得 (申告書第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額)								⑥
B 譲渡	短期	分離譲渡		円	円	円		円
		総合譲渡					円	円
	長期	分離譲渡		円	円	円		円
		総合譲渡					円	円
	一時							円
C 山林				円				円
D 退職	一般				円	円		
	短期							円
	特定役員							円
E	一般株式等の譲渡							円
	上場株式等の譲渡							円
	上場株式等の配当等				円	円		円
F 先物取引								円
			⑧ 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額	円		⑨ 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	円	特例適用条文

○この用紙は控用です。

2 損益の通算

所得の種類	④ 通算前	⑤ 第1次通算後	⑥ 第2次通算後	⑦ 第3次通算後	⑧ 損失額又は所得金額
A 経常所得	⑥ 円	第 1 次	第 2 次	第 3 次	円
B 譲渡	短期 総合譲渡	⑧	通算	通算	円
	長期 分離譲渡 (特定損失額)	⑨ △			
	長期 総合譲渡	⑩			
	一時	⑪			
C 山林	⑫				⑬
D 退職					⑭
損失額又は所得金額の合計額					⑮

3 翌年以後に繰り越す損失額

整理番号	<input style="width: 95%;" type="text"/>	一連番号	<input style="width: 95%;" type="text"/>
------	--	------	--

青色申告者の損失の金額						⑧1	円	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						⑧2		
変動所得の損失額						⑧3		
被災事業用資産の損失額	所得の種類		被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	① 損害金額	② 保険金などで補填される金額	③ 差引損失額 (① - ②)
	山林以外	営業等・農業			. .	円	円	円
		不動産			. .			⑧4
	山林			. .			⑧5	
				. .			⑧6	
山林所得に係る被災事業用資産の損失額						⑧7	円	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額						⑧8		

第四表(二) (令和四年分以降用)

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類		④前年分までに引ききれなかった損失額	⑤本年分で差し引く損失額	⑥翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額(④-⑤)
____年 (3年前)	純損	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	/
			山林所得の損失		
	雑損	____年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
			雑損	雑損	
____年 (2年前)	純損	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		円
			山林所得の損失		
	雑損	____年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
			雑損	雑損	
____年 (前年)	純損	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
			山林所得の損失		
	雑損	____年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
			雑損	雑損	
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額			⑧9	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額			⑧0	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額			⑧1	円	

○第四表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

	⑧2	円
--	----	---

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

	⑧3	円
--	----	---

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

	⑧4	円
--	----	---

資産	整理欄	
----	-----	--

3 翌年以後に繰り越す損失額

整理番号

青色申告者の損失の金額							⑧1	円			
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							⑧2				
変動所得の損失額							⑧3				
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④ 損害金額	⑤ 保険金などで補填される金額	③ 差引損失額 (④ - ⑤)				
							山林以外	円	円	⑧4	円
							営業等・農業				
	不動産						⑧5				
	山林						⑧6				
山林所得に係る被災事業用資産の損失額							⑧7	円			
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							⑧8				

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類		④ 前年までに引ききれなかった損失額	⑤ 本年分で差し引く損失額	③ 翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額 (④ - ⑤)
____年 (3年前)	純損	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	/
			山林所得の損失		
	雑損	____年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			
		雑損	雑損		
____年 (2年前)	純損	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		円
			山林所得の損失		
	雑損	____年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			
		雑損	雑損		
____年 (前年)	純損	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
			山林所得の損失		
	雑損	____年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			
		雑損	雑損		
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額				⑧9	円
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額				⑧0	円
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額				⑧1	円
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額				⑧2	円

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

円

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

円

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

円

第四表(二) この用紙は控用です。

年分の所得税及び復興特別所得税の申告書付表 先物取引に係る繰越損失用

提出用

現在の住所 又は 居所 事業所等	フリガナ 氏 名	
---------------------------	-------------	--

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

1 先物取引に係る雑所得等の金額			
	本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	円
<p>← 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の②の金額の合計額を転記してください。</p>			
2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算			
A __年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	②	円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(①と②のいずれか低い方の金額)	③ <small>(赤字のときは0)</small>	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(① - ③)	④	
B __年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑤	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(④と⑤のいずれか低い方の金額)	⑥ <small>(赤字のときは0)</small>	
	翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑤ - ⑥)	⑦	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(④ - ⑥)	⑧	
C __年 (前年)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑨	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑧と⑨のいずれか低い方の金額)	⑩ <small>(赤字のときは0)</small>	
	翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑨ - ⑩)	⑪	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(⑧ - ⑩)	⑫	
3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算			
A __年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑬	円
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑭
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失(⑬と⑭-⑮のいずれか低い方の金額)	⑮ <small>(赤字のときは0)</small>
B __年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑯	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑰
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失((⑯-⑰)と(⑱-⑲)のいずれか低い方の金額)	⑱ <small>(赤字のときは0)</small>
C __年 (前年)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑲	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑳
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失((⑲-⑲)と(㉑-⑲)のいずれか低い方の金額)	㉑ <small>(赤字のときは0)</small>
○ 次の該当する欄を書いてください。			
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額(⑫ - ⑮ - ⑱ - ㉑)	㉒	円 <small>(赤字のときは△を付けて書いてください。)</small>
申告書への転記事項	(1) ①が黒字の場合(0の場合も含みます。)	先物取引に係る雑所得等の金額(上の①の金額)	㉓
		本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額(① - ②)	㉔
	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額(⑦ + ⑪)	㉕	
	(2) ①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額(⑦ + ⑪ + ⑫)	㉖

年分の所得税及び復興特別所得税の申告書付表 先物取引に係る繰越損失用

控
用

現在の住所 又は 居所 事業所等	フリガナ 氏 名	
---------------------------	-------------	--

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

この用紙は

控
用

1 先物取引に係る雑所得等の金額			
	本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	円
<p style="font-size: small;">先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の②の金額の合計額を転記してください。</p>			
2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算			
A __年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	②	円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(①と②のいずれか低い方の金額)	③ <small>(赤字のときは0)</small>	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(① - ③)	④	
B __年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑤	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(④と⑤のいずれか低い方の金額)	⑥ <small>(赤字のときは0)</small>	
	翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑤ - ⑥)	⑦	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(④ - ⑥)	⑧	
C __年 (前年)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑨	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑧と⑨のいずれか低い方の金額)	⑩ <small>(赤字のときは0)</small>	
	翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑨ - ⑩)	⑪	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(⑧ - ⑩)	⑫	
3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算			
A __年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑬	円
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑭
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失(⑬と⑭-⑮のいずれか低い方の金額)	⑮ <small>(赤字のときは0)</small>
B __年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑯	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑰
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失((⑯-⑰)と(⑱-⑲)のいずれか低い方の金額)	⑱ <small>(赤字のときは0)</small>
C __年 (前年)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑲	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑳
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失((⑲-⑲)と(㉑-⑲)のいずれか低い方の金額)	㉑ <small>(赤字のときは0)</small>
<p>○ 次の該当する欄を書いてください。</p>			
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額(⑫ - ⑮ - ⑱ - ㉑)	㉒	円 <small>(赤字のときは△を付けて書いてください。)</small>
申告書への 転記事項	(1) ①が黒字の場合(0の場合も含みます。)	先物取引に係る雑所得等の金額(上の①の金額)	㉓
		本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額(① - ②)	㉔
	(2) ①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額(⑦ + ⑪)	㉕
		翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額(⑦ + ⑪ + ⑫)	㉖

です。申告には、必ず

提出用

を使ってください。

死亡した者の____年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)

(受付印)

1 死亡した者の住所・氏名等													
住所	(〒 -)				フリガナ	氏名			死亡年月日	年 月 日			
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金 [第3期分の税額] (還付される税金のときは頭に「部」に△印を付けてください。) 円… A													
3 相続人等の代表者の指定 [代表者を指定されるときは、右にその代表者の氏名を書いてください。] 相続人等の代表者の氏名 _____													
4 限定承認の有無 [相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。] 限定承認													
5 相続人等に関する事項	(1) 住所	(〒 -)			(〒 -)			(〒 -)			(〒 -)		
	(2) 氏名(署名)	フリガナ			フリガナ			フリガナ			フリガナ		
	(3) 個人番号												
	(4) 職業及び被相続人と続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄
	(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日			明・大・昭・平・令 年 月 日			明・大・昭・平・令 年 月 日			明・大・昭・平・令 年 月 日		
	(6) 電話番号	- -			- -			- -			- -		
	(7) 相続分…B	法定・指定 _____			法定・指定 _____			法定・指定 _____			法定・指定 _____		
	(8) 相続財産の価額	円			円			円			円		
6 納める税金等	△が黒字のとき 各人の納付税額 A × B (各人の100円未満の端数切捨て)	00 円			00 円			00 円			00 円		
	△が赤字のとき 各人の還付金額 (各人の1円未満の端数切捨て)	円			円			円			円		
7 還付される税金の受取場所	振込みを希望する場合 銀行名等	銀行 金庫・組合 農協・漁協			銀行 金庫・組合 農協・漁協			銀行 金庫・組合 農協・漁協			銀行 金庫・組合 農協・漁協		
	支店名等	本店・支店 出張所 本所・支所			本店・支店 出張所 本所・支所			本店・支店 出張所 本所・支所			本店・支店 出張所 本所・支所		
	預金の種類	預金			預金			預金			預金		
	口座番号												
	希望する場合 ゆうちょ銀行の郵便局等の窓口 貯金口座の記号番号	-			-			-			-		
郵便局名等													

(注) 「5 相続人等に関する事項」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

税務署欄	整理番号	0		0		0		0	
	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。※還付される税金の受取りを代表者等に委任する場合には委任状の提出が必要です。

一連番号

書 き 方

〔死亡した人の確定申告書の書き方〕

死亡した人の確定申告書の書き方は、「確定申告の手引き」などにならって書きますが、次の点に留意して書いてください。

- 『令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（以下「確定申告書」といいます。）』の標題の余白部に「準確定」と書いてください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を書いてください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と書いてください。
なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように書いてください。
 - 上段には、死亡した人について書き、その氏名上部に死亡年月日を書いてください。
 - 下段には、相続人や包括受遺者について書いてください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を書くとともに、相続人や包括受遺者の氏名を書く場合にその氏名の頭部に「相続人」と書いて、署名してください。
- 死亡した人の確定申告書の提出に当たっては、全ての相続人や包括受遺者の個人番号（12桁）の記入及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に書いてください。
また、相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、申告書付表「5 相続人等に関する事項」欄の「個人番号」欄に各相続人や包括受遺者の個人番号を書いてください。
〔注〕 死亡した人の個人番号を記入する必要はありません。

〔申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）の書き方〕

- 「死亡した者の〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）」の標題の「〇〇年分」欄
死亡した人の確定申告書の年分と同じ年分を書いてください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
死亡した人の確定申告書の「住所」欄に書いた住所地を書いてください。
- 「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄
死亡した人の確定申告書の「第3期分の税額」欄の金額を転記してください。
- 「3 相続人等の代表者の指定」欄
相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者のうちから死亡した人の国税に関する書類を代表して受領する人を指定することができますので、なるべく代表して受領する人を指定してください。
- 「5 相続人等に関する事項」欄
一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について書いてください。
 - 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地を書いてください。
 - 「氏名（署名）」欄
この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名してください。署名のない方が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を行った場合、確定申告書及び申告書付表の内容は開示されません。
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者についてはその人の住所の頭部に「申告せず」と表示するとともに、氏名を○で囲んでください。その人は別に確定申告書と申告書付表を提出することになりますから、その人に申告内容を連絡してください。
 - 「個人番号」欄
相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺

者の個人番号（12桁）を書いてください。

- 「相続分…B」欄
法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を書いてください。
なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほかに包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を書いてください。
〔注〕 1 法定相続分により財産を取得している人は、次の割合となります。
 - 相続人が子と配偶者の場合…子は1/2、配偶者は1/2
 - 相続人が配偶者と直系尊属の場合…配偶者は2/3、直系尊属は1/3
 - 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合…配偶者は3/4、兄弟姉妹は1/4
 - 子や直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いる場合…各人の相続分は均等なお、イとハの相続の子や兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合にこれらの人に子があるときは、その子が代襲して相続しますが、この場合の子の法定相続分は、相続開始前に死亡したその子の親である子や兄弟姉妹の相続分となります。
2 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- 「相続財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を書いてください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（5(7)「相続分…B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ書いてください。
- 「6 納める税金等」欄
 - 「各人の納付税額」欄
「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄が黒字の場合に書く欄です。
この欄には、「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄の納める税金に各人の相続分（5(7)「相続分…B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を書いてください。
 - 「各人の還付金額」欄
「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄が赤字の場合に書く欄です。
この欄には、「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄の還付される税金が相続人や包括受遺者の協議により分割されているときはその割合により請求できる還付金額を書き、そうでないときはそれぞれ各人が相続や包括遺贈により取得する財産の相続分（民法第900条から第903条）に応じて求めた金額（1円未満の端数切捨て）を書いてください。
なお、相続人や包括受遺者が受領すべき還付金の受領を相続人の代表者等に委任する場合には、この申告書付表とは別に、還付金の受領に関する委任状の提出が必要になります。
- 「7 還付される税金の受取場所」欄
「6 納める税金等」欄の「各人の還付金額」欄に記載がある場合に書く欄です。
この欄には、還付される税金の受取りに当たって、
 - 銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、
 - ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、該当する項目に記入してください。
なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限り）への振込みをご利用ください。
〔注〕 ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

- この申告書付表は、死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が確定申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を書く前に、確定申告書で死亡した人の納める税金又は還付される税金（第3期分の税額）を計算してください。
- 死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者が提出する確定申告書とこの付表は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日（例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日）までに提出してください。
なお、死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の所得税及び復興特別所得税（その年1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分を除きます。）が無申告であったことにより提出する確定申告書と申告書付表については、上の4か月の申告期間の特例の適用はありませんから、早めに提出してください。
- 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、使用する確定申告書と申告書付表は、それぞれ相続人や包括受遺者を通じて1枚で足りる。相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に確定申告書と申告書付表を提出することになります。
- 申告書付表の控えを保管する場合には、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取り扱いには十分ご注意ください。
- この申告書付表の書き方についてお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

令和 〇〇 年分収支内訳書 (一般用)

(あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用

(令和四年分以降用)

令和 年 月 日

〔「営業等」又は「雑(業務)」のいずれかを選択してください。〕

営 業 等
 雑 (業 務)

(自 〇〇 月 〇〇 日 至 〇〇 月 〇〇 日)

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)
収 入 金 額	売上(収入)金額 ①		経 費	旅費交通費 ㊟	
	家事消費 ②			通信費 ㊠	
	その他の収入 ③			広告宣伝費 ㊡	
	計 (①+②+③) ④			接待交際費 ㊢	
売 上 原 価	期首商品(製品)棚卸高 ⑤			損害保険料 ㊣	
	仕入金額(製品製造原価) ⑥			修繕費 ㊤	
	小計(⑤+⑥) ⑦			消耗品費 ㊦	
	期末商品(製品)棚卸高 ⑧			福利厚生費 ㊧	
	差引原価(⑦-⑧) ⑨			雑費 ㊨	
差引金額(④-⑨) ⑩		小計(⑦-⑨) ⑪			
経 費	給料賃金 ⑫			経費計(⑩~⑪) ⑫	
	外注工賃 ⑬			専従者控除前の所得金額(⑩-⑫) ⑬	
	減価償却費 ⑭			専従者控除 ※ ⑭	
	貸倒金 ⑮			所得金額(⑬-⑭) ⑮	
	地代家賃 ⑯				
費	利子割引料 ⑰				
	租税公課 ㊱				
	荷造運賃 ㊲				
	水道光熱費 ㊳				

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事月数	給 料 賃 金 与 賞	合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
(歳)	月	円	円	円
(歳)				
(歳)				
その他 (人分)				
計	延べ従事月数		⑪	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等 ※

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
(歳)		
		延べ従事月数

【税務署整理欄】

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	
⑯	
⑰	
⑱	
⑲	
⑳	
㉑	

※ 雑所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません。

○売上(収入)金額の明細

(令和四年分以降用)

売上先名	所在地	売上(収入)金額
		円
上記以外の売上先の計		
右記①のうち 軽減税率対象	うち	円 計 ①

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	仕入金額
		円
上記以外の仕入先の計		
右記⑥のうち 軽減税率対象	うち	円 計 ⑥

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年 中の 償却 期間	⑤ 本年 分の 普通 償却 費 (③×④×⑧)	⑥ 特 別 償 却 費	⑦ 本年 分の 償 却 費 合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業 専 用 割 合	⑨ 本年 分の 必要 経 費 算 入 額 (⑦×⑧)	⑩ 未 償 却 残 高 (期末残高)	摘 要
		年 ・ 月	円 ()	円		年		— 12	円	円	円	%	円	円	
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
計													⑬		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		円	円
		権 更 賃	
		権 更 賃	

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の 利子割引料	左のうち必要 経費算入額
	円	円	円

◎本年における特殊事情

令和 年分収支内訳書(一般用)

(あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

控
用

記帳と帳簿書類の保存義務について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

- 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金額等を記帳しなければなりません。
- 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

令和 年 月 日

住 所	フリガナ氏 名	事務所所在地
事業所所在地	電 話 番 号 (自宅) (事業所)	氏 名 (名称)
業種名	屋 号	電 話 番 号
	加 入 団 体 名	

「営業等」又は「雑(業務)」のいずれかを選択してください。

営 業 等 雑 (業 務)

(自 月 日 至 月 日)

整理番号

○申告には、必ず提出用を使ってください。

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収入金額		経 費	
売上(収入)金額 ①	<input type="text"/>	旅費交通費 ㊳	<input type="text"/>
家事消費 ②	<input type="text"/>	通信費 ㊴	<input type="text"/>
その他の収入 ③	<input type="text"/>	広告宣伝費 ㊵	<input type="text"/>
計 (①+②+③) ④	<input type="text"/>	接待交際費 ㊶	<input type="text"/>
売上原価		損害保険料 ㊷	<input type="text"/>
期首商品(製品)棚卸高 ⑤	<input type="text"/>	修繕費 ㊸	<input type="text"/>
仕入金額(製品製造原価) ⑥	<input type="text"/>	消耗品費 ㊹	<input type="text"/>
小計(⑤+⑥) ⑦	<input type="text"/>	福利厚生費 ㊺	<input type="text"/>
期末商品(製品)棚卸高 ⑧	<input type="text"/>	の ⑻	<input type="text"/>
差引原価(⑦-⑧) ⑨	<input type="text"/>	の ⑿	<input type="text"/>
差引金額(④-⑨) ⑩	<input type="text"/>	経 費	
経 費		給料賃金 ㊻	<input type="text"/>
給料賃金 ⑪	<input type="text"/>	外注工賃 ㊼	<input type="text"/>
外注工賃 ⑫	<input type="text"/>	減価償却費 ㊽	<input type="text"/>
減価償却費 ⑬	<input type="text"/>	貸倒金 ㊾	<input type="text"/>
貸倒金 ⑭	<input type="text"/>	地代家賃 ㊿	<input type="text"/>
地代家賃 ⑮	<input type="text"/>	利子割引料 ㊽	<input type="text"/>
利子割引料 ⑯	<input type="text"/>	その他の経費	
その他の経費		租税公課 ㊿	<input type="text"/>
租税公課 ㊿	<input type="text"/>	荷造運賃 ㊿	<input type="text"/>
荷造運賃 ㊿	<input type="text"/>	水道光熱費 ㊿	<input type="text"/>
水道光熱費 ㊿	<input type="text"/>	所得金額 (⑩-⑳)	<input type="text"/>
		所得金額 (⑩-⑳)	<input type="text"/>

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事月数	給 料 賃 金 与 賞	合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
(歳)	月	円	円	円
(歳)				
(歳)				
その他 (人分)				
計	延べ従事月数 <input type="text"/>		⑪ <input type="text"/>	<input type="text"/>

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等※

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
(歳)		
		延べ従事月数 <input type="text"/>

※ 雑所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません。

整理番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

○売上(収入)金額の明細

売上先名	所在地	売上(収入)金額
		円
上記以外の売上先の計		
右記①のうち 軽減税率対象	うち	円 計 ①

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	仕入金額
		円
上記以外の仕入先の計		
右記⑥のうち 軽減税率対象	うち	円 計 ⑥

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年 中の 償却 期間	⑤ 本年 分の 普通 償却 費 (③×④×⑧)	⑥ 特 別 償 却 費	⑦ 本年 分の 合計 償却 費 (⑤+⑥)	⑧ 事業 専 用 割 合	⑨ 本年 分の 必要 経費 算入 額 (⑦×⑧)	⑩ 未償 却 残 高 (期末 残高)	摘要
		年 ・ 月	() 円	円		年		— 12 月	円	円	円	%	円	円	
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
計													⑬		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等		左の賃借料のうち 必要経費算入額
		権利金等	賃借料	
		円		円

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の 利子割引料	左のうち必要 経費算入額
	円	円	円

◎本年における特殊事情

○この用紙は
控
用
です。
申
告
に
は
、
必
ず
提
出
用
を
使
っ
て
く
だ
さ
い。

令和 年分収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

(令和元年分以降用)

		診療科目			住所		整理番号		
							氏名		
社会保険診療報酬	1. 収入金額の内訳								
			診療件数	診療日数	決定点数	収入金額			
				件	日	点	診療報酬当座 口払込額	診療報酬窓 口収入金額	
	① 基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬	一般社会保険					円	/	
		生活保護法							
		精神保健福祉法							
		小計							
	② 国民健康保険診療報酬	国民健康保険法							
		高齢者医療確保法							
小計									
③ 介護報酬									
	小計								
④ その他									
	小計								
⑤ 計 (①+②+③+④)			Ⓐ			Ⓒ	Ⓓ	円	
自由診療の収入等	一般の自由診療		件	日				円	
	労働者災害補償保険診療								
	公害健康被害補償診療								
	自動車損害賠償責任保険診療								
	高齢者医療確保法								
	⑥ 計 (雑収入は下の欄に書きます。)						Ⓔ		
雑収入								円	
2. 自由診療割合の計算									
<p>この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。</p> <p>自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。</p> <p>(1) 診療実日数による割合</p> $\frac{\text{自由診療実日数(Ⓓ)}}{\text{総診療実日数(Ⓐ+Ⓓ)}} \times 100 = \boxed{\text{⑦}} \%$ <p>(2) 収入による割合</p> $\frac{\text{自由診療収入(Ⓔ)}}{\text{総診療収入(Ⓒ+Ⓓ+Ⓔ)}} \times 100 \times \text{調整率} = \boxed{\text{⑧}} \%$									

(注)社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。
なお、7,000万円の判定については、①+②+⑥の合計額で行うことになります。

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(収支内訳書(一般用)の⑨+⑩+⑳)} \end{array} \right. \text{円} - \left. \begin{array}{l} \text{自由診療分と社会保険} \\ \text{診療分とに明確に区分} \\ \text{できる経費の総額} \end{array} \right. \text{円} \text{①} \times \left. \begin{array}{l} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の㉗又は㉘)} \end{array} \right. \% + \left. \begin{array}{l} \text{左の①のうち自由診} \\ \text{療分に係る経費の} \\ \text{金額} \end{array} \right. \text{円} = \text{自由診療分の原価} \text{円} \text{A} \text{及び経費の合計額} \text{円}$$

(注) ①の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

(2) 保険診療分

$$\begin{array}{l} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(収支内訳書(一般用)の⑨+⑩+⑳)} \end{array} \text{円} - \begin{array}{l} \text{自由診療分の原価及び経費} \\ \text{の合計額(Aの金額)} \end{array} \text{円} = \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{array} \text{円} \text{B}$$

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた①率及び②加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

$$\begin{array}{l} \text{社会保険診療報酬} \\ \text{(表面の㉙+㉚)} \end{array} \text{円} \times \begin{array}{l} \text{速算表の} \\ \text{①率} \end{array} \% + \begin{array}{l} \text{速算表の} \\ \text{②加算額} \end{array} \text{円} = \begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の} \\ \text{規定による必要経費の金額} \end{array} \text{円} \text{C}$$

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	①率	②加算額
2,500万円以下	72%	— 円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

$$\begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の規定に} \\ \text{よる必要経費の金額 (Cの金額)} \end{array} \text{円} - \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の原価及び経費の} \\ \text{合計額 (Bの金額)} \end{array} \text{円} = \text{差額} \text{円} \text{D}$$

(注) Dの金額を「収支内訳書(一般用)」1ページの「所得金額⑳」欄の下の余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。

併せて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法26」と記載してください。

令和 年分所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

整理番号	
氏名	

診療科目		住所	
------	--	----	--

(令和元年分以降用)

1. 収入金額の内訳		診療件数	診療実日数	決定点数	収入金額			
					診療報酬当座口払込額	診療報酬窓口収入金額		
社会保険診療報酬	① 基金受ける社会保険事務所から支払報酬を	一般社会保険	件	日	点			
		生活保護法						
		精神保健福祉法						
		小計						
	② 国民健康保険診療報酬	国民健康保険法						
		高齢者医療確保法						
		小計						
	③ 介護報酬							
		小計						
	④ その他							
		小計						
	⑤ 計 (①+②+③+④)			Ⓐ			Ⓒ	Ⓓ
	自由診療の収入等	一般の自由診療	件	日				円
		労働者災害補償保険診療						
公害健康被害補償診療								
自動車損害賠償責任保険診療								
高齢者医療確保法								
⑥ 計 (雑収入は下の欄に書きます。)						Ⓔ		
雑収入							円	

2. 自由診療割合の計算	
<p>この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかでない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。</p> <p>自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。</p>	
<p>(1) 診療実日数による割合</p> <p>自由診療実日数(Ⓓ)</p> <hr/> <p>総診療実日数(Ⓐ+Ⓓ)</p> <p style="text-align: right;">(日) × 100 = ⑦ %</p>	
<p>(2) 収入による割合</p> <p>自由診療収入(Ⓔ)</p> <hr/> <p>総診療収入(Ⓒ+Ⓓ+Ⓔ)</p> <p style="text-align: right;">(円) × 100 × 調整率 = ⑧ %</p>	

(注)社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。なお、7,000万円の判定については、Ⓒ+Ⓓ+Ⓔの合計額で行うことになります。

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑥+⑩)} \end{array} \right. \text{円} - \left. \begin{array}{l} \text{自由診療分と社会保険} \\ \text{診療分とに明確に区分} \\ \text{できる経費の総額} \end{array} \right. \text{円} \text{ (a)} \times \left. \begin{array}{l} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の㉗又は㉘)} \end{array} \right. \% + \left. \begin{array}{l} \text{左の㉘のうち自由診} \\ \text{療分に係る経費の} \\ \text{金額} \end{array} \right. \text{円} = \left. \begin{array}{l} \text{自由診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{array} \right. \text{円} \text{ A}$$

(注) ㉘の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分

(イ) 専従者給与

$$\left. \begin{array}{l} \text{専従者給与の金額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の㉙)} \end{array} \right. \text{円} \times \left. \begin{array}{l} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の㉗又は㉘)} \end{array} \right. \% = \left. \begin{array}{l} \text{自由診療分の専従者} \\ \text{給与の金額} \end{array} \right. \text{円} \text{ B}$$

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

$$\left. \begin{array}{l} \text{12月31日現在の自由診療分の} \\ \text{一括評価による貸倒引当金の合計額} \end{array} \right. \text{円} \times \frac{55}{1,000} = \left. \begin{array}{l} \text{自由診療分の一括評価に} \\ \text{よる貸倒引当金繰入額} \end{array} \right. \text{円} \text{ C}$$

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額

$$\left. \begin{array}{l} \text{退職給与引当金} \\ \text{勘定への繰入額} \end{array} \right. \text{円} \times \left. \begin{array}{l} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の㉗又は㉘)} \end{array} \right. \% = \left. \begin{array}{l} \text{自由診療分の退職給与} \\ \text{引当金勘定への繰入額} \end{array} \right. \text{円} \text{ D}$$

(注) 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお尋ねください。

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

$$\left. \begin{array}{l} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑥+⑩)} \end{array} \right. \text{円} - \left. \begin{array}{l} \text{自由診療分の原価及び経費} \\ \text{の合計額(Aの金額)} \end{array} \right. \text{円} = \left. \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{array} \right. \text{円} \text{ E}$$

ロ 特典経費分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{専従者給与の金額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の㉙)} \end{array} \right. \text{円} - \left. \begin{array}{l} \text{Bの金額} \end{array} \right. \text{円} \left. \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{退職給与} \\ \text{引当金繰入額} \end{array} \right. \text{円} - \left. \begin{array}{l} \text{Dの金額} \end{array} \right. \text{円} \left. \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{一括評価による貸倒引当金} \\ \text{繰入額 (決算書の「貸倒引} \\ \text{当金繰入額の計算」の④)} \end{array} \right. \text{円} - \left. \begin{array}{l} \text{Cの金額} \end{array} \right. \text{円} \left. \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{一括評価による貸倒} \\ \text{引当金繰戻額} \end{array} \right. \text{円} - \left. \begin{array}{l} \text{自由診療分の一括評価} \\ \text{による貸倒引当金繰戻額} \end{array} \right. \text{円} \left. \right\} = \left. \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の} \\ \text{特典経費の合計額} \end{array} \right. \text{円} \text{ F}$$

赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた㉚率及び㉛加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

$$\left. \begin{array}{l} \text{社会保険診療報酬} \\ \text{(表面の㉚+㉛)} \end{array} \right. \text{円} \times \left. \begin{array}{l} \text{速算表の} \\ \text{㉚率} \end{array} \right. \% + \left. \begin{array}{l} \text{速算表の} \\ \text{㉛加算額} \end{array} \right. \text{円} = \left. \begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の} \\ \text{規定による必要経費の金額} \end{array} \right. \text{円} \text{ G}$$

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	㉚率	㉛加算額
2,500万円以下	72%	—円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

$$\left. \begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の規定に} \\ \text{よる必要経費の金額 (Gの金額)} \end{array} \right. \text{円} - \left. \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の原価及び経費と} \\ \text{特典経費の合計額 (E+Fの金額)} \end{array} \right. \text{円} = \left. \begin{array}{l} \text{差額} \end{array} \right. \text{円} \text{ H}$$

(注) Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額⑤」欄の下の余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。

併せて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法26」と記載してください。

この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法第26条の適用を受けた所得を除いたところで計算しますのでご注意ください（この計算に当たっては「記載要領」を読んでください。）。

年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書添付書類台紙

現在の住所又は居所事業所等		フリガナ 氏名	
---------------	--	------------	--

① の り し ろ

本人確認書類 (写)

※ 申告書を提出する際には、**毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の**写し**を貼ってください。

(表面)



(裏面)



◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「Ⅰ 番号確認書類」の**写し**と「Ⅱ 身元確認書類」の**写し**をそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

Ⅰ 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の**写し**》
 ・通知カード
 (現在の氏名・住所等が記載されている場合に限ります。)
 ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 (マイナンバーの記載があるものに限ります。)

などのうちいずれか1つ



Ⅱ 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の**写し**》

- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳
- ・公的医療保険の被保険者証
(写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。)
- ・パスポート
- ・在留カード

などのうちいずれか1つ

○ 申告に当たっては、上記①及び裏面の②から⑤の書類(該当するものに限ります。)などを、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください。

e-Taxで送信すれば**書類の添付が不要**※になります！

※一部の書類を除きます。



作成コーナー



⑤

のりしろ

社会保険料
(国民年金・国民年金基金)
小規模企業共済等掛金 控除関係書類

④

のりしろ

生命保険料控除関係書類

③

のりしろ

地震保険料控除関係書類

②

のりしろ

寄附金控除関係書類

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろに貼りきれない大きな添付書類については、この台紙にホチキス等で留めて、提出をお願いします。

e-Taxで送信すれば**書類の添付が不要**※になります！

※一部の書類を除きます。



作成コーナー



令和 00 年分の 所得税及び復興特別所得税 の 申告書 (損失申告用) 付表
(東日本大震災の被災者の方用)

F A O 1 8 1

整理番号	00000000	一連番号	
------	--	------	--

現在の住所 又は 居 所 事業所等	フリガナ 氏 名
----------------------------	-------------

この付表は、震災特例法第5条（雑損失の繰越控除の特例）、第7条（純損失の繰越控除の特例）の規定の適用を受ける方が、申告書第四表（損失申告用）の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額		被災純損失以外の純損失金額	㉑	円		
		被災純損失金額	㉑'			
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			㉒			
変動所得の損失額			㉓			
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	㉔	円
	山林以外	営業等・農業		・		㉔
			うち 棚卸資産震災損失額			㉔'
			うち 固定資産震災損失額			㉔''
	山林以外	不動産		・		㉕
			うち 固定資産震災損失額			㉕'
	山林			・		㉖
うち 固定資産震災損失額				㉖'		
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		被災純損失以外の純損失金額	㉗	円		
		被災純損失金額	㉗'			
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		被災純損失以外の純損失金額	㉘			
		被災純損失金額	㉘'			

第四表付表(一)

(令和四年分以降適用)

令和 00 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 申告書 (損失申告用) 付表
(東日本大震災の被災者の方用)

F A 0 1 9 1

第四表付表(二) (令和四年分以降降用) ○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

4 繰越損失を差し引く計算

整理番号 0000000000 一連番号 0000000000

年分	損失の種類	(A)前年分までに引ききれなかった損失額	(B)本年分で差し引く損失額	(C)翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(A-B)	
A __年 (5年前)	純損失 被災純損失(青・白)	山林以外	円	/	
		山林			
	雑損失 特定雑損失				
B __年 (4年前)	純損失 被災純損失(青・白)	山林以外		/	
		山林			
	雑損失 特定雑損失				
C __年 (3年前)	純損失	__年が青色の場合 被災純損失以外の損失	山林以外	/	
			山林		
		変動所得の損失			
		__年が白色の場合 被災事業用資産の損失	山林以外		
	山林				
	雑損失	被災純損失(青・白)	山林以外		/
			山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失			/
		特定雑損失			
D __年 (2年前)	純損失	__年が青色の場合 被災純損失以外の損失	山林以外	/	
			山林		
		変動所得の損失			
		__年が白色の場合 被災事業用資産の損失	山林以外		
	山林				
	雑損失	被災純損失(青・白)	山林以外		/
			山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失			/
		特定雑損失			
E __年 (前年)	純損失	__年が青色の場合 被災純損失以外の損失	山林以外	/	
			山林		
		変動所得の損失			
		__年が白色の場合 被災事業用資産の損失	山林以外		
	山林				
	雑損失	被災純損失(青・白)	山林以外		/
			山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失			/
		特定雑損失			
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		⑧9	円		
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額		⑨0	円		
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額		⑨1	円		
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額			⑨2	円	

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額

⑨3 0000000000 円

⑨3 0000000000 円

特定雑損失の金額

⑨3 0000000000 円

令和 年分の 所得税及び復興特別所得税 の **申告書 (損失申告用) 付表**
 (東日本大震災の被災者の方用)

整理番号

現在の住所 又は 居 所 事業所等	フリガナ 氏 名
----------------------------	-------------

この付表は、震災特例法第5条（雑損失の繰越控除の特例）、第7条（純損失の繰越控除の特例）の規定の適用を受ける方が、申告書第四表（損失申告用）の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額		被災純損失以外の純損失金額	㉑	円				
		被災純損失金額	㉑'					
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			㉒					
変動所得の損失額			㉓					
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	㉔ 損害金額	㉕ 保険金などで補填される金額	㉖ 差引損失額 (㉔ - ㉕)	円
	山林以外	営業等・農業		.			㉗	
			うち 棚卸資産震災損失額				㉗'	
			うち 固定資産震災損失額				㉗''	
	山林	不動産		.			㉘	
			うち 固定資産震災損失額				㉘'	
	山林所得に係る被災事業用資産の損失額		被災純損失以外の純損失金額	㉙	円			
		被災純損失金額	㉙'					
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		被災純損失以外の純損失金額	㉚					
		被災純損失金額	㉚'					

第四表付表(一)

○この用紙は控用です。

令和 年分の 所得税及び復興特別所得税の **申告書** (損失申告用) 付表
(東日本大震災の被災者の方用)

4 繰越損失を差し引く計算

整理番号

年分	損失の種類		④前年分までに引ききれなかった損失額	⑤本年分で差し引く損失額	⑥翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額(④-⑤)
A __年 (5年前)	純損失	被災純損失(青・白)	山林以外	円	円
			山林		
	雑損失	特定雑損失			
B __年 (4年前)	純損失	被災純損失(青・白)	山林以外		円
			山林		
	雑損失	特定雑損失			
C __年 (3年前)	純損失	__年が青色の場合	被災純損失以外の損失	山林以外	円
				山林	
		__年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外	
	雑損失	被災純損失(青・白)	山林以外		
			山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失			
		特定雑損失		円	
	D __年 (2年前)	純損失	__年が青色の場合	被災純損失以外の損失	
				山林	
__年が白色の場合			変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外	
雑損失		被災純損失(青・白)	山林以外		
			山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			
雑損失		特定雑損失以外の雑損失			
		特定雑損失			
E __年 (前年)		純損失	__年が青色の場合	被災純損失以外の損失	山林以外
				山林	
	__年が白色の場合		変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外	
	雑損失	被災純損失(青・白)	山林以外		
			山林		
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失			
		特定雑損失			
	本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額			⑧9	円
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額			⑨0	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額			⑨1	円	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額				⑨2	円

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額

円

特定雑損失の金額

円

第四表付表(二) この用紙は控用です。

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算書

(年分)

氏 名 _____

この計算書は、公的年金等に係る雑所得がある方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く方が、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額を計算する場合に使用します。書き方については裏面を読んでください。

1 損失額又は所得金額

A 公的年金等に係る雑所得以外の経常所得 (申告書第一表の「①から⑥までの合計額」及び「⑧及び⑨の合計額(赤字のときは0)」の合計額)		①	円
所得の種類	A 差引金額	B 「譲渡」の通算後	C 特別控除額
D 損失額又は所得金額			
B 譲 渡	短 期	分譲譲渡	円
		総合譲渡	円
	長 期	分譲譲渡	円
		総合譲渡	円
	一 時	(赤字のときは0)	
C 山 林			円
D 退 職	円		円 (赤字のときは0)
E	一般株式等 の譲渡		円
	上場株式等 の譲渡		円
	上場株式等 の配当等	円 (赤字のときは0)	
F 先物取引等			円 (赤字のときは0)

2 損益の通算

所得の種類	A 通 算 前	B 第 1 次通算後	C 第 2 次通算後	D 第 3 次通算後	E 損失額又は所得金額
A 公的年金等に係る 雑所得以外の経常所得	円	円	円	円	円
B 譲 渡	短 期 総合譲渡	第 1 次 通 算	第 2 次 通 算	第 3 次 通 算	円
	長 期 分譲譲渡 (特定損失額)				円
	総合譲渡				円
	一 時				円
C 山 林	→	円			円
D 退 職	→		円		円
損失額又は所得金額の合計額					円

3 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算

(1)	② 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(5)	⑪ 欄 の 金 額	円
(2)	④ 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(6)	⑫ 欄 の 金 額	円
(3)	⑨ 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(7)	⑬ 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円
(4)	⑩ 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(8)	公的年金等に係る雑所得 以外の合計所得金額 (①～⑦の合計の金額)	円 <small>(申告書第一表の⑭欄に転記します。)</small>

書 き 方

1 「損失額又は所得金額」の各欄

(1) 「A 公的年金等に係る雑所得以外の経常所得」欄
申告書第一表の「①から⑥までの合計額」及び「⑧及び⑨の合計額（赤字のときは0）」の合計額を記入します。なお、所得金額調整控除の適用がある場合は、⑥の代わりに『確定申告の手引き』10頁の「C-F」の金額を合計します。

(2) 「B 譲渡・一時」欄

分離課税の土地建物等に係る譲渡所得や総合課税の譲渡所得、一時所得がある場合に記入します。

イ 「A 差引金額」欄

「分離譲渡」の各欄には『譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】』に記載した収入金額から必要経費等の金額を差し引いた金額を、「総合譲渡」の各欄には「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など（注）」を差し引いた後の金額を、それぞれ記入します。

(注) 譲渡資産の取得費（既に必要経費として算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。

ロ 「B 譲渡の通算後」欄

a 「譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄は、次により記入します。

・「譲渡」の「A 差引金額」欄の金額が全て赤字（0を含みます。）又は黒字（0を含みます。）の場合には、「A 差引金額」欄の金額をそのまま転記します。

・「譲渡」の「A 差引金額」欄の金額に赤字と黒字がある場合には、次の順序で差し引き、差引後の金額を記入します（赤字の場合には金額の頭部に△を付して記入します。）。

i 「短期・分離譲渡」の赤字は、「長期・分離譲渡」の黒字から差し引きします。

(注) それでも引ききれない「短期・分離譲渡」の赤字は、損益の通算することではできません。

ii 「長期・分離譲渡」の赤字は、「短期・分離譲渡」の黒字から差し引きします。

(注) 引ききれない「長期・分離譲渡」の赤字は、特定損失額（居住用財産の譲渡損失）又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額をいいます。以下同じです。）の金額を除き、損益の通算をすることはできません。

iii 「総合譲渡」の赤字は他の「総合譲渡」の黒字から差し引きします（「分離譲渡」の黒字から差し引くことはできません。）。ただし、「長期・分離譲渡」の赤字のうち、損益の通算の対象となる特定損失額がある場合には、「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額）の赤字の順に、「総合譲渡」の黒字から差し引きします。この場合、「短期」→「長期」の順に差し引きします。

b 「一時」の「B 譲渡の通算後」欄は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額（赤字のときは0）を記入します。

ハ 「C 特別控除額」欄

a 「総合譲渡」の「C 特別控除額」欄は、次により記入します。

・「総合譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄の金額の合計額が50万円までの場合…それぞれ「B 譲渡の通算後」欄の金額（赤字のときは0）を記入します。

・「総合譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄の金額の合計額が50万円を超える場合…「短期」→「長期」の順に、それぞれ「総合譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄の金額を記入します。ただし、「短期」と「長期」の合計額は50万円に限りになります。

b 「一時」の「C 特別控除額」欄は、「B 譲渡の通算後」の金額が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を記入します。

ニ 「D 損失額又は所得金額」欄

「D 損失額又は所得金額」欄には、「B 譲渡の通算後」欄の金額から「C 特別控除額」欄の金額を差し引いた金額を次により記入します。

a 「B 譲渡の通算後」欄の金額が全て赤字（0を含みます。）の場合には次により記入します。

・「総合譲渡」欄には、「B 譲渡の通算後」欄の赤字をそのまま転記します。

・「分離譲渡」欄には、「0」を記入します。ただし、「長期・分離譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄の赤字のうち、特定損失額がある場合には、その赤字を転記します。

b 「B 譲渡の通算後」欄の金額が全て黒字（0を含みます。）の場合には、そのまま転記します。

c 「B 譲渡の通算後」の「譲渡」欄が赤字で「一時」欄が黒字の場合には、「譲渡」欄の赤字のうち「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額に限り）の赤字を、特別控除後の「一時」欄の黒字から差し引き、差引後の金額を記入します。

それでも引ききれない「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額）欄の赤字がある場合には、引ききれない赤字を金額の頭部に△を付して記入します。また、上記以外の「分離譲渡」欄の赤字がある場合には「0」を記入します。

(3) 「C 山林」欄

山林所得がある場合に、『山林所得収支内訳書（計算明細書）』で計算した山林所得金額を記入します。山林所得金額は、取用等により土地などが買い取られた場合の5,000万円の特別控除の特例（措法33条の4）などを受けている方は、特別控除後の金額を記入します。

(4) 「D 退職」欄

退職所得がある場合に記入します。

イ 「A 差引金額」欄

退職所得の収入金額の合計額から退職所得控除額（注）を差し引いた金額を記入します。

(注) 計算方法については、『確定申告の手引き』等をご覧ください。

ロ 「D 損失額又は所得金額」欄

退職所得金額を記入します。

(注) 計算方法については、『確定申告の手引き』等をご覧ください。

(5) 「E 一般株式等の譲渡・上場株式等の譲渡・上場株式等の配当等」欄
「一般株式等の譲渡」欄及び「上場株式等の譲渡」欄は、分離課税の株式等の譲渡に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある場合に記入します。

「上場株式等の配当等」欄は、分離課税の上場株式等に係る配当所得等がある場合に記入します。

イ 「上場株式等の配当等」の「A 差引金額」欄

分離課税の上場株式等に係る配当所得等の収入金額の合計額から、分離課税の上場株式等に係る配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子（株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子に限り）を、ただし、有価証券の譲渡による所得に係るものは除きます。）の額を差し引いた金額（赤字のときは0）を記入します。

ロ 「D 損失額又は所得金額」欄

a 「一般株式等の譲渡」欄及び「上場株式等の譲渡」欄には、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』の「1 所得金額の計算」の「一般株式等」又は「上場株式等」の⑩欄の金額（「上場株式等の譲渡」欄にあっては、赤字のときは『令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）』の⑤欄の金額の頭部に△を付した金額）を、それぞれ転記します。ただし、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）』を使用されている方は、その「1 所得金額の計算」の「一般株式等」又は「上場株式等」の⑩欄の金額（赤字のときは『令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）』の⑩欄（一般株式等）又は⑪欄（上場株式等）の金額の頭部に△を付した金額）を転記します。

b 「上場株式等の配当等」の欄には、「A 差引金額」欄の金額を転記します。ただし、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除（損益の通算）する場合は、『令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）』の⑥欄の金額又は『令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）』に係る付表の⑩欄の金額を転記します。

(6) 「F 先物取引」欄

分離課税の先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある場合に、『先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書』の「合計」の⑫欄の金額（赤字のときは0）を「D 損失額又は所得金額」欄に転記します。

2 損益の通算

(1) 「A 通算前」の各欄、「山林」の「B 第1次通算後」欄及び「退職」の「C 第2次通算後」欄

「1 損失額又は所得金額」の各欄の金額を転記します。ただし、「D 損失額又は所得金額」の「D」欄が黒字（0を含みます。）の場合には転記しません。

(2) 「B 第1次通算後」の各欄

イ 「A 通算前」のA、B欄の金額がともに赤字か黒字の場合…「A 通算前」欄の金額をそのまま転記します。

ロ 「A 通算前」のA欄の金額が赤字でB欄の金額が黒字の場合…A欄の赤字をBの③から⑥欄の順に差し引きします。引ききれないためA欄の赤字が残ったときは、残った赤字の金額を頭部に△を付して記入し、B欄の黒字が残ったときは、残った黒字の金額を記入します。

ハ 「A 通算前」のA欄の金額が黒字でB欄の金額が赤字の場合…B欄の赤字をA欄の黒字から差し引きします。引ききれないためB欄の赤字が残ったときは、残った赤字の金額を頭部に△を付して記入し、A欄の黒字が残ったときは、残った黒字の金額を記入します。

(3) 「C 第2次通算後」の各欄

イ 「B 第1次通算後」のA、B、C欄の金額がともに赤字か黒字の場合…「B 第1次通算後」欄の金額をそのまま転記します。

ロ 「B 第1次通算後」のA、B欄の金額が赤字で、C欄の金額が黒字の場合…A、B欄の赤字を「経常所得」→「譲渡」の順にCの黒字から差し引き、その差引後の金額を②のハと同様に、「C 第2次通算後」欄に記入します。

ハ 「B 第1次通算後」のA、B欄の金額が黒字で、C欄の金額が赤字の場合…C欄の赤字を、①から⑥欄の順に差し引き、その差引後の金額を②のハと同様に、「C 第2次通算後」欄に記入します。

(4) 「D 第3次通算後」の各欄

イ 「C 第2次通算後」のA、B、C欄の金額が赤字で、D欄の金額が黒字の場合…A、B欄の赤字を「経常所得」→「譲渡」の順にD欄の黒字から差し引き、次にC欄の赤字をその残ったD欄の黒字から差し引き、その差引後の金額を②のハと同様に、「D 第3次通算後」欄に記入します。

ロ イ以外の場合…「C 第2次通算後」欄の金額をそのまま転記します。

(5) 「E 損失額又は所得金額」の各欄

イ 「D 第3次通算後」の「譲渡・長期・総合譲渡」欄の金額と「一時」欄の金額の合計額が黒字の場合…「E 損失額又は所得金額」の「譲渡・長期・総合譲渡、一時」欄には、「D 第3次通算後」の「譲渡・長期・総合譲渡」欄の金額と「一時」欄の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「D 第3次通算後」欄の金額を転記します。

ロ イ以外の場合…「D 第3次通算後」欄の金額を転記します。

(6) 「F 損失額又は所得金額の合計額」欄

「E 損失額又は所得金額」の各欄の損失額又は所得金額を合計し、その金額が黒字の場合にはそのまま記入し、赤字の場合には金額の頭部に△を付して記入します。

3 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算

(1)～(6)欄については「1 損失額又は所得金額」の各欄の金額を、(7)欄については「2 損益の通算」の⑬の金額を、それぞれ転記します。

(8)欄の金額（(1)から(7)までの合計額）が、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額となりますので、申告書第一表の⑭欄に転記してください。

年分 青色申告決算書又は収支内訳書（不動産所得用）付表
《国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例》

氏名 _____

1 国外中古建物（所得金額が赤字になる場合）の損失金額等

資産の名称	A 収入金額	B 必要経費	C 損失金額 (B-A)	D Bの必要経費のうち 減価償却費の金額	E 国外中古建物の損失金額の うち償却費の金額 (CとDのうちいずれか少ない方の金額)	F 国外中古建物の損失金額の うち償却費以外の金額 (C-E)
	円	円	円	円	円	円
合計					(Mに転記)	(Kに転記)

2 上記1に記載した国外中古建物以外の国外不動産等の所得金額（所得金額が黒字になる場合）

資産の名称	G 収入金額	H 必要経費	I 所得金額 (G-H)
	円	円	円
合計			(Jに転記)

3 国外不動産所得の損失の金額の計算

J 国外中古建物（所得が赤字になる場合）以外の国外不動産の所得金額の合計額 【Iの合計を転記】	円
K 国外中古建物の損失金額のうち償却費以外の金額の合計額 【Fの合計を転記】	
L 国外不動産等の所得金額（国外中古建物の損失金額のうち償却費以外の金額控除後）の合計額 【J-K】（赤字の場合は0）	
M 国外中古建物の損失金額のうち償却費の金額の合計額 【Eの合計を転記】	
N 損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額 【M-L】（赤字の場合は0）	

青色申告決算書又は収支内訳書（不動産所得用）付表 《国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例》

この付表は、令和3年分以後の各年において、国外中古建物による不動産所得を有する方が、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）41条の4の3（国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例）に規定する国外不動産所得の損失の金額がある場合において、その金額を計算するために使用します。

1 記載要領等

(1) 「国外中古建物（所得金額が赤字になる場合）の損失金額等」欄

国外中古建物の貸付けによる不動産所得の損失の金額を資産ごとに計算してください。なお、国外中古建物の貸付けによる所得金額が赤字にならない場合はこの欄には記入しないでください。また、国外中古建物及び土地の貸付けをしている場合で、その収入金額のうち国外中古建物に当たる部分の金額が不明であるときは、国外中古建物及び土地の取得価額の合計額のうち国外中古建物の取得価額の占める割合などの合理的な方法で按分してください。

(2) 「上記1に記載した国外中古建物以外の国外不動産等の所得金額（所得金額が黒字になる場合）」欄

所得金額が赤字にならない国外中古建物や国外中古建物以外の国外にある不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付による不動産所得の金額を資産ごとに計算してください。

(3) 「国外不動産所得の損失の金額の計算」欄

不動産所得に係る減価償却費の合計額（青色申告決算書（不動産所得用）の⑩の計欄又は収支内訳書（不動産所得用）の⑩の計欄）から「N 損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額」欄の金額を差し引いた金額を、青色申告決算書（不動産所得用）の⑧欄又は収支内訳書（不動産所得用）の⑦欄に記入してください。

青色申告決算書（不動産所得用）又は収支内訳書（不動産所得用）の「○ 減価償却費の計算」欄の摘要欄に、国外中古建物ごとに損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額の累積額を記入してください。「L 国外不動産等の所得金額（国外中古建物の損失金額のうち償却費以外の金額控除後）の合計額」欄の金額がある場合は、国外中古建物ごとに損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額を算出する必要があるため、「N 損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額」欄の金額に「E 国外中古建物の損失金額のうち償却費の金額」欄の合計額のうち各国外中古建物の「E 国外中古建物の損失金額のうち償却費の金額」欄の金額の占める割合を乗じて計算した金額を各国外中古建物の摘要欄に累積額として記入してください。

2 根拠条文

措法 41 条の 4 の 3

〔 年分 〕

①添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

氏名

外 国 関 係 会 社 の 名 称 等	名 称	1				
	本 た の 店 る 所 又 事 在 は 務 主 所	国 名 又 は 地 域 名	2			
		所 在 地	3			
	事 業 年 度	4	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
	主 たる 事 業	5				
	外 国 関 係 会 社 の 区 分	6	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	
	資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	7	(円)	(円)	(円)	
	株 式 等 の 保 有 割 合	8	%	%	%	
	営 業 収 益 又 は 売 上 高	9	(円)	(円)	(円)	
	営 業 利 益	10	(円)	(円)	(円)	
	税 引 前 当 期 利 益	11	(円)	(円)	(円)	
	利 益 剰 余 金	12	(円)	(円)	(円)	
	所 得 に 対 す る 租 税 の 負 担 割 合 (付 表 2 「 39 」 又 は 「 40 」)	13	%	%	%	
	企 業 集 団 等 所 得 課 税 規 定 の 適 用 を 受 け る 外 国 関 係 会 社 の 該 当 ・ 非 該 当	14	該 当 ・ 非 該 当	該 当 ・ 非 該 当	該 当 ・ 非 該 当	
	添 付 書 類	15	貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書、損益金処 分表、勘定科目内訳明細書、本店 所在地国の法人所得税に関する 法令により課される税に関する 申告書の写し、企業集団等所得 課税規定の適用がないものとし た場合に計算される法人所得税 の額に関する計算の明細書及び その計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書、損益金処 分表、勘定科目内訳明細書、本店 所在地国の法人所得税に関する 法令により課される税に関する 申告書の写し、企業集団等所得 課税規定の適用がないものとし た場合に計算される法人所得税 の額に関する計算の明細書及び その計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書、損益金処 分表、勘定科目内訳明細書、本店 所在地国の法人所得税に関する 法令により課される税に関する 申告書の写し、企業集団等所得 課税規定の適用がないものとし た場合に計算される法人所得税 の額に関する計算の明細書及び その計算の基礎となる書類	
課 税 対 象 金 額 等 の 状 況	16					
適 用 対 象 金 額 ・ 部 分 適 用 対 象 金 額 又 は 金 融 子 会 社 等 部 分 適 用 対 象 金 額 (④ 「 25 」 ・ ⑤ 「 7 」 又 は ⑥ 「 9 」)	17	%	%	%		
請 求 権 等 勘 案 合 算 割 合 (④ 「 27 」 ・ ⑤ 「 8 」 又 は ⑥ 「 10 」)	18	(円)	(円)	(円)		
課 税 対 象 金 額 ・ 部 分 課 税 対 象 金 額 若 し く は 金 融 子 会 社 等 部 分 課 税 対 象 金 額 (④ 「 28 」 ・ ⑤ 「 9 」 又 は ⑥ 「 11 」)						

(外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分)

添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の4第11項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「株式等の保有割合8」は、「②添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合等に関する明細書（付表1）」の「5」及び「6」の株式等保有割合の合計、同表「7」及び「8」の議決権保有割合の合計又は同表「9」及び「10」の請求権保有割合の合計のいずれかの割合を記載します。
ただし、居住者と措法第40条の4第2項第1号に規定する外国関係会社との間に同項第5号に規定する実質支配関係がある場合には、記載を要しません。
- 3 「添付書類15」に掲げられている書類その他参考となるべき事項を記載した書類を、確定申告書に添付して提出します。
なお、「企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類」については、令和元年分以降の確定申告書を提出する場合にのみ、添付が必要となります。
- 4 居住者が措法第40条の7第11項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

〔 年分 〕

②添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合等に関する明細書（付表1）

氏名 _____

外国関係会社の名称		1	事業年度				2	：		：
居住者等 株主等 の 内 国 法 保 有 割 合 等	氏名又は名称	住所又は本店所在地	株式等保有割合		議決権保有割合		請求権保有割合		実質支配関係	
	3	4	直接	間接	直接	間接	直接	間接	11	
	5	6	7	8	9	10	11			
本人			%	%	%	%	%	%	有・無	
同族株主グループ (本人を除く。)										
その他										
合		計		%		%		%		
同族株主 グループ の 株 式 等 保 有 割 合 等	氏名又は名称	住所又は本店所在地	株式等保有割合		議決権保有割合		請求権保有割合		実質支配関係	
	12	13	14	15	16	17				
	14	15	16	17						
本人			%	%	%	%	%	有・無		
その他										
合		計								

（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合等に関する明細書（付表1）

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の4第11項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「直接5」の各欄は、措法第40条の4第2項第1号に規定する外国関係会社（以下「外国関係会社」といいます。）の同号イに規定する居住者等株主等（以下「居住者等株主等」といいます。）のその外国関係会社に係る同項第1号イ(1)に規定する直接保有株式等保有割合を記載し、「間接6」は、その外国関係会社の居住者等株主等のその外国関係会社に係る同号イ(1)に規定する間接保有株式等保有割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「直接7」の各欄は、外国関係会社の居住者等株主等のその外国関係会社に係る措法第40条の4第2項第1号イ(2)に規定する直接保有議決権保有割合を記載し、「間接8」は、その外国関係会社の居住者等株主等のその外国関係会社に係る同号イ(2)に規定する間接保有議決権保有割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。ただし、同号イ(1)又は(3)に掲げる割合が100分の50を超える場合には、その記載及び添付を要しません。
- 4 「直接9」の各欄は、外国関係会社の居住者等株主等のその外国関係会社に係る措法第40条の4第2項第1号イ(3)に規定する直接保有請求権保有割合を記載し、「間接10」は、その外国関係会社の居住者等株主等のその外国関係会社に係る同号イ(3)に規定する間接保有請求権保有割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。ただし、同号イ(1)又は(2)に掲げる割合が100分の50を超える場合には、その記載及び添付を要しません。
- 5 「14」から「16」までの各欄は、措法第40条の4第1項第4号に規定する同族株主グループに属する者の外国関係会社に係る同項第1号イからハまでに掲げる割合を記載します。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を記載した書類及び租税特別措置法施行規則（以下「措法規則」といいます。）第18条の20第36項第7号（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に掲げる書類を添付します。
- 6 上記2ないし5のほか、措法規則第18条の20第36項第6号に掲げる書類を添付します。
- 7 居住者が措法第40条の7第11項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

〔 年分 〕

③ 添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書（付表2）

氏名

外国関係会社の名称		1	事業年度	2	・	・											
添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分に関する明細																	
特定外国関係会社の判定																	
ペーパー・カンパニー	主たる事業を行うに必要と認められる固定施設を有する外国関係会社でないこと		3	該当・非該当・未判定													
	本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行う外国関係会社でないこと		4	該当・非該当・未判定													
	外国子会社の株式等の保有を主たる事業とする一定の外国関係会社でないこと		5	該当・非該当・未判定													
	特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする等の一定の外国関係会社でないこと		6	該当・非該当・未判定													
	不動産の保有、石油その他の天然資源の探鉱等又は社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている等の一定の外国関係会社でないこと		7	該当・非該当・未判定													
キャッシュ・ボックス	総資産額に対する一定の受動的所得の金額の割合が30%を超える外国関係会社(総資産額に対する一定の資産の額の割合が50%を超えるものに限る。)であること		8	該当・非該当・未判定													
	外国関係会社の事業年度が平成31年4月1日以後を開始する場合において、非関連者等収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10%未満であり、かつ、非関連者等支払再保険料合計額の関連者等収入保険料の合計額に対する割合が50%未満である外国関係会社であること		9	該当・非該当・未判定													
対象外国関係会社の判定																	
経済生活	事業基準の特例	株式等若しくは債券の保有、無形資産等の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社でないこと	10	該当・非該当・未判定													
		統括会社特例の適用	11	有・無													
		外国金融持株会社特例の適用	12	有・無													
動	実体基準	航空機リース子会社特例の適用	13	有・無													
		本店所在地国において主たる事業を行うに必要と認められる固定施設を有する外国関係会社であること	14	該当・非該当・未判定													
		管理支配基準	15	該当・非該当・未判定													
基	非関連者基準	本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行う外国関係会社であること	15	該当・非該当・未判定													
		非関連者取引割合が50%を超える外国関係会社であること	16	該当・非該当・未判定													
準	所在地国基準	主として本店所在地国において事業を行う外国関係会社であること	17	該当・非該当・未判定													
		部分対象外国関係会社の判定															
特定外国関係会社及び対象外国関係会社以外の外国関係会社であること		18	該当・非該当・未判定														
清算外国金融子会社等であること		19	該当・非該当・未判定														
(2)の事業年度が特定清算事業年度であること		20	該当・非該当・未判定														
外国金融子会社等であること		21	該当・非該当・未判定														
所得に対する租税の負担割合の計算																	
所得の加算額の減算	当期の所得金額	当期の決算上の利益又は欠損の額	22	租税の額の計算	本店所在地国の外国法人税の額の計算	本店所在地国において課される外国法人税の額	34	%									
		本店所在地国における課税所得金額	23				所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額		35								
		非課税所得の金額	24						納付したものとみなして本店所在地国の外国法人税の額から控除される額	36							
		損金の額に算入し損支配当等の額	25							本店所在地国外において課される外国法人税の額	37						
		損金の額に算入し損支外国法人税の額	26								租税の額の計算	38					
		保険準備金繰入超過限度	27									所得に対する租税の負担割合	39				
		保険準備不足金額	28										(33)が零又は欠損金額となる場合の租税の負担割合	40			
		小計	29											(38)/(33)	%		
		収益配当等の額	30													(33)が零又は欠損金額となる場合の租税の負担割合	%
		益金の額に算入した還付外国法人税の額	31														
小計	32	(33)が零又は欠損金額となる場合の租税の負担割合	%														
所得の金額((22)又は(23))+(29)-(32)	33			(33)が零又は欠損金額となる場合の租税の負担割合	%												

（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

**添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び
所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書（付表2）**

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の4第11項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「収益配当等の額30」の記載に当たっては、次に掲げる外国関係会社（措法第40条の4第2項第1号に規定する外国関係会社をいいます。以下同じです。）の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。
 - (1) 租税特別措置法施行令（以下「措法令」といいます。）第39条の17の2第2項第1号イ（外国関係会社に係る租税負担割合の計算）に掲げる外国関係会社 同号イ(1)に掲げる所得の金額から除かれる同号イ(1)に規定する配当等の額を記載します。
 - (2) 措法令第39条の17の2第2項第1号ロに掲げる外国関係会社 同号ロ(5)に規定する配当等の額を記載します。
- 3 「所得の金額33」の記載に当たっては、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に次に定めるところによります。
 - (1) 措法令第39条の17の2第2項第1号イに掲げる外国関係会社 「(22)又は」を消します。
 - (2) 措法令第39条の17の2第2項第1号ロに掲げる外国関係会社 「又は(23)」を消します。
- 4 措法令第25条の22の2第2項第4号（外国関係会社に係る租税負担割合の計算）に規定する場合に該当するときは、「所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額35」は、所得の額に応じて高くなるその本店所在地国（その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいいます。以下同じです。）の外国法人税（法人税法第69条第1項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいいます。以下同じです。）の税率のうち最高税率を用いて算定した税額から「本店所在地国において課される外国法人税の額34」の金額を控除した残額を記載するとともに、その用いた最高税率を同欄の括弧の中に記載します。
- 5 「本店所在地国外において課される外国法人税の額37」は、外国関係会社はその本店所在地国以外の国又は地域において課された外国法人税の額から「収益配当等の額30」の金額（その国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に限り、）に対して課された外国法人税の額を控除した残額を記載します。
- 6 措法令第25条の22の2第2項第5号に規定する場合に該当するときは、「(33)が零又は欠損金額となる場合の租税の負担割合40」の記載に当たっては、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。この場合には、「34」から「39」までの各欄の記載は要しません。
 - (1) 措法令第39条の17の2第2項第1号イに掲げる外国関係会社 その外国関係会社の主たる事業に係る収入金額（その収入金額が「収益配当等の額30」の金額である場合には、その外国関係会社のその収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとしたときにその所得に対して適用される本店所在地国の外国法人税の税率を記載します。
 - (2) 措法令第39条の17の2第2項第1号ロに掲げる外国関係会社 「0」と記載します。
- 7 居住者が措法第40条の7第11項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

〔 年分 〕

④特定外国関係会社又は対象外国関係会社の
適用対象金額等の計算に関する明細書

氏名 _____

外国関係会社の名称	1		事業年度	2	：	：
適用対象金額及び課税対象金額等の計算						
所得計算上の適用法令	3	本邦法令・外国法令		16		
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	4		減	17		
損金の額に算入した法人所得税の額	5			18		
加	6		算	19		
	7		小計	20		
	8		基準所得金額 (4) + (11) - (20)	21		
算	9		繰越欠損金の当期控除額 (30)の計	22		
	10		当期中に納付することとなる 法人所得税の額	23		
	11		当期中に還付を受けることとなる 法人所得税の額	24		
	12		適用対象金額 (21) - (22) - (23) + (24)	25		
減	13	特定部分対象外国関係会社株式 等の特定譲渡に係る譲渡利益額	調整金額	26		
算	14	控除対象配当等の額	請求権等勘案合算割合	27		%
	15		課税対象金額 (25) - (26) × (27)	28		(円)
欠損金額の内訳						
事業年度	控除未済欠損金額		当期控除額	翌期繰越額 (29) - (30)		
	29		30	31		
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						
当期分						
合計						

(外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分)

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の4第1項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額4」は、措法第40条の4第2項第2号に規定する特定外国関係会社若しくは同項第3号に規定する対象外国関係会社に係る租税特別措置法施行令（以下「措法令」といいます。）第39条の15第1項第1号若しくは第2項本文（適用対象金額の計算）の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「損金の額に算入した法人所得税の額5」は、措法令第39条の15第1項第2号若しくは第2項第8号に掲げる金額を記載します。
- 4 「益金の額に算入した法人所得税の還付額12」は、措法令第39条の15第1項第3号若しくは第2項第15号に掲げる金額を記載します。
- 5 「特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額13」は、措法令第39条の15第1項第5号若しくは第2項第18号に掲げる金額を記載します。
- 6 「控除対象配当等の額14」は、措法令第39条の15第3項に規定する控除対象配当等の額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 7 「調整金額26」は、措法令25の19第1項に規定する調整金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 8 「請求権等勘案合算割合27」は、措法令第25条の19第2項第1号（課税対象金額の計算等）に定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 9 居住者が措法第40条の7第1項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

〔 年分 〕

⑤外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る
部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書

氏名

外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社の名称		1	事業年度	2	：	：
部分適用対象金額及び部分課税対象金額等の計算						
(20) + (29) + (32) + (70) + (80) + (98)		3	(4) - (5)		6	
(39) + (47) + (50) + (53) + (61) + (90) (マイナスの場合は0)		4	部分適用対象金額 (3) + (6)		7	
部分適用対象損失額の当期控除額		5	請求権等勘案合算割合		8 %	
特定所得の金額の計算			部分課税対象金額 (7) × (8)		9 (円)	
剰余金の配当等の額の合計額	剰余金の配当等の額の合計額	10	有価証券の譲渡損益		36	
	(10)のうち持株割合25%以上等の子法人から受ける剰余金の配当等の額	11	(33)に係る原価の額の合計額 (36)のうち持株割合25%以上の法人の株式等の譲渡に係る対価の額の合計額に係る原価の額の合計額		37	
	(11)のうち支払法人において損金算入される剰余金の配当等の額	12	(35)に係る直接費用の額の合計額		38	
	(10) - ((11) - (12))	13	(35) - ((36) - (37)) + (38)		39	
	(13)に係る直接費用の額の合計額	14	デリバティブ取引に係る損益の額		40 移動平均法・総平均法	
	当期に支払う負債利子の額の合計額	15	デリバティブ取引に係る損益の額		41	
	(15)のうち(14)に含まれる金額	16	(41)のうちヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額		42	
	総資産の帳簿価額	17	(41)のうち短期売買商品等損失額を減少させるために行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額((42)に該当するものを除く。)		43	
	(13)に係る株式等の帳簿価額	18	(41)のうち先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引に係る損益の額((43)に該当するものを除く。)		44	
	(15) × (18) / (17) - (16) (マイナスの場合は0)	19	(41)のうち一定の金利スワップ等に係る損益の額((43)に該当するものを除く。)		45	
	(13) - (14) - (19) (マイナスの場合は0)	20	(41)のうち一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額((42)から(45)までに該当するものを除く。)		46	
	受取利子等の額の合計額	21	損益		47	
	(21)のうち業務の通常の過程において生ずる預貯金利子の額	22	外国為替差損益		48	
	(21)のうち一定の貸金業者が行う金銭の貸付けに係る利子の額	23	外国為替差損益の額		49	
	(21)のうち一定の割賦販売等に係る利子の額	24	(48) - (49)		50	
	(21)のうち一定の棚卸資産の販売から生ずる利子の額((24)に該当するものを除く。)(外国関係会社の事業年度が令和2年4月1日以後に開始する場合に限る。)	25	その他の金融所得		51	
	(21)のうち一定のグループファイナンスに係る利子の額((23)に該当するものを除く。)	26	(51)のうちヘッジ取引として行った一定の取引に係る損益の額		52	
	(21) - ((22) + (23) + (24) + (25) + (26))	27	(51) - (52)		53	
	(27)に係る直接費用の額の合計額	28	保険所得		54	
	(27) - (28) (マイナスの場合は0)	29	当期に収入した、又は収入すべきことの確定した収入保険料(当該収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものを除く。)		55	
有価証券の貸付けによる対価の額の合計額	30	当期に収入した、又は収入すべきことの確定した再保険戻戻金		56		
(30)に係る直接費用の額の合計額	31	当期に支払った、又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額		57		
(30) - (31) (マイナスの場合は0)	32	(54) + (55) - (56) (マイナスの場合は0)		58		
有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額	33	当期に支払った、又は支払うべきことの確定した支払保険金の額の合計額		59		
(33)のうち持株割合25%以上の法人の株式等の譲渡に係る対価の額の合計額	34	当期に収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金の額の合計額		60		
(33) - (34)	35	(58) - (59) (マイナスの場合は0)		61		

(外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分)

(次ページに続きます。)

特定所得の金額の計算（続き）

（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

固定資産の貸付けに係る収益	固定資産（無形資産等を除く。）の貸付けによる対価の額の合計額	62		無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	82		
	(62)のうち主としてその本店所在地において使用に供される固定資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）の貸付けによる対価の額（(65)に該当するものを除く。）	63			(82)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額	83		
	(62)のうちその本店所在地にある不動産及び不動産の上に存する権利の貸付けによる対価の額（(65)に該当するものを除く。）	64			(82)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額	84		
	(62)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額	65			(82) - ((83) + (84))	85		
	(62) - ((63) + (64) + (65))	66			(82)に係る原価の額の合計額	86		
	(66)に係る直接費用の額の合計額（(68)に該当するものを除く。）	67			(86)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	87		
	(66)に係る償却費の額	68			(86)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	88		
	(67) + (68)	69			(85)に係る直接費用の額の合計額	89		
	(66) - (69) (マイナスの場合は0)	70			(85) - ((86) - (87) - (88)) + (89)	90		
	償却費計算上の適用法令	71	本邦法令・外国法令		税引後当期利益の額	91		
無形資産等の使用許諾に係る収益	無形資産等の使用料の合計額	72		所得控除の金額	総資産の帳簿価額	94		
	(72)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料	73				人件費の額	95	
	(72)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料	74				減価償却費の累計額	96	
	(72)のうち部分対象外国関係会社で使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料	75				((94) + (95) + (96)) × 50%	97	
	(72) - ((73) + (74) + (75))	76				(93) - (97) (マイナスの場合は0)	98	
	(76)に係る直接費用の額の合計額（(78)に該当するものを除く。）	77						
	(76)に係る償却費の額	78						
	(77) + (78)	79						
	(76) - (79) (マイナスの場合は0)	80						
	償却費計算上の適用法令	81	本邦法令・外国法令					
部 分 適 用 対 象 損 失 額 の 内 訳								
事業年度	控除未済部分適用対象損失額		当期控除額	翌期繰越額		(99) - (100)		
・	99		100	101				
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
計								
当期分								
合計								

**外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る
部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書**

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の4第6項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「請求権等勘案合算割合8」は、租税特別措置法施行令（以下「措法令」といいます。）第25条の19第2項第1号（課税対象金額の計算等）に定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「(10)のうち持株割合25%以上等の子法人から受ける剰余金の配当等の額11」は、措法第40条の4第6項第1号イに掲げる他の法人から受ける剰余金の配当等（法人税法第23条第1項第1号（受取配当等の益金不算入）に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいい、同項第2号に規定する金銭の分配を含みます。以下同じです。）の額を記載します。
- 4 「総資産の帳簿価額17」は、措法令第25条の22の3第6項第1号（部分適用対象金額の計算等）に掲げる金額を記載します。
- 5 「(13)に係る株式等の帳簿価額18」は、措法令第25条の22の3第6項第2号に掲げる金額を記載します。
- 6 「(21)のうち一定の貸金業者が行う金銭の貸付けに係る利子の額23」は、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係会社（措法第40条の4第2項第6号に規定する部分対象外国関係会社をいい、措法第40条の4第2項第7号に規定する外国金融子会社等を除きます。以下同じです。）（金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地国（その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいいます。以下同じです。）の法令の規定によりその本店所在地国において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているもの）に限り、その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額を記載します。
- 7 「(21)のうち一定の割賦販売等に係る利子の額24」は、措法令第25条の22の3第8項第1号に掲げる利子の額を記載します。
- 8 「(21)のうち一定の棚卸資産の販売から生ずる利子の額（(24)に該当するものを除く。）25」は、措法令第25条の22の3第8項第2号に掲げる利子の額を記載します。ただし、居住者が令和2年改正法第15条の規定による改正前の措法第40条の4第6項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、記載しません。
- 9 「(21)のうち一定のグループファイナンスに係る利子の額（(23)に該当するものを除く。）26」は、措法令第25条の22の3第8項第3号及び第4号に掲げる利子の額を記載します。
- 10 「(41)のうちヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額42」は、租税特別措置法施行規則（以下「措法規則」といいます。）第18条の20第23項各号（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に掲げるデリバティブ取引等（措法規則第18条の20第23項各号列記以外の部分に規定するデリバティブ取引等をいいます。以下同じです。）に係る利益の額又は損失の額（措法規則第18条の20第24項の規定の適用を受ける場合には、その事業年度において行った全てのデリバティブ取引等に係る利益の額又は損失の額）を記載します。
- 11 「(41)のうち短期売買商品等損失額を減少させるために行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額（(42)に該当するものを除く。）43」は、法人税法第61条第1項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規

- 定する短期売買商品等に相当する資産の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させるために行ったデリバティブ取引（法人税法第61条の5第1項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引をいいます。以下同じです。）に係る利益の額又は損失の額（措法規則第18条の20第33項において準用する同条第29項の規定の適用を受ける場合には、その事業年度において行った全てのデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額）を記載します。
- 12 「(41)のうち一定の金利スワップ等に係る損益の額（(43)に該当するものを除く。）45」は、法人税法第61条の5第1項に規定するその他財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を記載します。
- 13 「(41)のうち一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額（(42)から(45)までに該当するものを除く。）46」は、その本店所在地国の法令に準拠して商品先物取引法第2条第22項各号（定義）に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係会社（その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行うその行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限り、）が行う同条第13項に規定する外国商品市場取引及び同条第14項に規定する店頭商品デリバティブ取引に相当する取引に係る利益の額又は損失の額を記載します。
- 14 「その他の金融所得に係る損益の額（(20)、(29)、(32)、(39)、(47)又は(50)に該当するものを除く。）51」は、措法第40条の4第6項第1号から第6号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含みます。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（これらの各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除きます。）を記載します。
- 15 「(51)のうちヘッジ取引として行った一定の取引に係る損益の額52」は、措法規則第18条の20第31項において準用する同条第23項各号に掲げるデリバティブ取引等（措法規則第18条の20第31項において準用する同条第23項各号列記以外の部分に規定するデリバティブ取引等をいいます。以下同じです。）に係る利益の額又は損失の額（措法規則第18条の20第31項において準用する同条第24項の規定の適用を受ける場合には、その事業年度において行った全てのデリバティブ取引等に係る利益の額又は損失の額）を記載します。
- 16 「(62)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額65」は、措法令第25条の22の3第20項各号に掲げる要件に該当する部分対象外国関係会社（措法第40条の4第2項第6号に規定する部分対象外国関係会社をいい、措法第40条の4第2項第7号に規定する外国金融子会社等を除きます。）が行う措法第40条の4第6項第8号に規定する固定資産の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含みます。）による対価の額を記載します。
- 17 「(72)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料73」、「(72)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料74」及び「(72)のうち部分対象外国関係会社が使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料75」には、それぞれ措法令第25条の22の3第20項第1号、第2号及び第3号に規定する使用料（これらの規定に該当する使用料であることを明らかにする書類を保存している場合における当該使用料に限り、）の額を記載します。
- 18 「総資産の帳簿価額94」は、措法令第25条の22の3第28項に規定する総資産の帳簿価額を記載します。
- 19 「減価償却費の累計額96」は、措法令第25条の22の3第29項に規定する償却費の累計額を記載します。
- 20 居住者が措法第40条の7第1項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

〔 年分 〕

⑥外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書

氏名

外国金融子会社等の名称		1	事業年度		2	：		：	
外国金融子会社等の区分		3	外国金融機関 ・ 外国金融持株会社等						
金融子会社等部分適用対象金額及び金融子会社等部分課税対象金額等の計算									
(35) + (45) + (76)		4	(4) + (7)		8				
(55) (マイナスの場合は0)		5	金融子会社等部分適用対象金額 (8)と(26)のいずれが多い金額		9				
金融子会社等部分適用対象損失額の当期控除額 「78の計」		6	請求権等勘案合算割合		10	%			
(5) - (6)		7	金融子会社等部分課税対象金額 (9) × (10)		11	(円)			
特 定 所 得 の 金 額 の 計 算									
外 国 金 融 子 会 社 等 本 持 分 相 当 額 な 水 準 の 資 本 に 係 る 所 得	親 会 社 等 資 本 持 分 相 当 額	事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	12	固 定 資 産 の 貸 付 け に 係 る 収 益	固定資産(無形資産等を除く。)の貸付けによる対価の額の合計額	27			
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額	13		(27)のうち主としてその本店所在地において使用に供される固定資産(不動産及び不動産の上に存する権利を除く。)の貸付けによる対価の額((30)に該当するものを除く。)	28			
		(12) - (13) (マイナスの場合は0)	14		(27)のうちその本店所在地にある不動産及び不動産の上に存する権利の貸付けによる対価の額((30)に該当するものを除く。)	29			
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている利益剰余金の額 (零を下回る場合はその零を下回る額)	15		(27)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額	30			
		当該事業年度以前の各事業年度において利益剰余金の額を減少して資本金の額等を増加した場合のその増加した金額	16		(27) - ((28) + (29) + (30))	31			
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等の株式等の帳簿価額	17		(31)に係る直接費用の額の合計額((33)に該当するものを除く。)	32			
		外国金融機関である場合 (14) - ((15) + (16)) (マイナスの場合は0)	18		(31)に係る償却費の額	33			
		外国金融持株会社等である場合 (14) - ((15) + (16) + (17)) (マイナスの場合は0)	19		(32) + (33)	34			
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額 (12)	20		(31) - (34) (マイナスの場合は0)	35			
		再保険契約に伴い積み立てないこととした責任準備金に相当するものの額及び支払準備金に相当するものの額の合計額	21		償却費計算上の適用法令	36	本邦法令・外国法令		
(20)又は((20) + (21))	22	(次ページに続きます。)							
(18)又は(19) (22)	23	%							
(23)が70%を超える場合	24	本店所在地の法令に基づき下回ることのできない資本の額の2倍に相当する金額							
((18)又は(19)) - (24) (マイナスの場合は0)	25								
(25) × 10%	26								

(外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分)

特定所得の金額の計算（続き）

無形資産等の使用許諾に係る収益	無形資産等の使用料の合計額	37	異 常 所 得	税引後当期利益の額	56	
	(37)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料	38		支払を受ける剰余金の配当等の額の合計額	57	
	(37)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料	39		受取利子等の額の合計額	58	
	(37)のうち部分対象外国関係会社が使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料	40		有価証券の貸付けによる対価の額の合計額	59	
	(37) - ((38) + (39) + (40))	41		有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額	60	
	(41)に係る直接費用の額の合計額 (43)に該当するものを除く。）	42		(60)に係る原価の額の合計額	61	
	(41)に係る償却費の額	43		デリバティブ取引に係る損益の額	62	
	(42) + (43)	44		外国為替差損益の額	63	
	(41) - (44) (マイナスの場合は0)	45		その他の金融所得に係る損益の額	64	
	償却費計算上の適用法令	46		本邦法令・外国法令	保険所得の金額	65
	無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	47		固定資産(無形資産等を除く。)の貸付けによる対価の額の合計額	66	
	(47)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額	48		支払を受ける無形資産等の使用料の合計額	67	
	(47)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額	49		無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	68	
	(47) - ((48) + (49))	50		(68)に係る原価の額の合計額	69	
	(47)に係る原価の額の合計額	51		(57) + (58) + (59) + ((60) - (61)) + (62) + (63) + (64) + (65) + (66) + (67) + ((68) - (69))	70	
(51)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	52	(56) - (70) (マイナスの場合は0)	71			
(51)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	53	総資産の帳簿価額	72			
(50)に係る直接費用の額の合計額	54	控除の減価償却費の累計額	73			
(50) - (((51) - (52) - (53)) + (54))	55	((72) + (73) + (74)) × 50%	74			
		(71) - (75) (マイナスの場合は0)	75			
			76			
金融子会社等部分適用対象損失額の内訳						
事業年度	控除未済金融子会社等部分適用対象損失額	当期控除額	翌期繰越額 (77) - (78)			
：	77	78	79			
：						
：						
：						
：						
：						
：						
計						
当期分						
合計						

（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

**外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用対象金額
及び特定所得の金額等の計算に関する明細書**

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の4第8項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「請求権等勘案合算割合10」は、租税特別措置法施行令（以下「措法令」といいます。）第25条の19第2項第1号（課税対象金額の計算等）に定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「(20)又は((20)+(21))22」は、部分対象外国関係会社（措法第40条の4第8項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいいます。以下同じです。）が保険業を行う部分対象外国関係会社に該当する場合には「(20)又は」を消し、その他の場合には「又は((20)+(21))」を消します。
- 4 「24」から「26」の各欄は、「23」の割合が70%以下である場合には、記載を要しません。
- 5 「(27)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額30」は、「⑤外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書」の記載要領16に準じて記載します。
- 6 「(37)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料38」、「(37)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料39」及び「(37)のうち部分対象外国関係会社が使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料40」には、それぞれ措法令25の22の3第20項第1号、第2号及び第3号に規定する使用料（これらの規定に該当する使用料であることを明らかにする書類を保存している場合における当該使用料に限ります。）の額を記載します。
- 7 「総資産の帳簿価額72」は、「⑤外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書」の記載要領18に準じて記載します。
- 8 「減価償却費の累計額74」は、「⑤外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書」の記載要領19に準じて記載します。
- 9 居住者が措法第40条の7第8項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

〔 年分 〕

⑦特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の
総収入金額不算入額の計算に関する明細書

氏名 _____

外国法人の名称	1		本主務在 店た所 又るの は事所	国名又は地域名	3	
外国法人の事業年度	2	・ ・		所在地	4	
配当日	5	・	・	・	・	計
剰余金の配当等の額	6					
特定課税対象金額	7	(16)の合計	(9)のイ	(9)のロ	(9)のハ	
((6)と(7)のうち少ない金額)	8					
差引 (7)-(8)	9	イ	ロ	ハ		
間接特定課税対象金額	10	(⑧の「19」)	(12)のイ	(12)のロ	(12)のハ	
((6)-(8)と(10)のうち少ない金額)	11					
差引 (10)-(11)	12	イ	ロ	ハ		
総収入金額不算入額 (8)+(11)	13	(円)	(円)	(円)	(円)	
特 定 課 税 対 象 金 額 の 明 細	14	%			((16)の「本年分」に転記します。)	
請求権等勘案直接 保有株式等の保有割合	15	本年発生額 (④(「26」-「27」)、⑤「7」又は⑥「9」)×(14)				
前年繰越額又は本年発生額	本年控除額	翌年繰越額 (16)-(17)				
年分	16	17		18		
年分 (3年前)						
年分 (2年前)						
年分 (前年)						
計	(15)					
本年分						
合計						

**特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の
総収入金額不算入額の計算に関する明細書**

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の5第1項又は第2項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「特定課税対象金額7」は、措法第40条の5第1項各号に掲げる合計額（以下「特定課税対象金額」といいます。）を記載します。なお、特定課税対象金額を有しない場合には、「7」から「9」までの各欄は記載を要しません。
- 3 「間接特定課税対象金額10」は、措法第40条の5第2項第1号又は第2号に規定する金額（以下「間接特定課税対象金額」といいます。）を記載します。なお、間接特定課税対象金額を有しない場合には、「10」から「12」までの各欄は記載を要しません。
- 4 「請求権等勘案直接保有株式等の保有割合14」は、「2」の事業年度終了の時における租税特別措置法施行令第25条の23第1項（剰余金の配当等の額の控除）に規定する割合を記載します。
- 5 居住者が措法第40条の8第1項又は第2項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

〔 年分 〕

⑧間接特定課税対象金額の計算に関する明細書

氏名 _____

外国法人の名称		1	他の外国法人の名称		4
本店務又所の主たる在る	国名又は地域名	2	本店務又所の主たる在る	国名又は地域名	5
	所在地	3		所在地	6
間 接 特 定 課 税 対 象 金 額 の 明 細					
配当日の属する年		7	前二年内の各年分のうち最も古いもの		8
外国法人が他の外国法人から剰余金の配当等を受けた日	外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額	9	請求権勘案直接保有株式等の保有割合	(9) × (10)	(11)のうち特例適用配当等の額
		10		11	12
					13
合計					
年分	他の外国法人に係る課税対象金額等	14	間接保有割合	(14) × (15)	(16)のうち特例適用配当等の額
		15		16	17
					18
年分(2年前)					
年分(前年)					
計					
本年分					
合計					
間 接 特 定 課 税 対 象 金 額 (13)の合計と(18)の合計のうち少ない金額					19

間接特定課税対象金額の計算に関する明細書

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の5第2項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額9」は、租税特別措置法施行令（以下「措法令」といいます。）第25条の23第3項各号（特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等）に掲げる剰余金の配当等の額については、記載しません。
- 3 「請求権勘案直接保有株式等の保有割合10」は、措法令第25条の23第4項に規定する直近配当基準日における同項に規定する割合を記載します。
- 4 「(11)のうち特例適用配当等の額12」は、措法第40条の5第2項第1号に規定する前二年内の各年分に係る特例適用配当等の額を合計した金額を記載します。
- 5 「間接保有割合15」は、措法令第25条の23第6項若しくは第7項に規定する割合を記載します。
- 6 「(16)のうち特例適用配当等の額17」は、措法第40条の5第2項第2号ロに規定する前二年内の各年分に係る特例適用配当等の額を合計した金額を記載します。
- 7 居住者が措法第40条の8第1項又は第2項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

〔 年分 〕

⑨特殊関係内国法人及び添付対象外国関係法人
の状況等に関する明細書

氏名 _____

特 殊 関 係 内 国 法 人 の 状 況			
名 称	1	事 業 年 度	3
本店又は主たる事務所の所在地	2	特 定 関 係 が 生 じ た 日	4
特 殊 関 係 株 主 等 の 状 況			
氏 名 又 は 名 称	居住者・非居住者・内国法人・外国法人の区分		氏 名 又 は 名 称
5	6		7
本	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
添 付 対 象 外 国 関 係 法 人 の 状 況			
名 称	本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		事 業 年 度
9	10	11	12
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・
			・

(外国関係法人の平成三十年四月一日以後開始事業年度分)

特殊関係内国法人及び添付対象外国関係法人の状況等に関する明細書

この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の7第11項（特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合において、措法第40条の7第2項第2号に規定する特殊関係内国法人並びに同条第1項に規定する特殊関係株主等及び外国関係法人について、同項に規定する株式等の保有を通じたこれらの者の関係を系統的に図示した書類を別紙に記載して添付します。

雑損失の金額の計算書

(年分)

氏 名

この計算書は、災害により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうちに災害関連支出がある場合に使用します。
 なお、損失額の合理的な計算方法により損失額を計算する場合には、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を併せて使用します。

1 損害の原因等

損害の原因		損害年月日	. .
-------	--	-------	-----

→申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「損害の原因」欄及び「損害年月日」欄にそれぞれ転記します。

2 災害関連支出の内訳

	区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳			A 原状回復のための支出額 (ハ×30%+イ)
						イ 原状回復のための支出金額	ロ 資本的支出の金額	ハ イとロの区分が困難な金額	
原状回復のための支出				. .	円	円	円	円	円
				. .					
				. .					
				. .					
				. .					
				. .					
				. .					
合 計									
取壊し、除去等の費用	区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	B 支払金額	【備考】			
				. .	円				
				. .					
				. .					
				. .					
				. .					
				. .					
				. .					
合 計									

3 損失額の計算

区 分	住 宅	家 財	車 両			C 合 計
損 害 金 額 (「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を使用した場合には③、④、⑤の金額をそれぞれ「住宅」、「家財」又は「車両」の欄に記入します。)	円	円	円	円	円	円
①						
原状回復のための支出額 (2のA欄の各区分ごとの金額)	②					
①と②のいずれか大きい方の金額	③					
③から差し引く保険金等で補てんされる金額 (③の金額を超える場合は③の金額)	④	()	()	()	()	()
③ - ④	⑤					
原状回復に係る災害関連支出の金額 (② - ①) (赤字のときは0、⑤の金額を限度)	⑥					
取壊し、除去等の額の合計額 (2のB欄の各区分ごとの金額)	⑦					
⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額 (⑦の金額を超える場合は⑦の金額)	⑧	()	()	()	()	()
⑦ - ⑧	⑨					
災害関連支出の金額 (⑥ + ⑨)	⑩					
損失額の計 (① + ⑩)	⑪					

4 雑損失の金額(雑損控除額)の計算

		損害金額等の全体	
損害金額 ((③のC) + (⑦のC))	⑫	円	→⑫の金額を申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「損害金額」欄に転記します。
保険金などで補てんされる金額 (④のC) + (⑧のC)	⑬		→⑬の金額を申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「保険金などで補填される金額」欄に転記します。
差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭		
所得金額	⑮		←この計算書の「書き方」をご覧ください。
⑮ × 0.1	⑯		
⑭ - ⑯	⑰	(赤字のときは0)	
差引損失額のうち災害関連支出の金額 (⑩)	⑱		→申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に転記します。
⑱ - 50,000円	⑲	(赤字のときは0)	
雑損失の金額 (⑰と⑲のいずれか多い方の金額)	⑳		→申告書第一表「雑損控除」欄に転記します。
雑損控除額 (⑮と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉑		←⑱に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、この計算書の「書き方」をご覧ください。
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 (㉑ - ⑮)	㉒	(赤字のときは0)	

書 き 方

この計算書は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書と一緒に提出してください。
記載に当たっては、次の点に注意してください。

1 損害の原因等

「損害の原因」欄には「〇〇地震」などと、「損害年月日」にはその損害が生じた年月日を記入します。

2 災害関連支出の内訳

- (1) 災害関連支出となる支出について、それぞれ「原状回復のための支出」及び「取壊し、除去等の費用」に区分して、それぞれ「支払先の名称・所在地等」、「工事内容」、「支払年月日」、「支払金額」を記入します。
- (2) 「区分」欄は、損害を受けた資産ごとに、「住宅」、「家財」、「車両」などと記入します。
- (3) 「A 原状回復のための支出額」欄は「支払金額の内訳」のイの金額とハ×30%の金額の合計額を区分ごとに記入します。

3 損失額の計算

原状回復のための支出をした住宅や車両などが2以上ある場合は、該当欄を分割するなどして各々記入してください。

- (1) 「損害金額」①欄には、「住宅」・「家財」・「車両」などの資産の被災直前の時価を基に計算した損害額（保険金等を差し引く前の金額）を記入します。
なお、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を利用された方は、当該計算書の⑤、⑫、⑯欄の金額が被災直前の時価を基に計算した損害額となります。
- (2) 「原状回復のための支出額」②欄
「2 災害関連支出の内訳」において記入した区分ごとのA欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (3) 「③から差し引く保険金等で補てんされる金額」④欄
原状回復のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（③欄の金額が限度となります。）。
なお、受け取るべき保険金等の金額を括弧内に記入します。
- (4) 「取壊し、除去等の額の合計額」⑦欄
「2 災害関連支出の内訳」において記入した「取壊し、除去等の費用」の区分ごとのB欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (5) 「⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額」⑧欄
取壊し、除去等のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（⑦欄の金額が限度となります。）。
なお、受け取るべき保険金等の金額を括弧内に記入します。

4 雑損失の金額（雑損控除額）の計算

- (1) 「損害金額」⑫欄
災害に係る損失金額でないその他の損失金額がある場合には、右側の「左のうち、その他の雑損失の金額」欄にその金額を記入します。
- (2) 「所得金額」⑮欄
申告書第一表の⑫欄の金額 _____ 円 + 退職所得金額 _____ 円 + 山林所得金額 _____ 円
+ 申告分離課税の所得金額（特別控除前） _____ 円 = 所得金額 _____ 円
なお、前年以前から繰り越された繰越損失がある場合の⑮欄の金額は、繰越控除後の金額となります。
- (3) 「雑損控除額」⑳欄
⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」と㉑欄の金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
- (4) 「翌年以後に繰り越す雑損失の金額」㉒欄
⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」を㉑欄の金額から差し引いた金額を記入します。

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住 所 _____

氏 名 _____

損害年月日	. .	損害の原因	
住 宅 ・ 家 財 等 の 損 失 額 の 計 算			
住 宅 の 種 類	住宅・その他 ()		住宅・その他 ()
住 宅 の 区 分	平屋・二階建・その他 ()		平屋・二階建・その他 ()
住 宅 の 構 造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()		木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()
住 宅 の 取 得 年 月	年 月		年 月
住 宅 の 床 面 積	m ²		m ²
被 害 の 区 分	全壊・流失・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下		全壊・流失・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下
浸 水 時 間	24時間以上・24時間未満		24時間以上・24時間未満
土 砂 (海 水) の 流 入	有 ・ 無		有 ・ 無
1 住 宅 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円
	(2) (1) 以外の場合 1m ² 当たりの工事費用×総床面積	②	_____千円/m ² × _____m ² = _____円
	(①・②) × 0.9 × 償却率 (_____) × 経過年数 (_____ 年)	③	
	被災直前の時価相当額 ((①・②) - ③)	④	
	損害額 (④ × 被害割合 (_____%))	⑤	
	保険金などで補てんされる金額	⑥	
	差引損失額 (⑤ - ⑥)	⑦	
2 家 財 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑧	円
	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 _____ 歳 : 夫婦・独身)	⑨	円
	(1)以外の 場合	⑩	大人 1,300,000円 × _____人 = _____円 子供 800,000円 × _____人 = _____円 計 _____円
	被災直前の時価相当額 (⑨ + ⑩)	⑪	円
	損害額 ((⑧・⑪) × 被害割合 (_____%))	⑫	
	保険金などで補てんされる金額	⑬	
	差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭	
3 車 両 の 損 失 額	普通・軽の区分		普通・軽
	取 得 年 月		年 月
	車 両 の 取 得 価 額	⑮	円
	⑮ × 0.9 × 償却率 × 経過年数 (_____) (_____ 年)	⑯	
	被災直前の時価相当額 (⑮ - ⑯)	⑰	
	損害額 (⑰ × 被害割合 (_____%))	⑱	
	差引損失額 (⑱ - ⑲)	⑳	
差 引 損 失 額 の 合 計 (⑦ + ⑭ + ⑳)	㉑		

書 き 方

- 1 この計算書は、災害による被害を受けたことにより、雑損控除の適用を受けようとする方が、個々に損失額を計算することが困難な場合に、一定の算定方式により、損失額を計算するためのものです。
- 2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意してください。
 - 「損害年月日」欄： 災害の始まった日を記載してください。
 - 「損害の原因」欄： 「〇〇地震」などと記入します。
 - 「住宅の種類」欄： 該当するものを○で囲んでください。
 - 「住宅の区分」、「住宅の構造」欄： 該当するものを○で囲んでください。
なお、三階建て以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を○で囲み、()内に「〇階建て」又は「地下階あり」と記載してください。
 - 「住宅の取得年月」欄： 住宅の取得年月を記載してください。
 - 「住宅の床面積」欄： 住宅の総床面積を記載してください。
 - 「被害の区分」欄： 該当する事項を○で囲んでください。
なお、床上浸水の場合には、床板上の浸水の高さを記載してください。
 - 「浸水時間」欄： 浸水した時間で該当する事項を○で囲んでください。
 - 「土砂(海水)の流入」欄： 土砂(海水)の流入の有無(床上・床下を問いません)について、該当するものを○で囲んでください。
- 「住宅・家財等の損失額の計算」欄
 - イ 「1 住宅の損失額」欄： 被災した住宅ごとにそれぞれ記載してください。
住宅の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。
住宅の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。
②欄の1㎡当たりの工事費用は、参考4を参照してください。
③欄の償却率は、参考1の構造の区分に応じた償却率を記載します。
経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。
④欄の計算に当たっては、参考1の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。
⑤欄の被害割合については、参考3を参照してください。
 - ロ 「2 家財の損失額」欄： 家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。
家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。
なお、(1)による場合は、別紙「被災した家財の個別明細書」により計算し、当該別紙の「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記してください。
⑨欄の家族構成別家財評価額は、参考5を参照してください。
⑫欄の被害割合については、参考3を参照してください。
 - ハ 「3 車両の損失額」欄： 被災した車両(生活に通常必要でないものを除きます。)ごとに記載してください。
なお、「普通・軽の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
⑬欄の償却率は、参考2の種類区分に応じた償却率を記載します。
経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。
⑰欄の計算に当たっては、参考3の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。
⑱欄の被害割合については、参考3を参照してください。
 - ニ 「保険金などで補てんされる金額」欄： 保険金や共済金、損害賠償金などの支払を受ける場合に、その支払を受ける金額がその対象となった被災した資産の区分(住宅、家財、車両の区分)ごとに判明するときはその被災した資産の区分ごとに、判明しないときは被災財産の被害額等により配分したところにより、記載してください。

参考 1：住宅の構造別耐用年数表

構 造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70 年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57 年	0.018
金属造	骨格材の肉厚 4mm 超	51 年	0.020
	骨格材の肉厚 3mm 超 4mm 以下	40 年	0.025
	骨格材の肉厚 3mm 以下	28 年	0.036
木造又は合成樹脂造		33 年	0.031
木骨モルタル造		30 年	0.034

(注 1) 耐用年数は、通常の耐用年数を 1.5 倍したのとなっています。

(注 2) 償却率は、旧定額法で記載しています。

(注 3) 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

参考 2：車両の種類別耐用年数表

種 類	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
普通自動車	6 年	9 年	0.111
軽自動車	4 年	6 年	0.166

参考 3：被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 50% 以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 70% 以上である場合
	(倒壊に準ずるものを含む)				
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 20% 以上 50% 未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 20% 以上 70% 未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床 上 1.5m 以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水 (24 時間以上) の場合には、各割合に 15% を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1 m 以上 1.5m 未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm 以上 1 m 未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50cm 未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
二階建以上		35 (20)	40 (25)		
床 下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を 100% とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考4：地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）【令和4年分用】

（単位：千円）

		木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注）		173	284	265	256
札幌局	北海道	187	304	265	256
仙台局	青森	175	284	301	256
	岩手	182	284	265	256
	宮城	173	284	265	256
	秋田	175	284	293	256
	山形	180	284	265	256
	福島	178	284	333	256
関東信越局	茨城	173	284	265	256
	栃木	173	284	265	256
	群馬	173	284	265	256
	埼玉	173	284	273	264
	新潟	185	284	265	256
	長野	190	570	354	256
東京局	千葉	173	344	265	261
	東京都	173	364	327	309
	神奈川	173	284	292	285
	山梨	187	284	300	256
金沢局	富山	184	284	265	256
	石川	180	284	265	257
	福井	177	284	265	262
名古屋局	岐阜	174	284	265	256
	静岡	180	284	265	256
	愛知	173	284	265	259
	三重	184	284	265	263
大阪局	滋賀	173	284	265	256
	京都	177	284	265	269
	大阪	173	284	265	256
	兵庫	173	333	265	256
	奈良	173	284	265	256
	和歌山	173	284	265	256
広島局	鳥取	180	284	265	256
	島根	182	284	265	256
	岡山	184	284	265	256
	広島	173	284	265	256
	山口	179	284	265	256
高松局	徳島	178	284	276	256
	香川	188	284	265	256
	愛媛	173	284	265	256
	高知	185	284	265	256
福岡局	福岡	173	295	265	256
	佐賀	173	284	265	256
	長崎	176	284	265	256
熊本局	熊本	177	284	265	256
	大分	173	284	265	256
	宮崎	173	284	265	256
	鹿児島	174	284	265	256
沖縄所	沖縄	180	284	265	279

（注）該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。

参考5：家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注1）大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

（注2）配偶者と死別している場合は、「家族構成別家財評価額」の「夫婦」欄を使用し、大人1名分（130万円）を差し引いて計算します。

居住形態等に関する確認書

Confirmation of the Type of Resident Status etc.

 一
面

(令和4年分)

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	
居住形態等 (Type of Resident Status)	
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	_____
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	_____
2 令和4年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2022?)	<input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	_____
4 令和4年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2022)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
5 (1) 4 (2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2022, did you receive any foreign source income during that period?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of foreign source income)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount paid in Japan out of ①)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Amount remitted to Japan out of ①)	円

住所又は居所を有していた期間の確認表

Confirmation Table of the Period of Resident Status

二
面

- 平成24年1月1日から令和3年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2012~2021).

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)							年数・月数・日数 (The number of years, months and days)		
(Year)	(Month)	(Day)	~	(Year)	(Month)	(Day)	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total)									
(注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.							年	月	日

- 令和4年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2022.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)					年数・月数・日数 (The number of years, months and days)		
(Month)	(Day)	~	(Month)	(Day)	年	月	日
月	日	~	月	日	年	月	日
月	日	~	月	日	年	月	日
月	日	~	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total)							
(注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.					年	月	日

(令和4年分)

Resident Status

The scope of taxable income is determined by your resident status. Therefore, first of all, you are requested to make clear what your resident status is.

Resident status is divided into three categories: Non-permanent Resident, Permanent Resident, Non-resident.

The following is a brief explanation of resident status.

[1] Resident

A person who has a “JUSHO” (domicile) in Japan, or has had a “KYOSHO”(residence) in Japan for one year or more.

NOTE : In general, you have a “JUSHO” in Japan if your base of living is in Japan, and you have a “KYOSHO” in Japan if you are staying or living in Japan regardless of your “JUSHO”.

(i) Non-permanent resident

A resident who has not Japanese nationality and has had his/her “JUSHO” or “KYOSHO” in Japan for period or periods in the aggregate 5 years or less in last 10 years.

(ii) Permanent resident

A resident other than non-permanent resident.

[2] Non-resident

A person other than resident.

Taxable Income

The following table shows the scope of taxable income according to your resident status.

SCOPE OF TAXABLE INCOME

CLASSIFICATION		INCOME OTHER THAN FOREIGN SOURCE INCOME	FOREIGN SOURCE INCOME	
			PAID IN JAPAN	PAID ABROAD
RESIDENT	PERMANENT RESIDENT	Taxable		
	NON-PERMANENT RESIDENT	Taxable	Taxable	Only the portion deemed remitted to Japan is taxable. (This means that the remainder retained abroad is not taxable.)
CLASSIFICATION		DOMESTIC SOURCE INCOME	INCOME OTHER THAN DOMESTIC SOURCE INCOME	
NON-RESIDENT		Taxable in principle	Not Taxable	

NOTE: Salaries, wages or other remuneration for personal services performed in Japan are treated as “domestic source income”, whether they are paid in Japan or abroad.

“Confirmation Table of the Period of Resident Status”

- “Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding ten years” may be checked in the manner as mentioned below.
 - ・ To check the dates of emigration and immigration as stamped in your passport when you keep your passport covering that period.

- In place of stating periods during which you have maintained domicile or residence in Japan, you may attach to this confirmation table a copy of your passport.

「住所又は居所を有していた期間の確認表」の記載について

- 「過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間」については、次の方法により確認することができます。
 - ・ その期間の旅券を保管している場合には、その旅券に記録された出入国の履歴

- 国内に住所又は居所を有していた期間の記載に代えて、旅券の写しを添付することができます。

(納税地)
(氏名)

□□□□-□□□□
殿

第 _____ 号 (整理番号)
年 月 日

税 務 署 長

印

更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税 目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間

備 考	
-----	--

() のうち () 目

氏名 殿

税 目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間

備 考	
-----	--

別紙

() のうち () 目

第 _____ 号 (整理番号)
 _____ 年 _____ 月 _____ 日

□□□□ - □□□□□□

殿

税務署長 _____ 印

年分所得税及び復興特別所得税の減額申請の承認通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた _____ 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請については、次のとおり承認します。

この結果、この通知による承認後の予定納税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分		㉠ 承認前の額	㉡ 承認後の額	㉢ 差引減少額 (㉠ - ㉡)
申告納税見積額		円	円	円
予定納税額	第 1 期			
	第 2 期			
	合 計			

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

(整理番号)

_____ 税務署長

年分所得税及び復興特別所得税の減額申請の承認通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた _____ 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請については、次のとおり承認します。

この結果、この通知による承認後の予定納税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分		A 承認前の額	B 承認後の額	C 差引減少額 (A - B)
申告納税見積額		円	円	円
予 定 納 税 額	第 1 期			
	第 2 期			
	合 計			

本表の二

電子通知

氏名 _____ 殿

区 分		①	②	③
		前の額	後の額	増減(△印)差額 (② - ①)
所得金額	所得	①	円	円
	所得	②		
	所得	③		
	所得	④		
	所得	⑤		
	計 (総所得)	⑥		円
	所得	⑦		
	所得	⑧		
	所得	⑨		
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金	⑩		
	生命保険料、地震保険料控除	⑪		
	障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生控除	⑫		
	配偶者(特別)控除	⑬		
	扶養控除	⑭		
	基礎控除	⑮		
	⑩ から ⑮ までの計	⑯		
	雑損、医療費(特例)控除	⑰		
	寄附金控除	⑱		
所得控除額の計	⑲			
課税される所得金額 (⑲の金額を⑥、⑦、⑧、⑨から順に控除)	総所得	⑳		
	所得	㉑		
	所得	㉒		
	所得	㉓		
算出税額	㉑ に 対 す る 税 額	㉔		
	㉒ に 対 す る 税 額	㉕		
	㉓ に 対 す る 税 額	㉖		
	㉔ に 対 す る 税 額	㉗		
	計	㉘		
所得税額から差し引かれる金額	控除	㉙		
	控除	㉚		
	控除	㉛		
差引所得税額 (㉘ - ㉙ - ㉚ - ㉛)	㉜			
(引ききれないときは0)				
災害減免額、所得税に係る外国税額控除額等	㉝			
	㉞			
所得税に係る源泉徴収税額	㉟			
再差引所得税額 (㉜ - ㉝ - ㉞ - ㉟)	㊱			
(引ききれないときは0)				
㊱ × 2.1%	㊲			
申告納税見積額 (㊱ + ㊲)	㊳		円	
予定納税額	第 1 期	㊴		
	第 2 期	㊵		

青 特
・ 農
白

氏名 _____ 殿

区 分		A 承認前の額	B 承認後の額	C 増減(△印)差額 (B-A)
所得金額	事業所得	1	円	円
		2		
		3		
		4		
		5		
	計 (総所得)	6		円
		7		
		8		
		9		
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料、小規模企業共済等掛金控除	10		
	生命保険料、地震保険料控除	11		
	障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生控除	12		
	配偶者、配偶者特別控除	13		
	扶養控除	14		
	基礎控除	15		
	10欄から15欄までの計	16		
	雑損、医療費、医療費(特例)控除	17		
	寄附金控除	18		
	所得控除額の計	19		
課税される所得金額	総所得	20		
	(19欄の金額を)	21		
	6欄、7欄、8欄、9欄	22		
	から順に控除	23		
算出税額	20欄に対する税額	24		
	21欄に対する税額	25		
	22欄に対する税額	26		
	23欄に対する税額	27		
計	28			
所得税額から差し引かれる金額		29		
		30		
		31		
差引所得税額 (28欄-29欄-30欄-31欄) (引ききれないときは0)	32			
災害減免額、所得税に係る外国税額控除額等	33			
	34			
所得税に係る源泉徴収税額	35			
再差引所得税額 (32欄-33欄-34欄-35欄) (引ききれないときは0)	36			
36欄×2.1%	37			
申告納税見積額 (36欄+37欄)	38		円	
予定納税額	第 1 期	39		
	第 2 期	40		

電子通知

翌年へ繰り越す外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算書

年分

氏名 _____ 殿

1 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円
復興特別所得税額	②	
所得総額	③	
調整国外所得金額	④	
所得税の控除限度額 <small>(① × $\frac{④}{③}$)</small>	⑤	
復興特別所得税の控除限度額 <small>(② × $\frac{④}{③}$)</small>	⑥	

2 本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算

控除限度額	所得税 <small>(1の⑤の金額)</small>	㊶	円	控除余裕額	所得税 <small>(④-⑥)</small>	㊴	円
	復興特別所得税 <small>(1の⑥の金額)</small>	㊷			道府県民税 <small>(⑦+㊸+㊹-㊺)と㊻のいずれか少ない方の金額</small>	㊵	
	道府県民税 <small>(⑦×12%又は6%)</small>	㊸			市町村民税 <small>(⑧-㊺)と㊻のいずれか少ない方の金額</small>	㊶	
	市町村民税 <small>(⑧×18%又は24%)</small>	㊹			計 <small>(㊴+㊵+㊶)</small>	㊷	
	計 <small>(㊷+㊸+㊹+㊺)</small>	㊺			控除限度超過額 <small>(㊻-㊷)</small>	㊸	
	外国所得税額	㊻					

3 翌年への繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の金額

年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の控除限度額等
		㊿前年繰越額及び本年発生額 円	㊿本年使用額 円	㊿翌年繰越額 (㊿ - ㊿) 円	㊿前年繰越額及び本年発生額 円	㊿本年使用額 円	㊿翌年繰越額 (㊿ - ㊿) 円	
(3年前)	所得税						〔翌年1月1日時点の住所〕 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市	
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
(2年前)	所得税						〔翌年1月1日時点の住所〕 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市	
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
(前年)	所得税						〔翌年1月1日時点の住所〕 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市	
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
合計	所得税						/	
	道府県民税							
	市町村民税							
	計							
本年分	所得税 ㊿				㊿		/	
	道府県民税 ㊿							
	市町村民税 ㊿							
	計 ㊿							

付表の十二

() 枚のうち () 枚目